

**牛久市第4次総合計画
第2期基本計画（2025～2028）
素案**

目次

序 論.....	1
1. はじめに	2
2. 計画について	2
3. 市の概要	5
4. 基本構想の概要.....	10
5. 牛久市の将来人口	11
6. 時代の潮流	12
7. 市民ニーズの把握	14
8. 序論のまとめ	18
基本計画	21
基本計画の全体像	22
施策体系	24
重点プロジェクトについて	31
第2期基本計画重点プロジェクト.....	32
第1章【健康・医療・福祉】.....	37
第2章【教育・文化】.....	53
第3章【しごと】.....	73
第4章【市民共創】	87
第5章【生活基盤】	101
第6章【環境】.....	119
第7章【行政運営】	129
牛久市人口ビジョン	143
1. 牛久市人口ビジョン改訂の背景.....	144
2. 牛久市の人口の現状分析.....	146
3. 牛久市人口ビジョンの検証.....	153
4. 人口ビジョンの見直し.....	157
5. 人口の将来展望.....	159
牛久市デジタル田園都市構想総合戦略	163
1. 策定の背景と趣旨	164
2. 計画の期間	165
3. 国が示すデジタル田園都市国家構想基本方針.....	166
4. 牛久市人口ビジョンの概要.....	168
5. 総合戦略策定にあたっての牛久市の課題と取組方針.....	169
6. 総合戦略の施策体系	171
7. 基本目標と施策.....	172
8. 横断的目標と施策.....	184

序 論

1. はじめに

1-1. 策定にあたって

本市では 2021（令和3）年に「牛久市第4次総合計画 第1期基本計画」を策定し、将来像である「笑顔あふれるにぎわいとやすらぎのあるまち」の実現に向けて市政運営を行ってきました。

この間、新型コロナウイルス感染症の流行による経済活動の停滞、国際紛争などに起因する社会情勢の不安定さなど、不確実で予測困難な社会状況が鮮明に認識されてきました。これらの社会状況の中、本市は、市民が安全と安心、幸せを実感することができ、より豊かに暮らせるまちを目指し、DXなどの技術革新、グローバル化の進展、価値観やライフスタイルの変容など新たな視点を起点に、市民一人ひとりが自分らしく活躍できるまちづくりに取り組んでいく必要があります。

また、国では、少子高齢化が予想を上回る早さで進行している状況を踏まえ、地方への人の流れをつくり、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるため、地方創生に取り組んできた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、2023（令和5）年度を初年度とする5か年の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を新たに策定しました。これにより、デジタルの力を活用した地方の社会課題の解決を、より高度に、効率的に推進するものとしています。本市においても、人口減少対策には、健康・福祉、教育、産業など幅広い分野において、積極的に新たな技術を活用した取組が必要であることから、「第3期牛久市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を「牛久市デジタル田園都市構想総合戦略」として策定します。

さらに、政策・施策を網羅する総合計画と、人口減少対策の柱となる総合戦略の整合性を図りながら、両計画の効果的な運用を推進するべく、「牛久市第4次総合計画第2期基本計画」と「牛久市デジタル田園都市構想総合戦略」を一体的に策定するものとします。

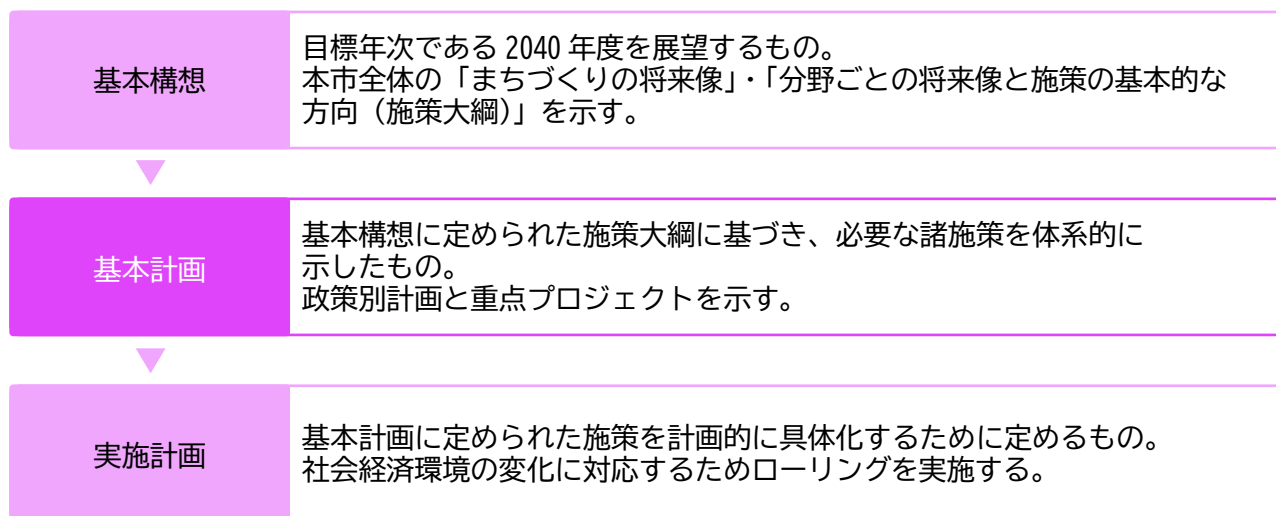
2. 計画について

2-1. 総合計画とは

総合計画は、本市が策定するすべての行政計画の最上位に位置するもので、行政運営の総合的な指針となるものです。国や茨城県の動向や社会情勢、本市の現状を踏まえ、各分野に専門的な知識や経験を持つ方や市民の方々のご意見等を反映して作成します。

2-2. 計画の構成

総合計画は「基本構想」、「基本計画」および「実施計画」で構成されます。



2-3. 計画の期間

「基本構想」は 20 年の計画期間を見据えた長期的な構想となっています。「第 2 期基本計画」および「デジタル田園都市構想総合戦略」の計画期間は 2025（令和 7）年から 2028（令和 10）年の 4 年間となっています。



2-4. 総合戦略とは

総合戦略は、全国的に進む人口減少と地方都市の衰退を食い止めるために、「まち」「ひと」「しごと」による地方創生の視点から、地域の特徴を活かした自律的で持続的な社会をつくることを目指した計画です。市民、産業界・関係行政機関・教育機関・金融機関・労働団体・メディア・土業（産官学金労言士）など、幅広い分野が連携し計画策定にあたります。

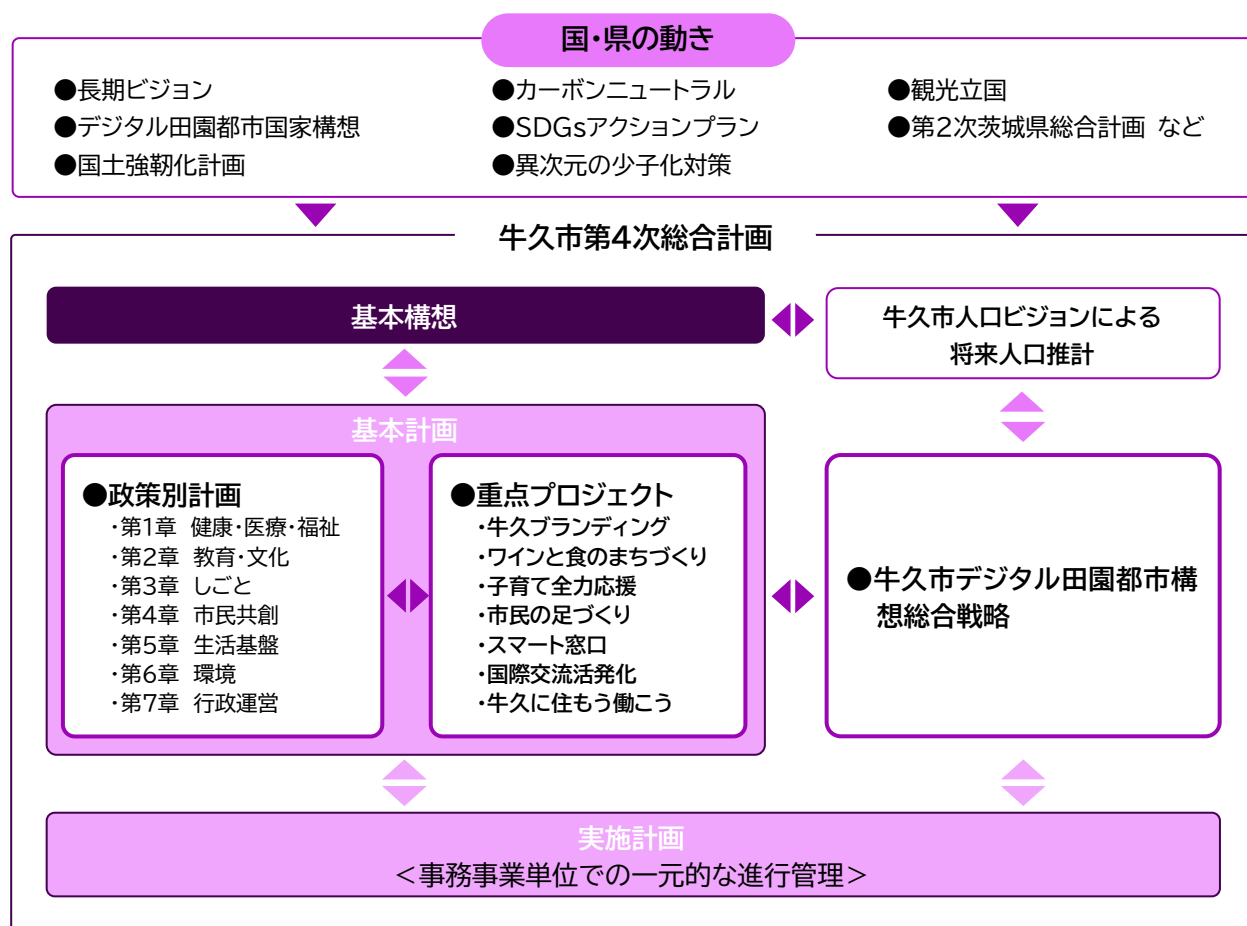
2-5. 人口ビジョンとは

本市の人口の現状を分析し、人口に関する認識を共有するとともに、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するものです。総合計画の将来人口推計は、人口ビジョンと整合を図るものとします。

2-6. 総合計画と人口ビジョン、総合戦略の位置づけ

本市では 2024（令和 6）年度に改定作業を実施する「牛久市人口ビジョン」において、2060 年の将来目標人口を設定します。その中で推計する 2040 年の人口を、本計画の目標人口とします。

「牛久市第 4 次総合計画第 2 期基本計画」と「牛久市デジタル田園都市構想総合戦略」を一体的に策定し、総合計画の施策体系のもと、一元的な進行管理による効果的・効率的な計画の実現を図ります。



3. 市の概要

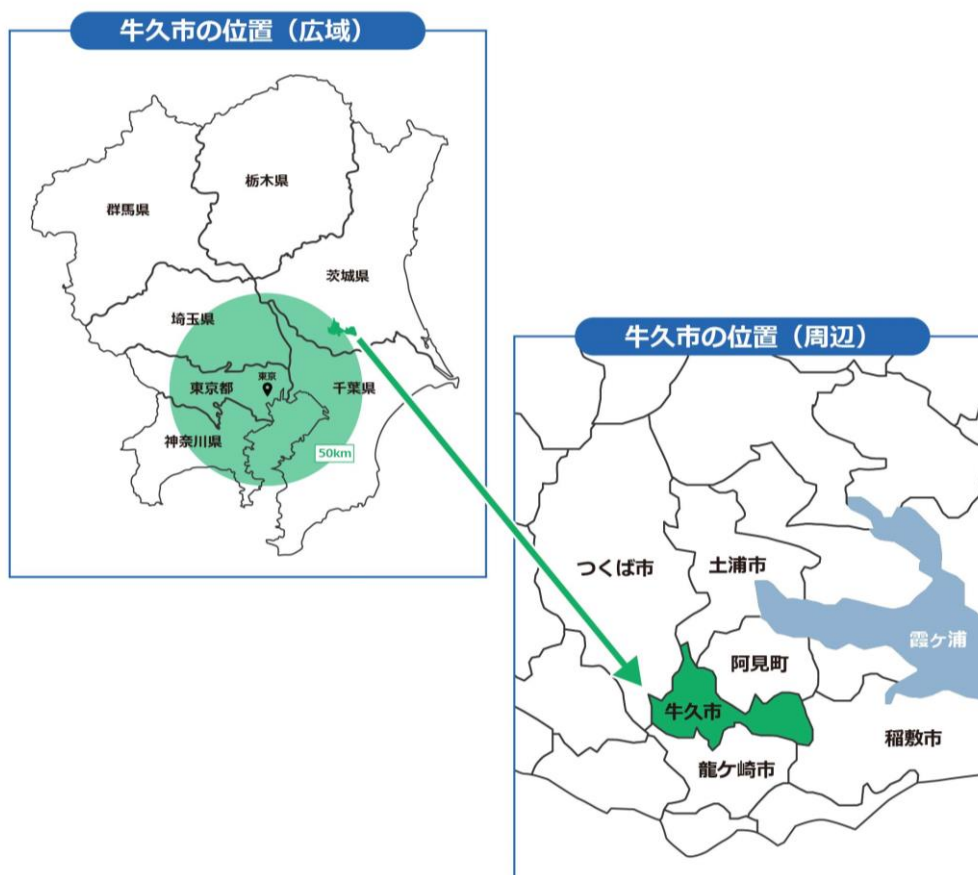
3-1. 位置

本市は茨城県の南部、首都中央部から北東約 50 k m、東経 140° 09′ 北緯 35° 58′ に位置し、県庁所在地の水戸市へは北へ約 50 k m、本市の周辺に位置する土浦市やつくば市の中心部へは約 15 k m の位置にあります。

周辺は、北側に土浦市、阿見町、東側で稲敷市、南側で龍ヶ崎市、西側でつくば市にそれぞれ隣接しています。

東京圏や隣接県とは、ＪＲ常磐線、首都圏中央連絡自動車道・常磐自動車道で結ばれ、また、国道 6 号、国道 408 号や県道などにより周辺市町村との広域的な交通網が形成されています。

ＪＲ常磐線の牛久駅やひたち野うしく駅は都心まで約 1 時間となっており、2015（平成 27）年に上野東京ラインが開通したことから、都心へのアクセスがさらに向上しました。また、首都圏中央連絡自動車道の開通により、埼玉県や千葉県へのアクセスも向上しています。首都圏中央連絡自動車道 4 車線化の整備も進められており、交通利便性はさらに高まっています。



3-2. 地勢

市域は面積 58.92 km²で、東西約 14.5 km、南北約 10.7 kmとなっています。

市の中央部を流れる小野川周辺および南西側の牛久沼周辺は沖積層の低層部となっており、その他の地域は関東ローム層の稲敷台地部によって構成され、平均海拔は概ね 20m前後です。

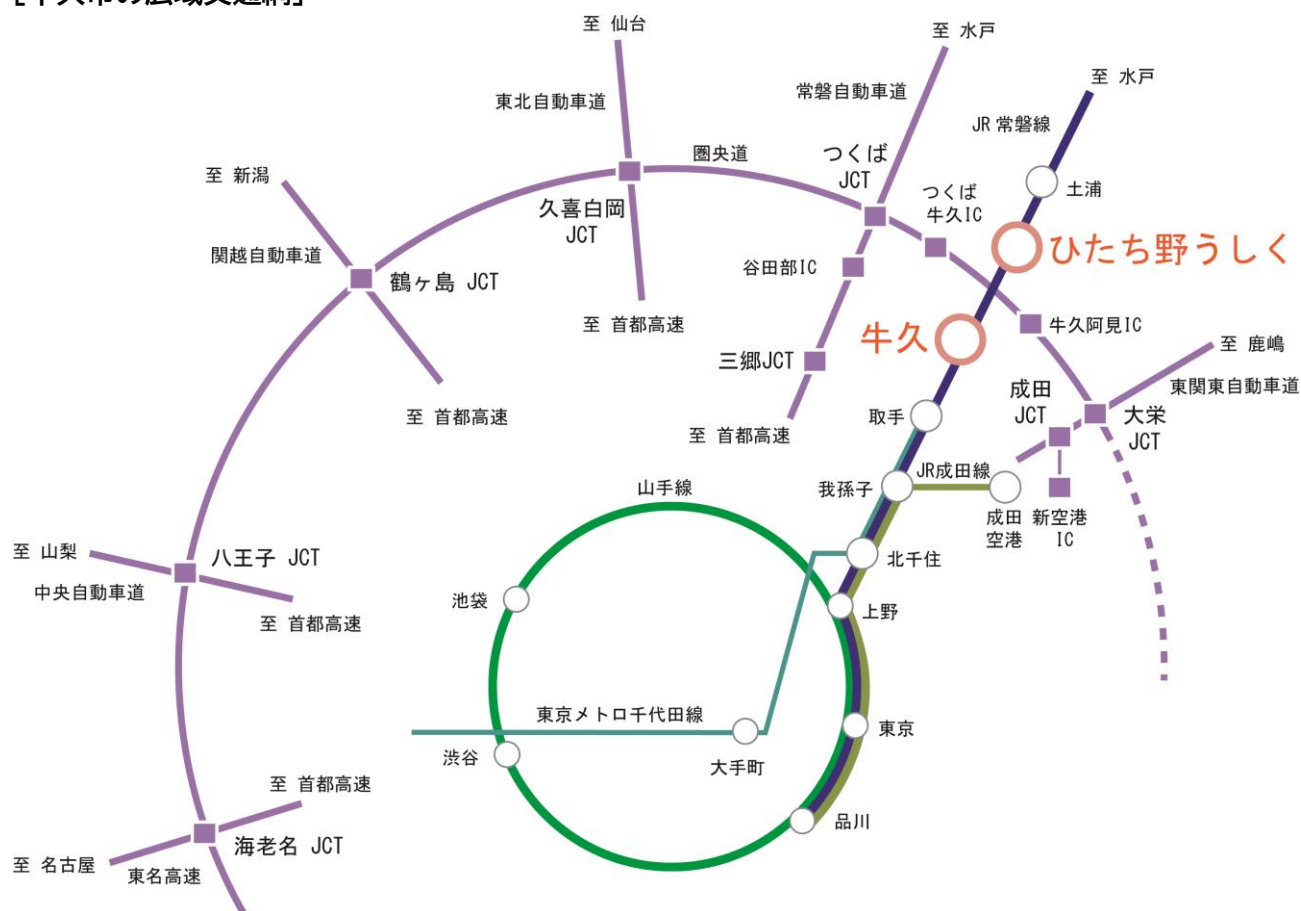
平坦な地域が多く、良好な住宅地が形成されていますが、小野川や稲荷川、牛久沼などの水辺空間、雑木林や谷津田などの里山景観も豊富にあり、水と緑に囲まれて、のびのびゆったりと過ごすことができる自然豊かな地域です。

3-3. 気象

水戸地方気象台龍ヶ崎観測所における、2023 年の平均気温は 16.0℃、平均風速が 2.6mで、年間雨量は 1,162.5 mmとなっています。

概して気候は温暖であり、豊かな自然により四季の移り変わりを感じることもできる恵まれた地域です。

[牛久市の広域交通網]



3-4. 沿革

古代

農耕を中心とした生活が営まれていたことが、数多くの古墳などの遺跡から明らかにされています。

中世・近世

中世から近世のころの「牛久のまち」の成り立ちをみると、平安時代以降、水戸を経て陸前に至る街道筋の集落が形成され、江戸時代には、旧牛久町に水戸街道（江戸と水戸を結ぶ）の牛久宿が形成されていました。

近代

明治時代以降は、旧牛久町として歩みを続けます。

1896（明治 29）年に水戸から東京間の鉄道が開通し、その7年後の 1903（明治 36）年には初代神谷伝兵衛が日本初の本格的ワイン醸造所である牛久シャトーを建設、周辺を開墾して広大なぶどう園を経営しました。

第二次世界大戦後の 1954（昭和 29）年に旧牛久町と岡田村が合併、1955（昭和 30）年には、奥野村と合併し、人口約 15,000 人となりました。

[町村合併の推移]

町村制施行前	牛久村 田宮村 城中村 遠山村 新地村 (含庄兵衛新田)	岡見村 柏田村 東大和田村 中根村 下根村 猪子村 結束村 東端穴村 上太田村	奥原村 久野村 井ノ岡村 島田村 正直村 小坂村 桂村 大和田村
1889 年(明治22年)4月1日 町村制施行	河内郡牛久村	河内郡岡田村	信太郡奥野村
1896年(明治29年)4月1日 郡制施行	稲敷郡牛久村	稲敷郡岡田村	稲敷郡奥野村
1954年(昭和29年)1月1日 町制施行	牛久町		
1954年(昭和29年)4月1日 第1次合併	牛久町(稲敷郡岡田村と合併)		
1955年(昭和30年)2月10日 第2次編入合併	牛久町(稲敷郡奥野村を編入合併)		
1957年(昭和32年)7月1日 編入	牛久町(阿見町大字福田の一部を編入)		
1986年(昭和61年)6月1日 市制施行	牛久市		

現代

1966（昭和 41）年に首都圏近郊整備地帯に指定され、ＪＲ常磐線、国道 6 号、408 号などによる広域交通利便性の高さもあいまって、東京圏のベッドタウンとして住宅建設が進みました。以降人口も増加し、1984（昭和 59）年には 5 万人を超え、1986（昭和 61）年に茨城県 19 番目の市として「牛久市」が誕生しました。その間、周辺地域では、筑波研究学園都市、龍ヶ崎ニュータウンなどの大規模な開発も進みました。

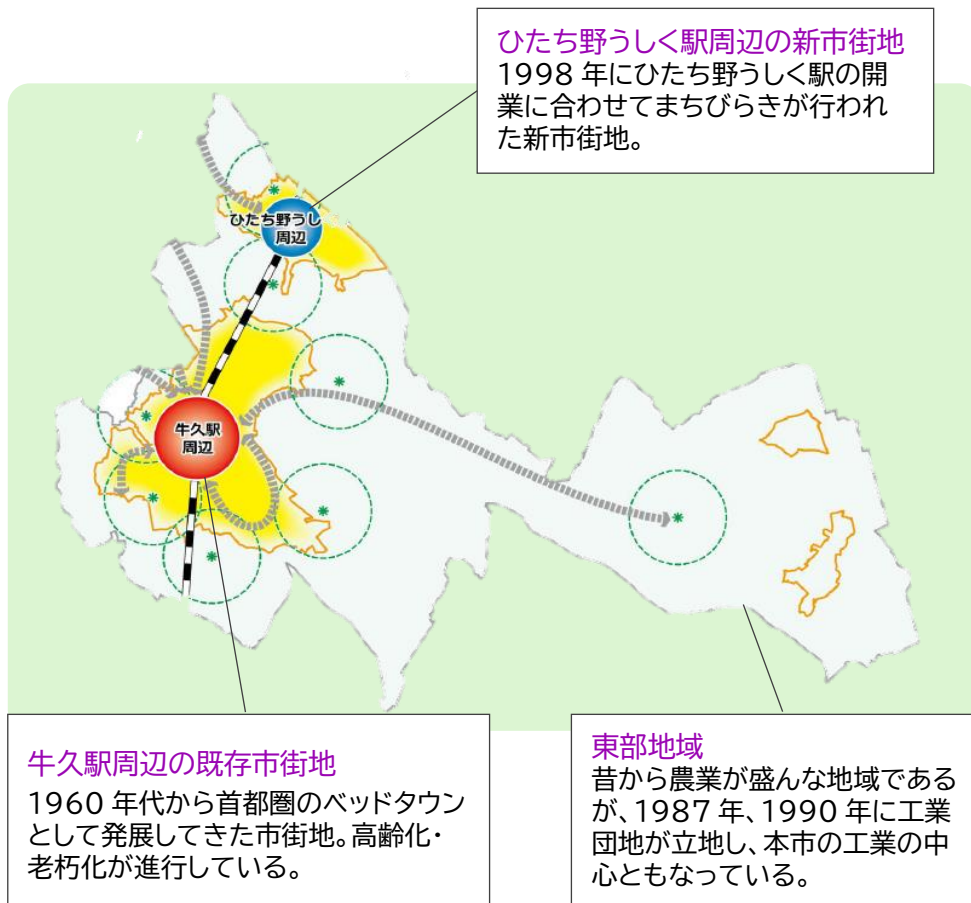
1987（昭和 62）年の第 4 次全国総合開発計画では、つくば市、土浦市とともに地域の中核を構成する拠点都市として、土浦・つくば・牛久業務核都市に位置付けられました。

その後、本市では、1998（平成 10）年にＪＲ常磐線ひたち野うしく駅が開業し、人人ニュータウンまちびらきが行われました。また、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）についても順調に整備が進められ、2007（平成 19）年 3 月には、つくば牛久 IC～阿見東 IC 間が開通し、インターチェンジが 2 箇所設置されました。現在は、圏央道の 4 車線化の整備が進められており、2025（令和 7）年から順次開通し、2026（令和 8）年度までの全線開通を目指しています。

交通利便性の高さや、ベッドタウンとして成長してきたことによる生活利便施設の充実などにより、「住みやすいまち」として人口の流入が継続していましたが、ひたち野うしく駅周辺地区の住宅地の供給が落ち着いてきた影響もあり、2017（平成 29）年 12 月の 85,255 人をピークに人口減少に転じました。2024（令和 6）年 9 月時点では 83,806 人と減少傾向は続いています（住民基本台帳）。

3-5. 地域の特徴

駅周辺の市街地や、市域の東部など、地域ごとにそのなりたちが異なります。それぞれの地域の特徴を生かしたまちづくりが求められます。



4. 基本構想の概要

4-1. まちづくりの将来像

本計画においては、牛久市第4次総合計画の基本構想に定めるまちづくりの将来像「笑顔あふれるにぎわいとやすらぎのあるまち うしく」、基本目標「ふるさとを想う市民と共に「世代がめぐる」まちを創る」を継承します。

■まちづくりの将来像と基本目標

【まちづくりの将来像】

笑顔あふれる にぎわいとやすらぎのあるまち うしく

【基本目標】

ふるさとを想う市民と共に「世代がめぐる」まちを創る

■政策形成と推進の視点

- ・市民とにぎわいのあるまちを育てる
- ・市民一人ひとりが自分らしく生きる
- ・市民のやすらぎのある暮らしを守る

4-2. 施策の大綱

まちづくりの将来像と基本目標、政策形成と推進の視点を踏まえた本市の総合的な行政を進めていくにあたって、次の7つの政策分野を定めます。

■7つの政策分野

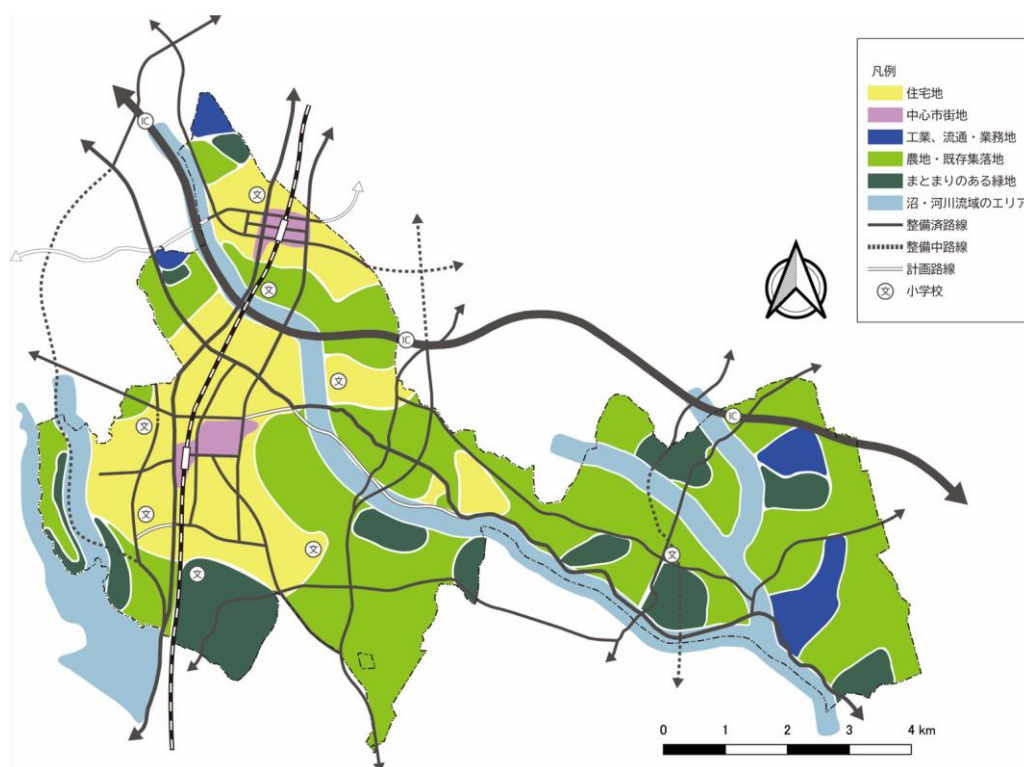
1	すべての人が生き生きとした人生を送るまち	健康・医療・福祉分野
2	未来を拓き、地域を担う人が育つまち	教育・文化分野
3	魅力ある「しごと」とにぎわいが生まれるまち	しごと分野
4	みんなの創意工夫で未来をつくるまち	市民共創分野
5	多様な世代が安心快適に住み続けられるまち	生活基盤分野
6	豊かな自然を守り育てる優しさのあるまち	環境分野
7	行政が市民に信頼されているまち	行政運営分野

4-3. 土地利用の基本的考え方

本市の豊かな自然や地域文化とのつながり、市民のやすらぎのある暮らしを守るとともに、まちの機能の集約と連携によりにぎわいや活力を生み出すことで、多様な世代が安心快適に暮らせるまちをつくりまします。本市の土地利用においては、以下の基本的な考え方に基づき、持続可能なまちづくりに向けた土地利用を目指します。

〈土地利用の基本的な考え方〉

- (1) 市街地と自然環境の調和
- (2) 人口の変化を見通した持続可能な土地利用
- (3) 地域の特性に合わせた生活圏の形成



5. 牛久市の将来人口

2016（平成 28）年の「牛久市人口ビジョン」策定以降、本市を取り巻く環境は大きく変化してきました。社会情勢の変化や令和 2 年に実施された国勢調査の結果などを踏まえ、当該人口ビジョンの検証に基づき、新たな将来人口の目標を策定しました。

2040 年将来人口 約 82,000 人
2060 年将来人口 約 81,000 人

6. 時代の潮流

6-1. 人口減少・少子高齢化の進展

2020（令和2）年の国勢調査によると、我が国の人口は1億2,615万人で、2015（平成27）年と比べると95万人の減少（0.7%減少）となっており、人口減少は今後さらに加速していくことが予測されています。このまま生産年齢人口が減少すると、労働力の不足、国内の経済・市場規模の縮小、社会保障の負担増など様々な社会的・経済的課題に繋がることが想定されます。

地方における人口減少・少子高齢化の進展は、地域経済・産業の担い手不足、コミュニティの希薄化など、深刻な地域課題となっています。

6-2. 安全・安心なまちづくりと防災意識の高まり

近年、地球温暖化等を原因とした気候変動による異常気象が激甚化・頻発化しており、将来的に増加する可能性も指摘され、気象災害等に対するリスクの高まりが懸念されています。リスクに対応していくためには、治水や防災・減災、避難体制の確保などソフト・ハード両面からの対策が重要です。

また、2024（令和6）年1月に発生した「能登半島地震」はM7.6、最大震度7で人的被害や家屋等の倒壊、津波や火災、土砂災害等の甚大な被害をもたらしました。将来発生が予測される南海トラフ巨大地震や首都直下地震においても、広範囲にわたる人的・物的被害の発生が予想されています。

6-3. 環境問題・エネルギー問題への対応

地球温暖化や気候変動等の影響が世界共通の課題となる中、2015（平成27）年の「パリ協定」の採択を契機に各国で「カーボンニュートラル」への認識が広がり、脱炭素化の取組が進められています。

我が国においても2020（令和2）年10月に「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわちカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しています。また、化石エネルギーからクリーンエネルギー中心へ転換する「グリーントランスフォーメーション」（以下、「GX」という。）の実現に向けた方針がとりまとめられ、GXによる経済成長等が期待されています。

6-4. 先端技術の進展による社会変革

近年、AIやIoT、ビッグデータ、ブロックチェーンなどの先端技術の進展により社会全体が大変革期を迎えています。これらの技術をあらゆる産業や社会生活に利活用することにより、新しい価値やサービスが創出され、人々に豊かさをもたらす未来社会「Society5.0」を実現し、様々な社会課題の解決と経済社会の進展を目指しています。

多くの社会的課題を抱える地方自治体においても、「自治体デジタルトランスフォーメーション」（以下、「自治体DX」という。）を推進し、技術を活用して行政サービスの効率化と地域住民の利便性の向上、さらには地域社会の維持・発展につなげていくことが求められています。

6-5. 持続可能なまちづくりへの取組の広がり

2015（平成 27）年9月の「国連持続可能な開発サミット」で採択された「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」（以下、「SDGs」という。）は、2030（令和 12）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標として掲げられました。17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを誓っています。

我が国では 2016（平成 28）年5月にSDGs推進本部を設置し、毎年「SDGsアクションプラン」を策定して取組を進めており、近年では地方創生に向けたSDGsの推進が重点事項となっています。

6-6. 多様化の進展と共生社会の実現

人生 100 年時代を迎え、働き方やライフスタイル、価値観、家族の姿は多様化しています。また、性別、年齢、人種や国籍、障がいの有無、価値観、キャリアなどの多様な属性を持つ人々が生活を営んでおり、これらの人々を包摂し、誰もが尊厳が守られる共生社会を形成することが重要です。社会全体では、多様な人が希望に応じて家庭や仕事で活躍できる環境づくり、誰もが平等に尊重され多様性が受容されるダイバーシティ・エクイティ & インクルージョンの推進に取り組むことが求められています。これらの実現により、人々の幸福(Well-being)や社会の活力の向上にもつながるものと考えられます。

6-7. 教育のICT化と生涯を通じた学びの推進

近年、技術革新による「Society5.0」の時代や、自然災害、感染症の拡大、国際情勢の変化など、予測困難な時代が到来し、教育を取り巻く環境が変化しています。

我が国では 2019（令和元）年より「Society5.0」の時代に対応する「GIGAスクール構想」を推進し、教育におけるICT活用が加速しました。より変化する社会に対応するためには、すべての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現を目指す「令和時代の日本型学校教育」とデジタル技術等を活用し、教育現場を変革していく「教育DX」の推進が重要となっています。また、生涯学習分野でも、社会人の学び直し（リカレント教育）や新たな時代に求められるスキルを取得する（リスキリング）ための機会、インターネット等を活用した学習機会の提供など時代に応じた学びの在り方が重要となっています。

6-8. 地方創生の深化のための取組

我が国においては 2014（平成 26）年 12 月に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方が成長力を確保して活力を取り戻し、人口減少問題を克服することを目標（地方創生）に、国や地方をあげて取組を進めてきました。

地方創生におけるDX推進の動きは加速化し、AI、IoT等のデジタル技術を活用して地方の社会課題を解決することを目的に、2022（令和 4）年 12 月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定しています。全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指し、デジタルインフラ整備や自治体DXの推進を掲げています。

7. 市民ニーズの把握

7-1. 市民満足度調査

2024（令和6）年2月に実施した市民アンケート「牛久市の行政サービスに対する市民満足度調査」において、「市政全般における実感度」並びに「さらに充実してほしい施策」などについて、市民の皆様がどのように感じているかを捉える調査を実施しました。

実感している施策 TOP 3

> > >

1	施策分類 ▶ 健康・医療 すべての市民が健康的な生涯を過ごすことができ、感染症流行時にも迅速に命が守られる地域づくりを進めている	48.8%
2	施策分類 ▶ 生活インフラ 道路や下水道の計画的な整備やバリアフリー対応によって、快適に暮らせるまちづくりを進めている	40.4%
3	施策分類 ▶ 景観・公園 牛久シャトーなどの歴史的建造物や街並み、牛久沼などの自然資源を活かした景観づくりを進めている	39.1%

1

施策分類 ▶ 景観・公園

市民生活にやすらぎをもたらす公園・緑地を整備する

23.2%

2

施策分類 ▶ 中心市街地活性化

牛久駅周辺におけるにぎわいのあるまちづくり

22.6%

3

施策分類 ▶ 観光振興

日本遺産「牛久シャトー」を軸とした新しい観光振興体制を構築する

22.5%

もっと 充実して ほしい施策 TOP 3

< < <

総合計画策定にあたって着目すべき点 TOP 5

1	健康・医療	47.4%
2	高齢福祉	44.1%
3	駅周辺の活性化	37.1%
4	子ども福祉	36.1%
5	地域交通	30.3%

「健康・医療」では、居住年数が10年未満の方が全体平均と比較してやや高い割合に。

「子ども福祉」は 10歳代・20歳代・40歳代が、「高齢福祉」は 60歳代以上が全体平均と比較してやや高い割合となっています。
市民のライフステージに合わせた福祉が求められています。



／ 分野別にみた もっと充実してほしい施策TOP3 ／



－健康・医療・福祉－

1	医療体制の充実により市民の安心を確保する	20.8%
2	医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する	19.4%
3	高齢者と介護者に必要なサービスを適切に提供する	16.3%

－教育・文化－

1	安心して通学と学習ができる環境をつくる	21.7%
2	教職員が働きやすく、質の高い授業ができる環境を整える	16.9%
3	より多くの市民が日常的にスポーツに取り組む環境をつくる	14.6%

－しごと－

1	日本遺産「牛久シャトー」を軸とした新しい観光振興体制を構築する	22.5%
2	市の魅力を知ってもらう機会を増やす	19.1%
3	観光客に訪れてもらう仕組みをつくる	18.0%

－市民共創－

1	市民へ市政情報を伝えながら意見を集め施策に反映する	12.6%
2	すべての世代がほどよく助け合えるまちづくりを推進する	12.3%
2	市民の市政や選挙への関心を高める	12.3%

－生活基盤－

1	牛久駅周辺におけるにぎわいのあるまちづくり	22.6%
2	交通弱者等の移動手段の確保・充実を推進する	21.6%
3	夜間や人通りの少ない場所における安全を確保する	18.3%

－環境－

1	市民生活にやすらぎをもたらす公園・緑地を整備する	23.2%
2	騒音や悪臭、土壌汚染等に悩まないまちづくりを推進する	16.4%
3	歴史や文化、自然と調和した景観づくりを推進する	15.6%

－行政運営－

1	合理的で効果的な予算を編成、執行を管理し、分かりやすく公表する	22.1%
2	正確な公金管理を推進する	19.7%
3	市民が安心して利用できる窓口づくりを推進する	16.8%

- 牛久シャトーを軸とした観光、牛久駅周辺のにぎわいづくりなど、拠点を生かした活性化への期待が高くなっています。
- 公園・緑地など、居心地の良い公共空間が求められています。
- 市からの分かりやすい情報発信が求められています。

7-2. ワークショップ

計画策定に市民の皆さんの声を活かすため、まちを支える“地域で活躍する人”と交流しながら、まちづくりについて学び、今後の取組のアイデアについて話し合うワークショップを開催しました。

テーマ：『みんなが笑顔になるまちってどんなまち？
～牛久市のまちを研究してみよう！～』



参加者：10 歳代～70 歳代の市民 21 名、地域で活躍する人 7 名
(認知症の人と家族の会茨城県支部副代表 2 名、牛久市文化協会会長、牛久市近代農業促進協議会会長、牛久市区長会会長、牛久市国際交流協会料理部会長、牛久市防災会防災士部会副委員長)、地域コーディネーター 1 名

■ワークショップの内容

参加者は 5 テーブルに分かれ、各「テーブルテーマ（政策分野）」の市の取組状況や、地域で活躍する人の話を聞き、良いと感じた点や気づいたことや困っていること（問題点）、また、まちの現状を踏まえて笑顔になれるまちのイメージなどについて話し合いました。

下記は、まちの現状について各テーブルで出た主なご意見を整理したものです。

健康・医療・福祉 テーブル

- 大小問わず医療機関が多い。一方で、働く世代は受診の時間が合わない。かかりつけ医制度の活用が出来ていない（オンラインなど）。
- 認知症予防、介護予防教室など高齢者の取組が充実しているが、地域差がある。
- 子育て支援（特に助成面）は厚いが、充実度に地域差がある。
- 相談体制が身近に整備されており、地区社協の動きは活発。一方で民生委員の高齢化などが課題。



教育・文化 テーブル

- 学校教育の新しい取組や配慮が必要な子への支援が様々ある。
- 子どもたちの遊び場・交流の場が少ない。（図書館や公園等を利用しやすいものに）
- 地域の農産物を使用した学校給食が美味しい。（野菜が美味しい）
- 牛久シャトーなどの文化財に関する教育やPRが十分でない。



しごと テーブル

- 牛久シャトーをはじめ、牛久のシンボルとなる観光資源はあるが、活用しきれていない。(ターゲットが不明確、情報発信、ハード整備など)
- 新規就農者や外国人就業者が増加している。
- 牛久駅周辺に個性的な個人商店がないため、活気がない。
- 若者が魅力的に感じる仕事や就業機会がない。車がないと仕事ができない。



市民共創・行政運営 テーブル

[市民共創]

- 日本語を教えるだけでなく、海外の文化を学ぶ姿勢も必要。
- 地域で活躍するスキルを持っている人の活躍の場が少ない。
- リタイアした人の活躍の場が少ない。
- 行政区などのコミュニティに関わらない人が増えてきた。
- 行政がリーダーシップをもって、市民同士をつなぐ役割を担い、市民同士の活動をサポートしてほしい。

[行政運営]

- 市民の声が届きやすく、対応が早い。
- 市の取組が知られていない。
- 市民や団体の活動の連携を、市がつなぐ役割を担ってほしい。



生活基盤・環境 テーブル

[生活基盤]

- 駅周辺に商店や公共施設を立地させ利便性を向上させたい。
- 「かっぱ号」、「うしタク」をもっと気軽に、便利に移動できるようにしたい。
- かっぱメール、防災アプリで手軽に緊急時の情報取得が可能に。一方で、高齢者の中にはツールを使えない人もいます。
- 災害が少ないことはメリットだが、防災意識の低さや対策不足を感じる。

[環境]

- 自然が豊か。散歩も楽しい。自然保護活動している人も多いと感じる。
- 公園はあるが周知されていない。ひたち野みずべ公園は以前より汚くなった印象。
- クリーンセンターがあるので便利。ゴミが捨てやすい。
- バイオマスタウン構想について住民にもっと知ってもらいたい。



8. 序論のまとめ

8-1. 課題の整理

市の概要や時代の潮流、市民ニーズの把握などから、政策別計画ごとに市の課題を整理し、課題を踏まえた視点を整理します。

■課題の分析

政策分野	課題の分析結果
1 健康・医療・福祉 すべての人が生き生きとした人生を送るまち	●ポストコロナの対応 ●地域と連携した福祉人材の確保とサービスの充実 ●高齢化に対応した公共交通の充実 ●高齢者・障がい者の持つ知識や技能を活かせる場づくり ●子育てがしやすい環境づくり
2 教育・文化 未来を拓き、地域を担う人が育つまち	●ICTの活用や校務のデジタル化など教育DXの推進 ●世界的視野で行動する力を育む国際教育の推進 ●経済的な支援などによる教育格差の解消 ●地域と連携した学びの充実 ●ヤングケアラー等配慮を必要とする子どもの支援 ●社会教育の担い手の確保と新たな人材の育成
3 しごと 魅力ある「しごと」とに ぎわいが生まれるまち	●若い世代が働きたくなる環境づくり ●中小企業の支援 ●企業誘致による地域経済の活性化と雇用の創出 ●担い手の確保による農業の振興 ●牛久シャトーの運営の発展的見直し ●牛久シャトーを軸とした観光振興の推進
4 市民共創 みんなの創意工夫で未来をつくるまち	●地域で活動する人材の発掘とネットワークづくりによる地域活動の支援 ●元気な高齢者が活躍できる場づくり ●年齢・性別にかかわらず、誰もが能力を発揮できる社会の実現 ●多文化共生の地域づくりや多様性を認め合う社会づくり
5 生活基盤 多様な世代が安心快適に住み続けられるまち	●雇用と居住の場の整備による人口流入政策の推進 ●牛久シャトーや駅周辺のにぎわいづくりの推進 ●「かっぱ号」や「うしタク」を活用した公共交通の利便性向上 ●災害に強いまち・防災対策の充実
6 環境 豊かな自然を守り育てる 優しさのあるまち	●市の魅力である限りある自然環境の保全・活用 ●市民が集い、やすらげる公園など快適な公共空間の創出 ●循環型社会の実現に向けた取組の推進 ●不法投棄などの環境衛生問題への対応
7 行政運営 行政が市民に信頼されているまち	●自治体 DX の推進による市民サービスの向上や市役所機能の高度化 ●市民目線に立った、市民に届く情報発信 ●人口減少時代に対応した合理的・効果的な行財政運営 ●公共施設の長寿命化や老朽化施設の計画的な更新

■基本計画策定に向けた視点

第1章 健康・医療・福祉

誰もが健康で幸せな暮らしを送ることができる社会を構築するためには、安心して医療・福祉を受けることができる体制づくり、高齢者福祉体制の充実、障がい者の自立・就労・社会参加支援に取り組むことが必要です。また、子育て家庭の負担を軽減する経済的支援や相談体制の充実など、子育てしやすい環境づくりが求められています。

第2章 教育・文化

未来を自分らしく生き、課題解決ができる人材を育むためには、グローバル化、共生社会に対応した国際教育の強化、教育DXの推進を通して、時代の変化に対応した教育の推進が必要です。また、困難な立場にある親、子どもを早期発見し、心身の健康を守り・寄り添う取組や教育格差の解消に向けた取組が重要です。社会教育においては、主体的な活動を継続するための人材育成、市民の誰もが豊かに学び続けられる機会の充実が求められています。

第3章 しごと

魅力ある仕事とにぎわいの創出を目指し、圏央道の4車線化など広域的な波及効果を生かした産業振興に取り組んでいくことが必要です。若い世代が働きたくなる環境づくりや、地域の活力につながる市内中小企業の経営支援による雇用の確保も重要です。また、農業においては、担い手が高齢化するなか、稼げる農業の振興、特産品の開発など、持続可能な農業に向けた取組が求められています。観光においては、牛久シャトーを軸とした観光振興が期待されています。

第4章 市民共創

市民が共創し、よりよいまちを目指すために、市民の主体的な活動の活性化をサポートする人材ネットワークづくりが求められています。また、元気な高齢者が経験や知識を生かして活躍できる社会、性別にかかわらず誰もが公平に能力を発揮できる社会の実現に取り組む必要があります。さらに、多様なバックグラウンドを持つ人々がお互いに理解し合える地域づくりが求められています。

第5章 生活基盤

多様な世代が安心して快適に住み続けられるよう、人口流入政策として、空家の利活用や中古住宅の再生、雇用の創出と連動した住宅供給に取り組むとともに、牛久駅周辺や牛久シャトーを中心としたにぎわいの創出を図っていく必要があります。また、高齢者などの交通弱者の暮らしを支える公共交通の充実が求められています。さらに、災害時に誰一人取り残さない防災体制の充実を図り、安心して住み続けられるまちづくりに取り組む必要があります。

第6章 環境

本市の豊かな自然を守り、共生していくために、自然・歴史・文化についての学びや体験の機会を提供するなど、豊かな自然を次の世代へ継承していく必要があります。まちなかにおいては、市民が集い、やすらげる公園など市民の憩いの場となる緑豊かな公共空間の創出が求められています。また、地球温暖化による気候変動が激甚化・頻発化するなか、循環型社会（ゼロカーボンシティ）の実現に向けた取組の充実が求められています。

第7章 行政運営

より信頼されるまちを目指して、自治体DXの推進により、窓口サービス等の市民の利便性向上や、市役所機能の高度化・専門化を進めていくことが重要です。また、市民への情報発信にあたっては、デジタル技術を活用し、積極的に様々な情報発信に取り組むとともに、時代の変化に対応した合理的・効果的な行財政運営が求められています。また、公共施設の長寿命化や老朽化した公共施設の計画的な更新など、長期的な視点で安定した公共サービスの提供に取り組む必要があります。

基本計画

基本計画の全体像

基本計画の構成

基本計画は、総論 4-2 に示す 7 つの政策分野ごとに施策、施策の展開方向、取組内容を示しており、以下のように「章・節・項・目」と分類しています。

章	大分類。「健康・医療・福祉」「教育・文化」「しごと」「市民共創」「生活基盤」「環境」「行政運営」の 7 つの政策分野に分類しています。
節	中分類。例えば「健康・医療・福祉」分野では、「地域福祉」「地域福祉・地域医療」「子ども福祉」「高齢者福祉・介護保険」「障がい福祉」「健康・医療」の 6 つの施策に分類しています。
項	小分類。施策ごとの具体的な「展開方向」。例えば「地域福祉」分野では、「地域福祉に関する理解促進」「市民主体の地域福祉活動の支援」「社会福祉サービスの充実」の 3 つの方向性に分類しています。
目	細分類。施策の「展開方向」をさらに具体化した「取組内容」を記載しています。

次項より、政策分野から施策、施策の展開方向までの一覧を掲載しています。

「節」ごとの記載内容は以下の通りです。

施策分類(節・中分類)	節ごとの目標						
第 1 節 無理なく、ほど良く助け合える地域づくり 地域福祉 基本構想の施策大綱で示している取組の方向性 <table> <tr> <th>参照指標</th><th>基準値</th><th>目標値</th></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td></tr> </table> 現状・課題等 節ごとの目標に向かって進んでいるかどうかを検証する際に参照する指標 本節に関連する現状や課題などを記載 本節に関連する統計データなどを記載	参照指標	基準値	目標値				施策の展開方向と取組内容 (1) 施策の展開方向(項・小分類) ① 取組内容(目・細分類) ② ③ (2) ●●●●●●●●●●●●●●●● (■□■□■) ① ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。 ② △△△△△△△△△△△△△△△△△△△。 ③ □□□□□□□□□□□□□□□□。 (3) ① ② ③
参照指標	基準値	目標値					

指標設定の基本的な考え方

趣旨:

- ・総合計画に登載した政策・施策の効果を把握し、達成状況を適正に評価することを目的に、基本施策ごと、行政活動の成果を測る指標を設定するとともに、計画期間内における目標値を定めるものです。
- ・指標設定により、市民へ施策の進み具合を分かりやすく示すとともに、行政内部で指標を確認することで施策の進行管理、経済性や効率性の状況の把握が可能となります。

基準値:

- ・主に令和5年度の実績を数値で示しています。

目標値:

- ・過去からの傾向や、他市の情報などを参考としながら目標値を設定しています。
- ・目標値は、高すぎたり低すぎたりすることなく、施策の手段である事業の実施によって達成可能な値とした上で、事業による状況の改善などの積極的な効果を加えたものとします。
- ・目標値は、担当各課に継続的に確認し、進行管理を行うものとします。

施策体系

章	節	項
1	すべての人が生き生きとした人生を送るまち(健康・医療・福祉)・・・P37	
1	無理なく、ほどよく助け合える地域づくり(地域福祉)・・・P38	
	(1) 市民みんなで支え合う意識を醸成する(地域福祉に関する理解促進) (2) 地域ぐるみの支えあい活動を促進する(市民主体の地域福祉活動の支援) (3) 支援の必要な市民の暮らしを守る(社会福祉サービスの充実)	
2	すべての人に健康・医療・福祉サービスが届く地域づくり(地域福祉・地域医療)・・・P40	
	(1) 医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する(地域包括ケアシステムの充実) (2) 制度・分野の枠を超えた福祉サービスを展開する(分野横断型支援の充実) (3) 医療体制の充実により市民の安心を確保する(地域医療体制の充実)	
3	すべての子どもと親が安心して生まれ育つ地域づくり(子ども福祉)・・・P42	
	(1) 親子のこころと生活の安定を支援する(出産・子育てサービス(相談・交流・給付)の充実、ひとり親家庭の支援) (2) 安心して子どもを預けられる体制を整える(保育・預かりサービスの充実) (3) 地域ぐるみの子育て活動を促進する(市民による子育て活動の支援) (4) すべての子どもが夢と希望を持って成長する権利を守る(支援が必要な家庭の早期発見と対策)	
4	すべての市民が安心して生涯を過ごせる地域づくり(高齢者福祉・介護保険)・・・P44	
	(1) 高齢者の生きがいづくりを支援する(社会参加、生涯学習支援) (2) 高齢者の心身の健康維持・向上を支援する(介護予防・生活支援) (3) 認知症を理解し、予防、支援する(認知症対策の充実) (4) 高齢者と介護者の暮らしの不安を軽減する(高齢者福祉サービスの充実) (5) 高齢者と介護者に必要なサービスを適切に提供する(介護保険サービスの充実)	
5	すべての障がい者が個性や特性を発揮できる地域づくり(障がい福祉)・・・P47	
	(1) 障がいのある人もない人も共に生きる地域をつくる(障がいに対する理解促進、市民協働の推進) (2) 障がいのある子どもの育ちと学びを支援する(障がい児保健・療育・教育支援の充実) (3) 障がいのある人の生きがいづくりを支援する(障がい者の就労、地域活動への参加促進) (4) 障がいのある人の安定した生活を支援する(障がい者の日常生活支援) (5) 障がいのある人と家族に必要なサービスを適切に提供する(障がい福祉サービスの提供体制の整備)	
6	すべての市民が健康的に過ごせる地域づくり(健康・医療)・・・P50	
	(1) 市民の生涯を通じた健康づくりを推進する(「うしく健康プラン21」「うしく食育推進計画」の推進) (2) すべての親子の健やかで心豊かな生活を支援する(妊娠・出産・子育て期の医療・保健サービスの充実) (3) 年代や障がい等の特性にあわせた保健サービスを提供する (成人期・高齢期と障がい者の保健サービスの充実・障がい者等に対する医療費支援) (4) こころの健康の維持・向上を促進する(精神疾患・自殺対策の推進)	

章	節	項
2	未来を拓き、地域を担う人が育つまち(教育・文化)・・・P53	
1	「生きる力」を育む学校教育と最適な学びへ(学校教育)・・・P54	
	(1) 確かな資質・能力を育む教育を推進する(確かな資質・能力の育成) (2) 豊かな心を育む教育を推進する(豊かな心の育成) (3) 健やかな身体を育む教育を推進する(健やかな身体 of 育成) (4) 時代の変化に対応できる教育を推進する(変化に対応する力の育成)	
2	多様なニーズに対応する教育の推進(多様な教育ニーズ)・・・P57	
	(1) 特別な配慮の必要な児童生徒を組織的・計画的に支援する(個々の教育ニーズへの対応) (2) 地域の人々との協働により子どもたちの学びの質を高める(地域人材による教育の推進) (3) 安心して通学と学習ができる環境をつくる(学校安全の推進) (4) 教職員が働きやすく、質の高い授業ができる環境を整える(教員の資質・能力の向上と働き方改革の推進) (5) 時代の変化にあわせて学校施設を整備する(学校施設・設備の計画的な整備)	
3	人格形成の基礎を培う就学前教育と家庭教育の推進(就学前教育・家庭教育)・・・P60	
	(1) 義務教育への適応力や人格形成の基礎となる資質・能力を育成する(就学前教育の充実) (2) 親と子が地域とのつながりの中で安心して学べる環境をつくる(家庭教育の支援)	
4	一人ひとりが豊かに学び続ける生涯学習の推進(生涯学習)・・・P62	
	(1) だれもが学びに向かうことのできる環境を整える(学習機会の提供と活動支援) (2) 人生をより豊かに生きるための生涯学習を推進する(多様な生涯学習の推進) (3) 市民の学びと暮らしの向上に寄与する「頼りになる図書館」をつくる(図書館サービスの充実) (4) 学校運営協議会制度を導入している学校(コミュニティ・スクール)の充実と地域とともにある学校づくりを推進する(地域と学校の連携強化) (5) 地域とのつながりで子どもたちを守り育てる(青少年の健全育成) (6) だれもが快適に学べる生涯学習施設・設備を整備する(生涯学習施設・設備の計画的な整備)	
5	ひとが輝きつながる文化芸術のまちづくり(文化芸術)・・・P66	
	(1) 文化芸術のまちづくりに取り組む市民を育てる(文化芸術活動への参加促進) (2) 文化芸術のコミュニティづくりと活性化を促進する(文化芸術を支えるつながりの支援・情報発信) (3) 郷土に対する愛着をはぐくみ地域づくりにつなぐ(文化遺産の保存活用と地域文化の伝承) (4) 文化芸術施設を整備し交流を促進する(文化芸術施設の計画的な整備)	
6	生涯スポーツによる健康的で活気ある地域づくり(生涯スポーツ)・・・P69	
	(1) 市民の生涯スポーツへの意識向上を促進する(スポーツ活動の啓発) (2) より多くの市民が日常的にスポーツに取り組む環境をつくる(スポーツ活動機会の提供・活動支援) (3) 子どもたちのスポーツの充実(子どもたちのスポーツの充実) (4) スポーツ選手・指導者・ボランティアを育成する(スポーツ人材・組織の育成) (5) プロスポーツ団体や近隣市町村との連携を強化する(プロスポーツ団体・近隣自治体との連携・活用) (6) 多様なニーズにあわせてスポーツ施設を整備する(スポーツ施設の計画的な整備)	

章	節	項
3	魅力ある「しごと」とにぎわいが生まれるまち(しごと)・・・P73	
1	若者等が働きたくなる「しごと」づくり(商工業振興)・・・P74	
	(1) 市内企業の魅力を高める(経営力向上支援) (2) 魅力ある事業の継続を支援する(事業継続支援) (3) 市民の暮らしやすさを高める「しごと」を支援する(市民生活の向上に資する事業の支援)	
2	すべての市民が自分らしく働き続けられる環境づくり(就業環境整備)・・・P76	
	(1) 市内で安心して働ける環境を整える(労働環境の向上) (2) 市内雇用を維持・拡大し、就業を促進する(市内就業の促進) (3) 職業能力向上により市民の就業機会を増やす(職業訓練等による就業支援)	
3	新しい「しごと」が生まれるまちづくり(創業支援・企業誘致)・・・P78	
	(1) 新しい「しごと」にチャレンジする市民を応援する(起業・創業支援) (2) まちの将来に必要な企業(産業)を誘致する(企業誘致) (3) 立地特性を生かした企業誘致により雇用機会を拡大する(IC周辺地域への企業誘致)	
4	未来へとつながる農業と担い手づくり(農業振興)・・・P80	
	(1) 農業者の経営基盤を強化する(農業生産環境の整備) (2) チャレンジする農業者を育成・支援する(収益力向上支援) (3) 次代の農業を担う若者を確保・育成する(新規就農者の支援) (4) 地域の農産物の消費を拡大する(地産地消・地産外消の促進) (5) 農村地域の魅力で多様な交流を促進する(農村交流の促進) (6) 貴重な農村の環境を保全する(農村環境の保全)	
5	市民も市外の人にも楽しめるにぎわいのあるまちづくり(観光振興)・・・P83	
	(1) 日本遺産「牛久シャトー」を軸とした『ワインと食』による観光振興事業を推進する(観光振興事業の推進) (2) 地域の観光資源を磨き上げ活用する(観光資源の整備・活用) (3) 観光客に訪れてもらう仕組みをつくる(観光ルート形成、回遊促進) (4) 市の魅力を知ってもらう機会を増やす(イベント等による集客促進)	

章	節	項
4	みんなの創意工夫で未来をつくるまち(市民共創)・・・P87	
1	すべての世代の多様な人材が活躍できる環境づくり(市民参加)・・・P88	
	(1) 市民・団体が活動しやすい環境を提供する(市民や団体の主体的な活動支援) (2) 市民活動に参加しやすい環境を提供する(市民活動への参加促進) (3) すべての世代が暮らしやすい地域をつくる(多世代共生の推進)	
2	多世代交流の場と多様な人々が支えあう体制づくり(地域コミュニティ)・・・P90	
	(1) 地区ごとの市民活動の活性化を支援する(地域活動支援) (2) 多世代交流を促進する地域コミュニティ拠点の運営を支援する(地域コミュニティ拠点の運営支援) (3) 市民による地域課題の解決を支援する(地域の課題解決支援)	
3	誰もが個性や能力を発揮して暮らすことのできる社会づくり(男女共同参画)・・・P92	
	(1) 性別にかかわらず活躍できる社会をつくる(あらゆる分野への男女共同参画の推進) (2) 多様なライフスタイルを可能にする環境を整備する(結婚・出産・子育てしやすい環境づくり) (3) 男女の人権尊重を推進する(男女間の暴力やハラスメント、差別などのない社会づくり)	
4	国籍や文化等の違いを認め合い個々の能力を発揮できる社会づくり(多文化共生)・P94	
	(1) 市民の異文化との交流を活性化する(異文化交流の促進) (2) 地域の外国人が暮らしやすい環境を整える(多文化共生の推進) (3) 多様性を認め合うダイバーシティ社会をつくる(ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン)	
5	産学官連携による地域の将来を担う人材づくり(産学官連携)・・・P96	
	(1) 地域の高校生・大学生、社会人による地域課題の解決を推進する(将来人材の育成) (2) 専門的な知見をまちづくりに活用する(大学・企業の知見活用)	
6	市民の声が市政に生きるまちづくり(情報共有・情報公開、市民参画)・・・P98	
	(1) 市民へ市政情報を伝えながら意見を集め施策に反映する(市民との情報交換と施策への反映) (2) 市政への関心を高める(主権者意識の醸成) (3) 地域の統計情報を多面的に収集し活用する(統計情報の収集・活用) (4) 情報の適正な管理・共有化を推進する(情報の適正管理)	

章	節	項
5	多様な世代が安心快適に住み続けられるまち(生活基盤)・・・P101	
1	「多極ネットワーク型コンパクトシティ」による持続可能な都市づくり(立地適正化)・P102	
	(1) 牛久駅周辺地域に高次・広域的な都市機能と居住を誘導する(中心拠点の充実) (2) ひたち野うしく駅周辺地域に日常生活を支える都市機能と居住を誘導する(地域拠点の充実) (3) 地域コミュニティ拠点における生活利便性を維持・活性化する(地域生活圏の形成) (4) 空家等を活用した世代循環形成と地域コミュニティの活性化を推進する(空家活用の推進) (5) 市民ニーズを活かし、時代にあった土地活用を推進する(適切な土地利用の推進)	
2	まちのネットワーク化と人にやさしい交通環境づくり(交通ネットワーク)・・・P105	
	(1) まちの拠点と地域生活圏との交通ネットワークを整備・改善する(市内公共交通ネットワークの整備) (2) 近隣市町村へ移動しやすい交通ネットワークを構築する(広域公共交通ネットワークの整備) (3) 交通弱者等の移動手段の確保・充実を推進する(交通弱者等の移動支援) (4) 駅利用者の利便性を向上させる(JR常磐線利用環境の向上) (5) 市民の快適な自転車利用を促進する(自転車利用環境の整備)	
3	にぎわいと活力のある魅力的なまちづくり(中心市街地活性化)・・・P108	
	(1) 牛久駅周辺におけるにぎわいのあるまちづくり(牛久駅周辺の活性化) (2) ひたち野うしく駅周辺における未来を見据えたまちづくり(ひたち野うしく駅周辺の活性化)	
4	すべての人が快適に暮らせるまちづくり(生活インフラ)・・・P110	
	(1) 便利で快適な移動を支える道路交通網を整備する(主要道路・幹線道路の整備) (2) 安全で快適に利用できる道路環境を整備する(生活道路等の安全確保) (3) 集中豪雨などによる浸水被害への対策を推進する(雨水排水施設の整備) (4) 市内どこでも安心して上水道が利用できる環境を整備する(水道水の安定供給) (5) 生活排水・事業用排水の適正な処理を推進する(下水施設等の設置・保全促進) (6) 集落地で安心して暮らせる環境を整備する(集落地の環境整備) (7) 住宅セーフティネットを構築する(市営住宅の整備)	
5	事故や犯罪のない安心して住み続けられるまちづくり(安全安心)・・・P112	
	(1) 交通安全・事故防止対策を推進する(交通安全対策の実施) (2) 犯罪のおこらない地域づくりを推進する(防犯対策・防犯活動の推進) (3) 安全な消費生活のための環境づくりを推進する(消費者行政の推進)	
6	すべての人の命を守る災害に強いまちづくり(国土強靱化)・・・P116	
	(1) 平時において防災への意識向上を促進する(防災に関する啓発) (2) 災害時等に迅速に対応し、誰一人取り残すことのない体制づくりを推進する(防災・救急体制の強化) (3) 災害に強い地域づくりに向けた基盤整備を推進する(防災施設・設備の整備) (4) 広域連携等による災害への対応力強化を推進する(防災分野での連携・協力体制整備)	

章	節	項
6	豊かな自然を守り育てる優しさのあるまち(環境)・・・P119	
1	多様な自然と人々が共に生きるまちづくり(自然環境)・・・P120	
	(1) 自然や生き物を大切にする意識を高める(環境保全に関する啓発) (2) 自然や生き物と市民が共生する里山づくりを推進する(里山保全活動の推進) (3) まちにうるおいをもたらす水辺環境を保全する(水質改善対策の推進)	
2	市民がやすらげる、自慢できる景観・公園づくり(景観・公園)・・・P122	
	(1) 歴史や文化、自然と調和した景観づくりを推進する(景観形成) (2) 市民生活にやすらぎをもたらす公園・緑地を整備する(公園・緑地の計画的整備)	
3	資源が循環する「ゼロカーボン」のまちづくり(循環型社会)・・・P124	
	(1) 市民や事業者の環境に配慮した活動を促進する(環境に関する普及啓発) (2) 省エネルギー対策やエネルギー等の地産地消を推進する(省エネルギー対策・バイオマスタウン構想の推進) (3) ごみを減らし、再資源化する取組を推進する(ごみの減量、再資源化の推進) (4) 適切なごみ処理体制の確立を推進する(ごみ処理体制の確立)	
4	人と地球にやさしいまちづくり(環境衛生)・・・P127	
	(1) 空気のきれいなまちづくりを推進する(大気環境の保全) (2) 騒音や悪臭、土壌汚染等に悩まないまちづくりを推進する(公害対策の推進) (3) 動物と市民がともに暮らせるまちづくりを推進する(動物愛護・適正飼育) (4) 周辺環境に配慮した墓地や埋火葬の適正な管理を推進する(墓地や埋火葬の適正管理)	

章	節	項
7	行政が市民に信頼されているまち(行政運営)・・・P129	
1	市民が利用しやすい、やさしい窓口づくり(窓口サービス)・・・P130	
	(1) 自治体DXの推進により市民サービスの利便性向上を図る(自治体DX推進による利便性向上) (2) 市民が安心して利用できる窓口づくりを推進する(窓口サービスの満足度向上)	
2	地域に密着した職員、コンプライアンス重視の組織づくり(行政組織)・・・P132	
	(1) 多様化する課題やニーズに柔軟に対応できる組織をつくる(組織体制の整備) (2) 行政サービスの質を高める職員を採用する(計画的な職員採用) (3) 市民に信頼され課題に挑戦する職員を育成する(人財の育成)	
3	近隣市町村や民間との連携による時代にあったサービスづくり(広域行政・民間委託)・P134	
	(1) 市民ニーズと時代の変化に対応した広域行政を推進する(広域行政の推進) (2) 民間のノウハウ活用による経済性とサービスの向上を推進する(民間委託の推進)	
4	公共施設の整備による安定した行政サービスの提供(公共施設)・・・P136	
	(1) 予防保全による公共施設の長寿命化を推進する(公共施設長寿命化の推進) (2) 市民ニーズや時代にあった施設整備を推進する(公共施設利用環境の整備) (3) 公共施設、公用車等を適切に維持管理、運用する(公共施設、公用車の管理運用)	
5	課税や契約行為における公平性や透明性の確保(課税・契約)・・・P138	
	(1) 税の公平性を維持し自主財源を確保する(市税の公平な賦課徴収) (2) 適正な監査や検査、審査により公平性、透明性、経済合理性を確保する(適正な監査、検査等の実施)	
6	財政運営の透明性、納得性の確保(財政運営)・・・P140	
	(1) 正確な公金管理を推進する(正確な公金管理) (2) 合理的で効果的な予算を編成、執行を管理し、分かりやすく公表する(適切な財政運営)	

重点プロジェクトについて

重点プロジェクトの位置づけ

基本構想に定めるまちづくりの将来像、「笑顔あふれる にぎわいとやすらぎのあるまち うしく」の実現を先導するため、4年間の第2期基本計画期間において重点的かつ戦略的に取り組む『7つのプロジェクト』を掲げました。重点プロジェクトは、7つの政策分野から分野横断的に取り組むものとして位置づけ、市民や企業・団体など地域の力と行政が協働しながら推進します。



第2期基本計画重点プロジェクト

7つの重点プロジェクトを進めます

Project 1

牛久ブランドینگプロジェクト

本市の自然・歴史・文化・産業を、ここにしかない地域資源として磨き、ブランド力を高めていきます。そのため、特産品のトップセールス、オリジナリティのある新たなイベントなどに、積極的にチャレンジします。

第2章

【観光・文化】

第3章

【文化】

第5章

【生活振興】

写真

Project 2

子育て全力応援プロジェクト

次代を担う子どもたちを守り、育てていくため、子育て支援のさらなる充実を推進します。子どもの医療費と給食費の無償化などにより、子育て世帯の経済的負担を軽減します。子どもを持つ親が安心して働けるサービスの充実を進めます。

第1章

【健康・医療・福祉】

第2章

【健康・文化】

第3章

【文化】

第4章

【生活振興】

写真

Project 3

ワインと食のまちづくりプロジェクト

本市の観光・産業・文化の地域資源である牛久シャトーの再生を核とした、ワインと食のまちづくりを進めます。ワインと食を本市の特色として打ち出し、市民が誇れる文化とにぎわいを創出します。

第2章

【健康・文化】

第3章

【文化】

第5章

【生活振興】

第6章

【健康】

写真

Project 4

市民の足づくりプロジェクト

かっぱ号・うしタクの見直し、地域連携公共ライドシェアの導入により、誰もが利用できる公共交通を実現します。高齢者の増加に備え、交通弱者や移動困難者を生み出すことがないよう、市民の生活を支える公共交通の充実に取り組みます。

第1章

【健康・医療・福祉】

第5章

【生活振興】

写真

まちづくりの将来像に掲げる、

『笑顔あふれる にぎわいとやすらぎのあるまち うしく』

の実現を先導するため、重点的かつ戦略的に取り組む『7つのプロジェクト』を設定しました。

Project 5

スマート窓口 プロジェクト

市役所窓口の待ち時間ゼロを目指し、デジタル技術を活用した柔軟で利便性の高い窓口サービスを提供します。デジタル化の浸透に応じて、デジタル人材の確保・育成に取り組み、市民の誰もが享受できる自治体 DX を推進します。

第3章

【しごと】

第7章

【市民生活】

写 真

Project 6

国際交流活発化 プロジェクト

国際姉妹都市・友好都市の交流により、身近な国際化を実現します。グローバル化、共生社会に対応した国際教育の強化に取り組み、ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンの実現を推進します。

第3章

【しごと】

第4章

【市民生活】

写 真

Project 7

牛久に住もう働こう プロジェクト

新たな住宅地整備や空家バンクの活用などによる移住定住の促進や地域防災対策の充実により、住みよい地域社会を目指します。企業や事業所の誘致による働く場所の創出や市内企業の経営支援などによる市内経済の活性化に取り組みます。

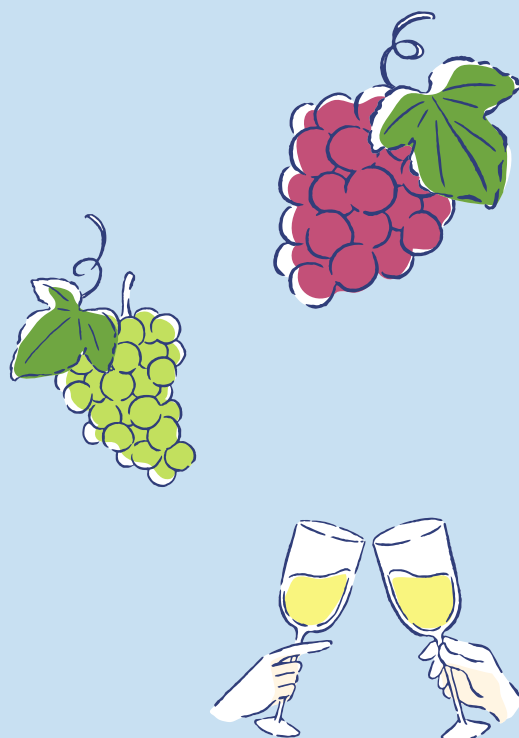
第3章

【しごと】

第5章

【市民生活】

写 真



重点プロジェクトを推進するための施策

Project 1 牛久ブランドینگプロジェクト

- 地域資源や歴史・文化・自然、イベントなどの効果的な情報発信…………… 3章5節、5章3節
- 特産品の開発とトップセールスによる特産品の認知度向上…………… 3章4節、3章5節
- 市内で開催される祭りなどのイベントの内容充実や広報活動の支援…………… 3章5節
- フィルムコミッションの推進…………… 3章5節
- ふるさと納税返礼品の拡充…………… 3章4節
- 小川芋銭、住井すゑら郷土の偉人の功績の継承…………… 2章5節
など

Project 2 子育て全力応援プロジェクト

- 子どもの医療費の負担軽減…………… 1章3節、1章6節
- 学校給食費の無償化…………… 1章3節、2章3節
- こども家庭センターによる妊娠・出産・子育て期への切れ目ない支援…………… 1章3節、1章6節
- 安心して子どもを預けられる保育・預かりサービスの充実…………… 1章3節
- 誰もが育児休業や介護休業を取得しやすい環境づくり…………… 3章2節、4章3節
- 教育格差の解消に向けた環境づくり…………… 2章1節、2章2節、2章3節
- いじめや不登校の対策の推進…………… 2章1節、2章2節
- 児童虐待やヤングケアラーの早期発見など…………… 1章3節、2章2節、2章3節、2章4節
- 部活動の地域連携によるスポーツ・文化芸術分野の活動機会創出…………… 2章2節、2章6節
など

Project 3 ワインと食のまちづくりプロジェクト

- 市民の財産である牛久シャトーの再生を検討…………… 2章5節、3章5節
- 地域や事業者と連携した「ワインと食の街うしく」のイメージづくりを推進…………… 3章5節
- 市内におけるワイン産業の振興…………… 3章5節
- ワインと食を巡る観光の推進…………… 3章5節
- 地元企業や農業者等との連携による特産品の開発…………… 3章4節
- 牛久駅と牛久シャトー周辺間の「歩いて楽しめるまちづくり」の推進…………… 3章5節、5章3節
- 既存の公園などを活用した居心地のよい公共空間の創出…………… 6章2節
など

Project 4 市民の足づくりプロジェクト

- 市民ニーズに基づいたコミュニティバスかつぱ号の改善…………… 5章2節
- 民間タクシーと連携した乗合タクシーうしタクによる市民の移動手段の拡充…………… 5章2節
- 地域連携公共ライドシェアによる市民の移動手段の拡充…………… 5章2節
- ボランティア等による移送サービスの支援…………… 5章2節
- 高齢者や障がいのある人など、移動困難者の外出支援…………… 1章1節、1章4節、5章2節
など

Project 5 スマート窓口プロジェクト

- 申請書類の一元化、オンライン申請、書かない窓口の導入による待ち時間ゼロの実現・・・7章1節
 - 自治体DX推進による業務の効率化・省力化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7章1節
 - マイナンバーカードを活用した手続き申請の簡略化・・・・・・・・・・・・7章1節
 - デジタルスキルを高める研修の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7章2節
 - デジタル教育の推進によるデジタル人材の育成・・・・・・・・・・・・7章2節
 - 校務のDX化などの教育DXの推進・・・・・・・・・・・・2章1節
- など

Project 6 国際交流活発化プロジェクト

- 新たな都市間交流の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4章4節
 - 生徒の相互訪問などによる姉妹都市との交流・・・・・・・・・・・・2章1節、4章4節
 - 小中連携したカリキュラムによる英語教育の充実・・・・・・・・・・・・2章1節
 - ALTの配置等による英語でのコミュニケーション能力の育成・・・・・・・・2章1節
 - グローバル社会に対応できる国際教育の推進・・・・・・・・・・・・2章1節
 - 異なる文化を尊重し、共生できる資質の育成・・・・・・・・・・・・4章4節
 - 国際理解のための市民活動を通じて多文化共生を推進・・・・・・・・4章4節
- など

Project 7 牛久に住もう働こうプロジェクト

- 新たな市街地開発などによる良好な住環境の形成・・・・・・・・・・・・5章1節
 - 空家・空地バンク制度の活用による空家の流通促進・・・・・・・・3章4節、5章1節、5章4節
 - 圏央道の広域的な波及効果を生かした企業誘致・・・・・・・・・・・・3章3節
 - 牛久市商工会などと連携した市内企業の就業促進・・・・・・・・・・・・3章2節
 - クーポン券発行などによる市内商業の活性化・・・・・・・・・・・・3章1節
 - エスカードビルへの商業施設の誘致・・・・・・・・・・・・3章3節、5章3節
 - ひたち野うしく駅周辺への商業・業務機能の誘致・・・・・・・・3章3節、5章3節
 - 高齢化に対応した農業の担い手の確保と育成・・・・・・・・・・・・3章4節
 - 地元農産物の消費拡大支援・・・・・・・・・・・・3章4節
 - 農業の効率化・安定化による生産拡大と所得の向上・・・・・・・・3章4節
- など

第1章

【健康・医療・福祉】

すべての人が生き生きとした
人生を送るまち

参照指標	基準値	目標値
主観的幸福度の高い市民の割合	66.6 % (2023 年度) 市民満足度調査により設定	68.0%



第1節 無理なく、ほどよく助け合える地域づくり

地域福祉

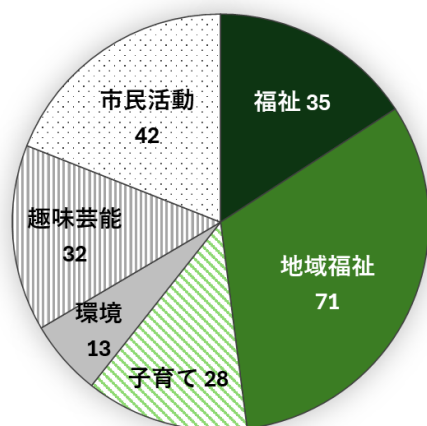
多様な個性や特性を持ったあらゆる世代の市民が互いを認め合い、それぞれの役割を持って、「無理なく、ほどよく」助け合える地域づくりを進めます。

参照指標	基準値	目標値
ボランティア団体数・加入者数	221 団体、5,075 人（2023 年度）	221 団体、5,075 人
地域の中で助け合いが行われていると感じる市民の割合	32.2%（2023 年度） 市民満足度調査により設定	33.0%

現状・課題等

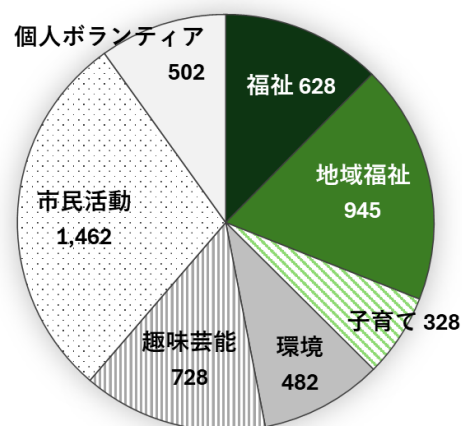
- 本市では、市民・団体等による福祉・地域福祉に関するボランティアや市民活動が活発であり、多様な取組を展開しています。
- しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響等で活動人数が減少すると同時に、高齢者や要介護認定者、障がい児・者、貧困状態の世帯などの支援が必要な市民が増加しており、また、このような市民や地域を支える側についても高齢化等により、担い手の確保が困難になってきています。
- 地域の中での見守りや支え合いの活動を維持していくためには、あらゆる世代が「無理なく、ほどよく」地域福祉に参加できる機会や、地域をサポートできる環境づくりが必要です。また、支援を必要とする方が安心して地域で過ごせるよう、適切な支援に繋いでいくことが求められます。
- さらに、市民・各種団体との連携を強化し、医療の担い手を育成していくことが重要です。

ボランティア登録団体数（221 団体）



2024 年 3 月現在 資料：社会福祉協議会

ボランティア登録人数（5,075 人）



2024 年 3 月現在 資料：社会福祉協議会

施策の展開方向と取組内容

(1) 市民みんなで支え合う意識を醸成する（地域福祉に関する理解促進）

- ① 家庭や学校、地域において、福祉体験や交流活動、研修会などの福祉学習の取組を促進します。
- ② 学校教育や市民活動などにおいて、世代等の異なる人々の交流を促進します。
- ③ 地域や事業所等と連携し、幅広い世代が地域福祉活動に参加できるきっかけづくりを進めます。
- ④ 市の福祉施設を拠点とした人々のつながりづくりを促進します。

(2) 地域ぐるみの支えあい活動を促進する（市民主体の地域福祉活動の支援）

- ① 民生委員児童委員活動の支援や「見守り台帳」の整備などにより、地域による見守り支援を促進します。
- ② 行政区への加入促進や「地域コミュニティ活性化事業（たまり場活動）」への支援などにより地域の連帯感を醸成します。
- ③ 小学校区単位の地区社会福祉協議会の活動支援、地域福祉活動の拠点整備を進めます。
- ④ 市社会福祉協議会の運営を支援し、市民協働による福祉活動を推進します。

(3) 支援の必要な市民の暮らしを守る（社会福祉サービスの充実）

- ① 成年後見制度を含めた権利擁護の利用環境を整備し、高齢者や障がいのある人の権利と利益を守ります。
- ② 官民の移送サービスの充実により、高齢者や障がいのある人の日常生活を支援し、社会参加を促進します。
- ③ 高齢者、障がい者、ひとり親世帯など住宅確保要配慮者の把握に努め、住宅セーフティネットの支援につなげます。
- ④ 感染症や自然災害などにより生活が困難となった市民に対する迅速な支援を行います。
- ⑤ 困窮状態にある市民に対し、衣食住の支援などの基礎的な行政サービスを提供します。
- ⑥ 戦没者の遺族、旧軍人、行旅病人などの援護が必要な人を支援します。

第2節 すべての人に健康・医療・福祉サービスが届く地域づくり

地域福祉
・
地域医療

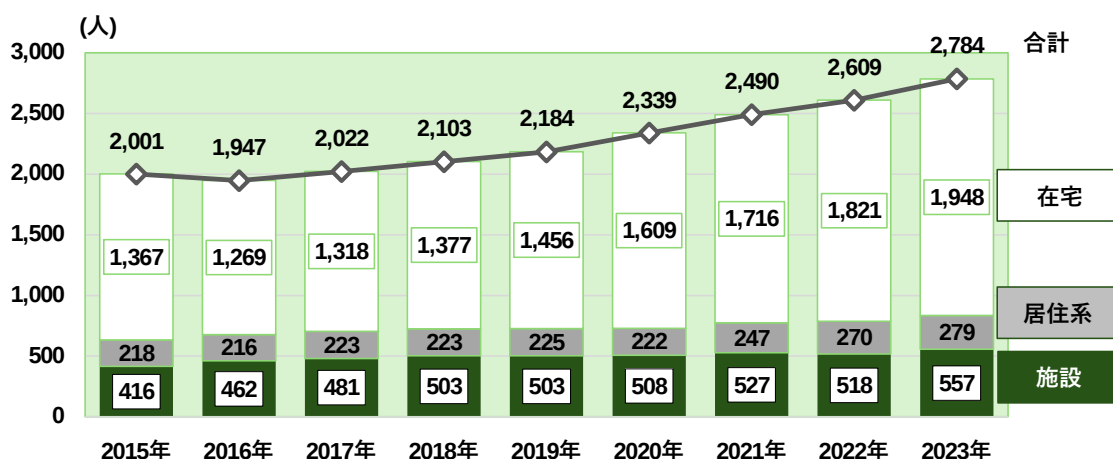
行政、市民、医療・福祉事業者などが連携、協働した包括的・横断的な健康・医療・福祉サービスの提供体制を整え、すべての人に必要な支援が届く地域づくりを進めます。

参照指標	基準値	目標値
人口 10 万人あたり医師数	222.1 人（2020 年度）	223 人
医療・福祉が充実していると感じる市民の割合	37.4%（2023 年度） 市民満足度調査により設定	38.0%

現状・課題等

- だれもが生きがいや役割を持ち、地域で助け合いながら暮らせる「地域共生社会」の実現を目指し、本市においても、地域の多様な課題に対応するため、医療・福祉・介護の関係機関や事業者や市民などが連携し、相談・支援体制づくりと連携強化に努めてきました。
- 本市では高齢化の進展の中、介護サービス受給率が年々増加しています。また、福祉や介護、生活保護などの各種制度が整備されてきている一方で、貧困やひきこもり、虐待、社会的孤立といった複雑・多様化した問題を抱える人がますます増加しています。
- 市民満足度調査において「医療・福祉が充実している」と感じる市民が3割に留まっており、医療と福祉の充実に努め、市民だれもがより安心して過ごせる地域づくりが重要となります。
- 「地域包括ケアシステム」をより深化し、高齢者福祉だけでなく対象を拡大し、医療・福祉・教育など多分野が連携して支援する「重層的支援体制」の構築やDXの推進が重要であり、行政や市民、事業者間で地域課題を共有し、人材の確保・育成を含む連携・協働のさらなる強化が必要です。

介護サービス受給者数



各年 12 か月の平均 資料：厚生労働省（介護保険事業状況報告）

施策の展開方向と取組内容

(1)

医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する（地域包括ケアシステムの充実）

- ① 市社会福祉協議会や民間事業者等との連携による、総合的な相談支援と情報提供を推進します。
- ② 地域包括支援センターにおいて、質の高い相談・支援体制を構築し、高齢者一人ひとりに必要な支援につなぎます。
- ③ 地域ケア会議により個別ケースの課題分析と対応の実績を積み重ね、地域特有の課題を見だし施策の形成につなぎます。
- ④ 在宅医療・介護連携、住まいや移動など日常生活に関する多様な連携により、高齢者や障がいのある人の地域生活を支えます。
- ⑤ 高齢者と障がいのある人を対象とした共生型サービスの整備など、地域包括ケアシステムによる支援対象の拡大を図ります。
- ⑥ 福祉人材の育成を推進するとともに事業者の協力を仰ぎ、利用者が安心してサービスを受けられる体制整備を促進します。

(2)

制度・分野の枠を超えた福祉サービスを展開する（分野横断型支援の充実）

- ① 家庭や個人の様々な相談を受け止め、制度・分野の枠を超えて対応する、または関係機関につなぐ機能を整備します。
- ② 地域において、高齢者や障がいのある人、児童等への虐待の未然防止、早期発見のための啓発活動を行うとともに、虐待を行った養護者または保護者が抱える課題の解決を支援します。
- ③ 既存の制度や地域資源を活用しながら、生活困窮者や障がいのある人、ひきこもりの人などの就労や社会参加を支援します。
- ④ 介護分野と障がい福祉分野の連携により、高齢の障がい者等への適切な福祉サービスの提供を進めます。

(3)

医療体制の充実により市民の安心を確保する（地域医療体制の充実）

- ① 医師会および近隣市町村と協力し、夜間・休日などの診療体制、小児救急医療体制等の拡充を支援します。
- ② AED配備による救急救命体制の充実を図ります。
- ③ 新型のウイルス等への感染リスクの低減対策や、万一の事態を想定した医療体制の確保、連絡・相談体制の確保などについて、「牛久市新型インフルエンザ行動計画」の見直しを図るとともに、県や近隣市町村と連携して、実施体制の整備を進めます。

第3節 すべての子どもと親が安心して生まれ育つ地域づくり

子ども福祉

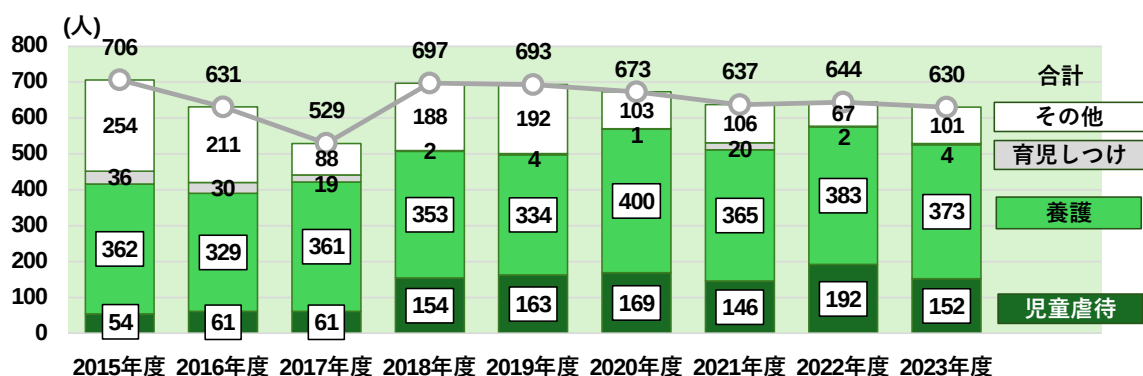
すべての子どもと親が地域の中で温かく見守られながら、安心して健やかに生まれ育つことのできる地域づくりを進めます。

参照指標	基準値	目標値
出生者数	418 人（2023 年度）	376 人
保育園待機児童数(国基準)	0 人	0 人
児童クラブ待機児童数	0 人	0 人
子育てしやすい地域だと感じる市民の割合	24.3%（2023 年度） 市民満足度調査により設定	29.3%

現状・課題等

- 本市では、母子保健、児童福祉、幼児教育・保育、学校教育等の分野が連携し、妊娠期から出産期、子育て期を通した全ての子どもと子育て家庭の支援に取り組んでいます。
- 本市の共働き世帯は年々増加していますが、保育の待機児童数は令和 2 年度から0人で推移しています。また、一時預かりや病後児保育、放課後児童クラブ等のニーズは高く、保育士や放課後児童支援員等の確保は依然として課題となっています。
- 育児不安や孤立化、児童虐待やひとり親家庭等での生活困窮、心身の発達や健康等の問題など、子育て家庭を取り巻く問題は複雑・多様化している中で、様々な悩み持つ家庭を見逃すことなく適切な支援につなぐためにも、「こども家庭センター」の設置など、身近な相談環境の整備が求められています。
- さらに、市民協働による子育て支援のネットワークや交流の場づくりの支援、子育て支援の情報提供など、地域ぐるみで子どもを育む環境づくりが重要です。

家庭児童相談における相談件数（対応実人数）



2024 年 3 月現在 資料：こども家庭課

施策の展開方向と取組内容

(1)

親子のこころと生活の安定を支援する

(出産・子育てサービス(相談・交流・給付)の充実、ひとり親家庭の支援)

- ① 一人ひとりに寄り添うことにより、子育てに関する情報を的確に提供し必要な子育てサービスにつながります。
- ② 子育て広場や保育施設における地域子育て支援拠点事業を運営し、身近な地域での交流や相談のできる機会を提供します。
- ③ 妊婦のための支援給付金、出産育児一時金、児童手当、児童扶養手当、医療福祉費支給などにより、出産・育児に関する経済的な負担を軽減します。
- ④ ひとり親家庭に対する総合的な自立支援により、親子の健康で文化的な生活を確保します。
- ⑤ 「こども家庭センター」を設置し、子どもの健やかな成長を目指して、子どもやその保護者に寄り添った妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。

(2)

安心して子どもを預けられる体制を整える (保育・預かりサービスの充実)

- ① 保育需要にあわせて受入体制の充実を図るとともに、保育士不足解消のための処遇改善に努めます。
- ② 「病児・病後児保育」「延長保育」「一時預かり」などの保育サービスの充実により、仕事と家庭の両立や在宅保育者等を支援します。
- ③ 保育士や放課後児童支援員などの研修により資質の向上を図り、子どもの個性や発達状況に応じた保育を提供します。
- ④ 放課後児童クラブの運営により共働き世帯などを支援します。

(3)

地域ぐるみの子育て活動を促進する (市民による子育て活動の支援)

- ① ファミリー・サポートセンター事業の協力会員や市民ボランティアの育成などにより、子育て支援のネットワークづくりを促進します。
- ② 子育て支援団体等の活動の場の提供や周知などにより活動の活発化を促進します。

(4)

すべての子どもが夢と希望を持って成長する権利を守る (支援が必要な家庭の早期発見と対策)

- ① 関係機関と連携し、子どもに関する相談に対応し支援します。
- ② 行政、学校、児童相談所、警察などの関係機関や地域との連携、要保護児童対策地域協議会の充実・強化により、児童虐待を未然に防止するとともに、早期発見と早期対応を推進します。
- ③ 相談支援や保護者の自立支援、子ども食堂の活動支援など、子どもの貧困対策を推進します。

第4節 すべての市民が安心して生涯を過ごせる地域づくり

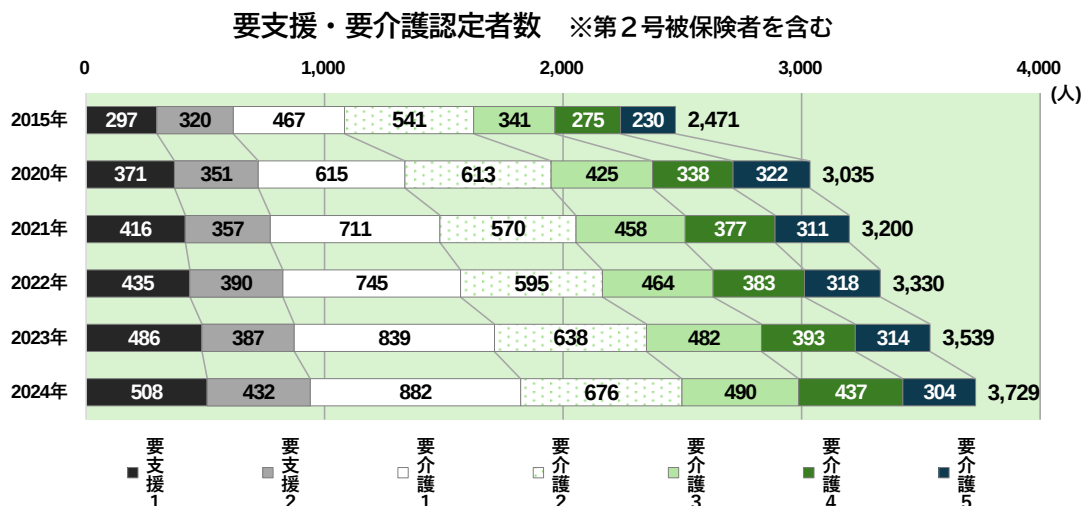
高齢者福祉 ・ 介護保険

高齢者が個々の意欲や能力に応じて活躍できる地域、すべての市民が安心して生涯を過ごすことのできる地域づくりを進めます。

参照指標	基準値	目標値
要支援・要介護認定率	14.3%（2023年度）	17.2%
主観的幸福度の高い高齢者の割合	62.9%（2023年度） 市民満足度調査により設定	63.5%

現状・課題等

- 本市では、高齢者の生きがいづくりや健康維持、認知症対策、福祉・介護サービスの充実を通じて、高齢者とその介護者、だれもが安心して暮らせる環境づくりに取り組んでいます。市民満足度調査においても「主観的幸福度が高い」高齢者が6割となっています。
- 本市の一人暮らし高齢者は年々増加し、閉じこもりがちになる高齢者の増加が懸念されるほか、また、介護保険事業における要支援・要介護認定者も年々増加し、社会保障費が増大となっています。
- 高齢者が心身ともに健康で活躍できるよう、生きがいを持てる機会や能力を生かす環境づくりとともに、介護予防、生活習慣病等の予防を進めることが重要です。また、認知症の早期対応や地域での見守り体制の整備充実が求められています。
- 福祉・介護サービスにおいては、関係機関の連携を強化し、適切な支援を図っていくとともに、DXを推進するなど一層の充実を図ることが重要です。また、在宅介護者の負担軽減等の支援も必要です。



各年3月末現在 資料：厚生労働省（介護保険事業状況報告）

施策の展開方向と取組内容

(1) 高齢者の生きがいづくりを支援する（社会参加、生涯学習支援）

- ① 社会活動、地域交流・世代間交流の促進などによる、高齢者の生きがいづくりを支援します。
- ② 「元気シニアバンク」への登録を促進し、「茨城シニアマスター」として活動できるよう必要な情報を提供するなど、高齢者が長年にわたり培ってきた能力を、地域活動等に活かせる機会づくりを推進します。
- ③ ハローワークやシルバー人材センターとの連携などにより、高齢者の就労を支援します。

(2) 高齢者の心身の健康維持・向上を支援する（介護予防・生活支援）

- ① 要介護状態になるリスクの高い人を把握し、早期の介護予防につなげます。
- ② ボランティアの支援や専門職等の活用により、地域における介護予防の取組を強化します。
- ③ 介護予防・生活支援サービスの提供体制を整備し、健康に不安のある高齢者の自立した生活を支援します。

(3) 認知症を理解し、予防、支援する（認知症対策の充実）

- ① 認知症予防のための運動や検査等や情報提供により、市民の認知症予防に向けた主体的な取組を促進します。
- ② 「認知症カフェ」を増設し、認知症の人やその家族の地域交流や悩みごと相談などにより、地域生活の継続を支援します。
- ③ 「認知症ケアパス」による情報・制度の周知や「認知症サポーター」の養成などにより、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを進めます。
- ④ 「認知症初期集中支援チーム」の活動で、認知症の早期発見、対応力強化、見守り体制の充実などを図り、認知症の人とその家族を支援します。
- ⑤ 徘徊行動のある認知症の人を介護している家族に携帯用位置情報検索機(GPS)を貸与し、行方不明時の早期発見を図ります。

(4)

高齢者と介護者の暮らしの不安を軽減する（高齢者福祉サービスの充実）

- ① 在宅の要介護高齢者や一人暮らし高齢者への配食サービスの提供により、生活の質の確保とともに安否を確認します。
- ② 一人暮らし高齢者や高齢者世帯に緊急通報システムを提供し急病や災害等の緊急時には迅速かつ適切に対応します。
- ③ 外出支援用具の購入費助成や訪問理美容サービスなどにより、高齢者の心身の健康維持を図ります。
- ④ 介護者が交流する場の提供により、介護者相互の情報交換や心身のリフレッシュを図ります。
- ⑤ 寝たきりの人や認知症の人の介護者に慰労金を支給します。
- ⑥ 高齢者の通院や買い物等の外出などにおける移動手段として、ボランティアや団体等による移送サービスを支援するとともに、乗合タクシーうしタクやコミュニティバスかっぱ号等の公共交通の維持・利便性の向上を推進します。

(5)

高齢者と介護者に必要なサービスを適切に提供する（介護保険サービスの充実）

- ① 居宅介護サービス、地域密着型サービス、介護予防・日常生活支援総合事業の充実により、要介護認定者等の住み慣れた地域での生活継続を支援します。
- ② 施設介護サービスにより、要介護認定者等の施設における生活を支援します。
- ③ 要介護認定者の増加見込みを踏まえて必要な施設の公募を行い、効果的に配置していきます。
- ④ 介護保険料の適切な賦課・徴収、適切な介護認定、介護給付の適正化により、介護保険制度を健全に運営していきます。

第5節 すべての障がい者が個性や特性を発揮できる地域づくり

障がい福祉

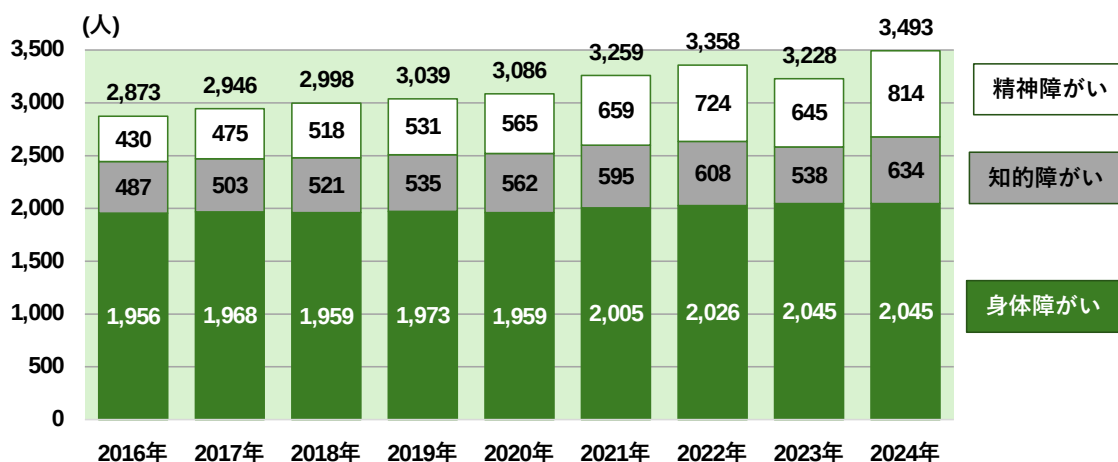
すべての障がい児・者本人の意思が尊重され、それぞれのライフステージにおいて主体的に社会に参加し、個性や特性を最大限発揮することのできる地域づくりを進めます。

参照指標	基準値	目標値
福祉施設から一般就労への移行者数	4人	8人
未就学児のうち児童発達支援を利用している児童の割合	5.1%	8.0%

現状・課題等

- 障がい者の権利保障に向けて、2006年の国連総会において「障害者の権利に関する条約」が採択され、我が国は2014年に本条約に批准をしました。また、令和6年4月からは「障害者差別解消法」に基づき事業者による「合理的配慮の提供」が義務化しています。
- 本市では、障がい者とその家族が地域で共生できるよう、障がいに対する理解促進、就労や地域活動参加の促進、各種支援の提供と福祉サービスの充実等に努めています。
- 本市では、障がいのある人が増加傾向にあり、高齢化や障がいの重度化もみられます。また、障がいのある人を高齢の家族が介助しているケースも増加しています。こうしたなか、保健・医療・福祉、教育、雇用、住まいなど幅広い分野で、きめ細かい支援と居場所づくりが求められています。
- また、市民満足度調査において、「地域で暮らしていきたい」と考える障がい児・者は4割に留まっています。「地域共生社会」の実現を目指し、障がいのある人もない人も、一人ひとりの個性や意思が尊重され、共に地域で安心して暮らしていくための環境づくりが重要です。

障害者手帳所持者数



各年3月末現在 資料：社会福祉課

施策の展開方向と取組内容

(1)

障がいのある人もない人も共に生きる地域をつくる（障がいに対する理解促進、市民協働の推進）

- ① 障がいに関する理解促進・啓発活動を通じて、地域住民への働きかけを強化することにより、障がいのある人に対する理解を促進します。
- ② 障害者自立支援協議会や福祉事業所等と連携・協力し、障がいのある人に対する虐待や身体拘束の防止・差別の解消を図ります。
- ③ 市職員の障がいに関する知識取得促進や手話通訳者の設置など、合理的配慮のある行政サービスを提供します。
- ④ ボランティアや市民団体、地区社会福祉協議会などへの支援により、地域住民主体の福祉活動や交流を促進します。

(2)

障がいのある子どもの育ちと学びを支援する（障がい児保健・療育・教育支援の充実）

- ① 妊産婦・乳幼児の定期健康診査などによる障がいの早期発見と、相談体制の充実などによる早期療養を促進します。
- ② 「こども発達支援センターのぞみ園」の専門機能を活用し、地域の療育支援を整備します。
- ③ すべての子どもが初等教育を受けることができるよう、質の高い乳幼児の発達支援やケア、就学前教育・家庭教育を進めます。
- ④ 重症心身障がい児等の医療的ケアが必要な人に対する支援について、福祉・医療・教育等の関連機関と共通の理解を持って支援できるよう体制づくりに努めます。

(3)

障がいのある人の生きがいづくりを支援する（障がい者の就労、地域活動への参加促進）

- ① 障がいのある人の社会生活に対する啓発活動などにより、市民や企業等の理解と協力を得られる地域づくりを促進します。
- ② 福祉的就労を提供する事業所やハローワーク、民間事業者等との連携などにより、障がいのある人のしごとづくりや就労を促進するとともに、職場への定着を支援します。
- ③ 「地域活動支援センター」の運営により、障がいのある人の自立や社会参加の促進、居場所づくりを支援します。
- ④ 生涯学習や文化芸術活動、スポーツ活動の機会の提供や施設利用支援などにより、障がいのある人の多様な活動を促進します。

(4)

障がいのある人の安定した生活を支援する（障がい者の日常生活支援）

- ① 相談支援や自立支援、地域生活支援などの充実により、障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう支援します。
- ② 年金・手当等の金銭給付や優遇措置、貸付に関する情報提供などにより、障がいのある人の経済的な自立を支援します。
- ③ グループホーム整備の促進、施設のバリアフリー化の推進などにより、障がいのある人の暮らしやすい環境をつくれます。
- ④ 市営住宅のバリアフリー化や優先入居などにより、障害のある人の暮らしやすい環境をつくれます。

(5)

障がいのある人と家族に必要なサービスを適切に提供する（障がい福祉サービスの提供体制の整備）

- ① 市民・行政・福祉事業所との連携により、障がいのある人とその家族に対する適切な情報提供・相談対応・サービス提供を進めます。
- ② 福祉事業所との連携により、日中活動系サービスやデイサービス事業などの障がい福祉サービスを提供する場の確保を促進します。
- ③ 発達障がいや高次脳機能障がい、難病に対する福祉サービス情報の提供、利用支援、支援内容の拡充を推進します。
- ④ 障害福祉事業所職員への研修や、市民向けの手話講習会や手話サロンの開催などにより、福祉に関わる人材を育成します。
- ⑤ 基幹相談支援センターを設置し、質の高い相談や、障がいのある一人ひとりに必要な支援の充実を図ります。
- ⑥ 保健・医療・福祉・教育など関係機関との連携により、支援体制の充実を図ります。

第6節 すべての市民が健康的に過ごせる地域づくり

健康
・
医療

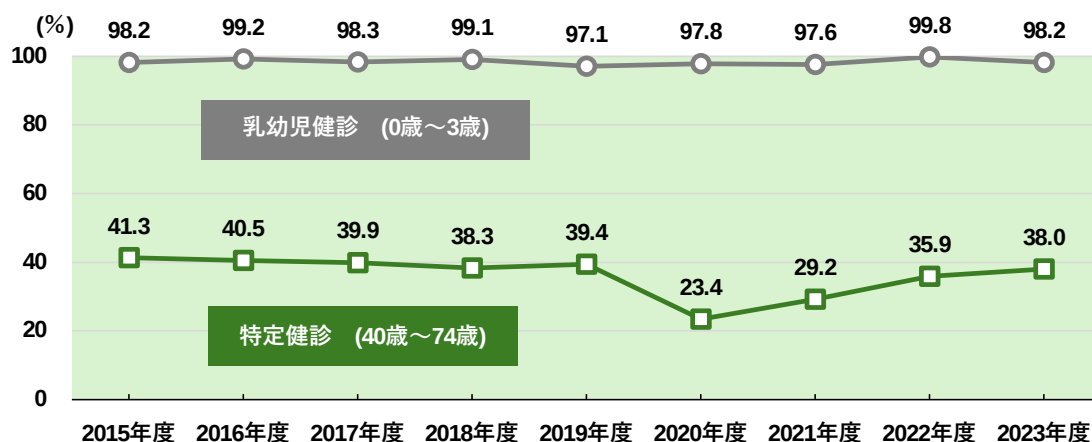
すべての市民が命を大切にし、心豊かに自分らしく健康的な生涯を過ごすことができる地域づくりを進めます。

参照指標	基準値	目標値
国民健康保険医療費 (被保険者1人あたり)	370,000 円 (2023 年度)	370,000 円
自分が健康だと感じている市民の割合	83.7% (2023 年度) 市民満足度調査により設定	87.0%

現状・課題等

- 本市では、生涯を通じた健康づくりや子育て支援、各年代、障がい等の特性に応じた保健・医療サービスの提供等、だれもが健やかに生涯を過ごせるよう、各種取組を進めています。
- 市民満足度調査において、「自分が健康だと感じている(主観的健康感が高い)」市民は5割となっておりますが、人生100年時代、健康長寿のためには健康とを感じる市民の割合を増やす必要があります。
- 特定健診(中高年)の受診率が低く、生活習慣病の早期発見等の観点から、改善が求められます。
- また、新型コロナウイルス感染症の流行後、リモートワーク等働き方が多様化した一方、孤立感や交流不足等により、うつ病やアルコール依存症などの心の病気が増加していると言われています。さらに、年々若年層で自殺のリスクが高まっており、適切な支援の方法を検討する必要があります。

乳幼児健診・特定健診受診率



資料：健康づくり推進課、医療年金課

施策の展開方向と取組内容

(1)

市民の生涯を通じた健康づくりを推進する（「うしく健康プラン21」「うしく食育推進計画」の推進）

- ① 適度な運動や良い食生活、規則正しい生活の習慣化、健康阻害要因の抑制など、日常生活における健康づくりを推進します。
- ② 各種健康診査の受診率向上により、生活習慣病等の発症予防と重症化予防を図ります。
- ③ 乳幼児期から高齢期までの世代に応じた歯科検診や歯磨き指導など、生涯を通じた歯科保健対策を推進します。
- ④ 保健センターを健康づくりの拠点として、市民に身近な保健サービスを総合的に実施します。
- ⑤ 予防接種等、感染予防対策の徹底により、子どもや高齢者等の各種感染症の発症予防や重症化防止を図ります。

(2)

すべての親子の健やかで心豊かな生活を支援する（妊娠・出産・子育て期の医療・保健サービスの充実）

- ① 妊娠期から乳幼児期、学童期や思春期といったライフステージに応じた保健対策を推進します。
- ② 子どもの発育の基礎となる乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着を促進します。
- ③ 「こども家庭センター」を設置し、子どもの健やかな成長を目指して、子どもやその保護者に寄り添った妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。（再掲 1-3-(1)-⑤）
- ④ 乳幼児の健やかな成長発達の確認と育児支援、および発育発達の遅れの早期発見と療育支援を推進します。
- ⑤ 不育症に対する治療費の助成、子どもの予防接種自己負担費用の助成、医療福祉費支給制度（マル福）における小児の自己負担無償化など、妊娠期から子育て期の経済的負担の軽減を図ります。

(3)

年代や障がい等の特性にあわせた保健サービスを提供する

(成人期・高齢期と障がい者の保健サービスの充実・障がい者等に対する医療費支援)

- ① 特定健康診査や各種がん検診等の健診体制や保健指導の充実を図るとともに、健康・医療に関する教室・講演会・相談の実施などにより、市民の主体的な健康づくりを促進します。
- ② 「特定健康診査等実施計画」、「牛久市国民健康保険データヘルス計画」に基づき、国保データベースシステムを活用して、生活習慣病の発症や重症化予防などの保健事業を推進します。
- ③ 高齢者の介護予防事業、健康増進事業の実施により、高齢者保健の充実を図ります。
- ④ 高齢者に対する個別的支援、通いの場等への積極的な関与などにより、保健事業と介護予防の一体的な実施を図ります。
- ⑤ 未熟児養育医療費給付、自立支援医療給付、医療福祉費支給、難病福祉見舞金の給付など、年代や障がいの特性にあわせた医療・福祉・保健サービスを提供します。

(4)

こころの健康の維持・向上を促進する (精神疾患・自殺対策の推進)

- ① 市民の精神的健康の維持・向上と、こころの病気への理解を深めるための啓発活動を推進します。
- ② 「こころの健康相談」の実施や市内外の各種相談窓口の紹介などにより、思春期特有のこころと体の問題、出産・育児や仕事、介護等により生じた精神的な不調などの改善を支援します。
- ③ 心の不調を抱える人や自殺に傾くサインに気づき、専門機関につなぐことのできる「ゲートキーパー」を養成します。
- ④ 統合失調症やアルコール等依存症などへの支援として、適切な医療機関への受診を促すとともに、家族会等の自助グループと連携を図ります。

第2章

【教育・文化】

未来を拓き、地域を担う
人が育つまち

参照指標	基準値	目標値
未来を拓き、地域を担う人づくり が進んでいると感じる市民の割合	— (新規)	24.0%



第1節 「生きる力」を育む学校教育と最適な学びへ

学校教育

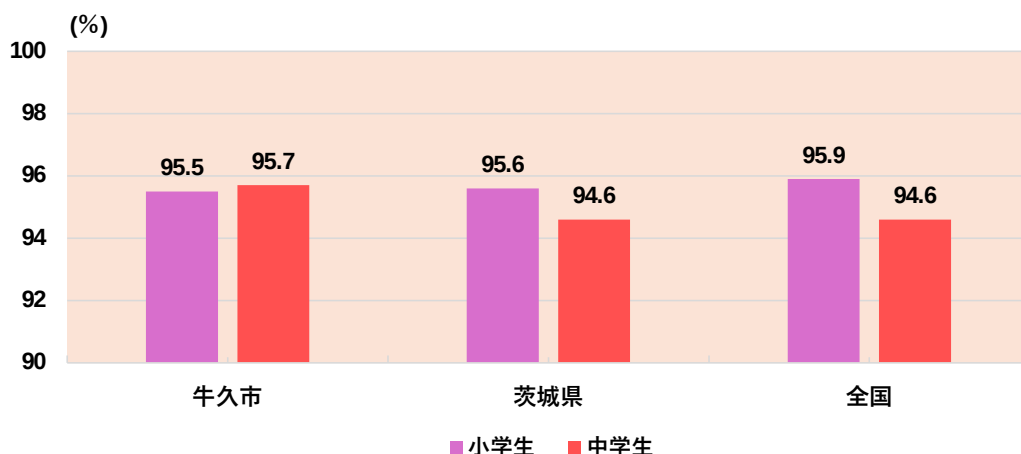
知徳体のバランスのとれた教育や時代の変化に対応できる教育の推進により、児童生徒の「生きる力」を育む教育の充実及び「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を目指した取組を推進します。

参照指標	基準値	目標値
授業は、自分にあった教え方、教材、学習時間などになっていたと感じる児童生徒の割合	—（新規） —（新規）	小学生：35.0% 中学生：25.0%
中学3年生における CEFR A1 レベル以上の取得率	62.0%	65.0%

現状・課題等

- 牛久の児童生徒の学力を見ると概ね良好であり、2024 年の全国学力・学習状況調査の結果では、小・中学校(国語・算数・数学)いずれも、全体の平均正答率が県平均より高くなっています。しかしながら、中学生と比較して小学生の学力はやや低下気みであるなど、学年差、学校差が顕著となっています。今後は、学年、学校ごとの課題に向けた対策を検討し、適切に取り組んでいく必要があります。
- 知徳体のバランスのとれた教育を推進する上では、豊かな心を育む教育の推進が大変重要です。本市においては、児童生徒一人ひとりの資質・能力向上に向けた意識や、自己有用感・自己肯定感、地域課題解決に向けた取組意識の希薄化などの課題に一つ一つ取り組んでいくことが求められています。
- 児童生徒の体力については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより低下しており、茨城県平均を下回っています。
- 教育のデジタル化については一人一台端末やICT機器の導入が進み、環境が整いつつあります。今後は児童生徒がICT機器を文房具のように使いこなせるよう、更なる活用を図っていく必要があります。

人の役に立つ人間になりたいと思う児童生徒の割合（2023（令和5）年度全国学力・学習状況調査）



資料：教育支援課

施策の展開方向と取組内容

(1)

確かな資質・能力を育む教育を推進する（確かな資質・能力の育成）

- ① 授業の中で「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を推進するとともに、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、カリキュラム・マネジメントの確立により、新しい時代に求められる資質・能力を育成します。また、学びを柔軟に自己調整する力を育成します。
- ② 全国学力・学習状況調査の結果を各学校における教育内容・方法に照らして分析し、具体的な指導の改善・充実を目指します。
- ③ 学校図書館ネットワークの活用や学校司書の資質向上などにより、読書に親しみ図書を活用し、学び続ける子どもを育成します。
- ④ 中学校区での各種研修会を通して小中連携を図り、義務教育9年間の学びを支えます。

(2)

豊かな心を育む教育を推進する（豊かな心の育成）

- ① 特別活動において、学校行事や学級活動を計画的に位置付けたり、係・当番活動を充実させたりすることで自己有用感や自己肯定感を醸成します。
- ② 「特別の教科 道徳」を核として道徳教育や人権教育を充実させ、家庭や地域との連携を深めながら、豊かな心を育む教育を推進します。
- ③ 芸術鑑賞などの体験学習や交流活動を通じた直接体験や触れ合い、また、郷土教育、平和教育などに取り組むことで、他者への思いやりや豊かな感性などを育みます。
- ④ 個別面談や各種アンケート調査等により、悩みや不安を抱える子どもを早期に発見し、問題行動等への未然防止、早期対応に努めるなど、生徒指導・支援の充実を図ります。
- ⑤ 他者を思いやる心や多様性を尊重する態度を育み、児童生徒が互いに支え合う学級経営に努め、全ての子どもの居場所づくり・絆づくりを推進した小中連携を図り、義務教育9年間の学びを支えます。
- ⑥ いじめ・虐待等に対しては、関係機関等と連携して早期発見に努めるとともに、学校及びスクールカウンセラー・スクールロイヤー（弁護士）等の専門家や、警察・児童相談所・福祉部、教育センター等の専門機関と連携し、組織的な対応による早期解消を図ります。

(3)

健やかな身体を育む教育を推進する（健やかな身体の育成）

- ① 児童生徒が心身ともに健やかに成長できるよう、学校体育、健康教育の推進により、生涯にわたって健康な生活を送るために必要な力を育成します。
- ② 地場産食材を多く取り入れた自校式給食や栄養教諭・栄養士の指導などにより、安心安全なおいしい給食を提供するとともに、児童生徒の健康増進を目指した食育を推進します。
- ③ 定期的な健康診断や健康管理指導により、児童生徒、職員の健康を維持します。
- ④ 安全教育の推進により、登下校中や日常生活における交通事故の防止に努めるとともに、災害や犯罪対策を強化し、児童生徒の安全確保を図ります。

(4)

時代の変化に対応できる教育を推進する（変化に対応する力の育成）

- ① 小中連携したカリキュラムによる英語教育(外国語教育)の充実に努めるとともに、外国人の英語指導助手(ALT)の配置等により、子どもの英語でのコミュニケーション能力を育成します。
- ② グローバル社会に対応するため、異なる多文化を尊重し、共生できる資質を育むとともに、自国の文化を相対的に把握する力を身につけます。
- ③ 教員及び児童生徒が ICT を「文房具」のように日常的かつ最大限に活用して「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に図り、児童生徒の情報活用能力を育成します。
- ④ 大型提示装置、デジタル教科書、一人一台端末、ICT 支援員、必要なネットワーク速度の確保などについては、国の次期 ICT 環境整備方針を踏まえて整備を継続します。
- ⑤ 統合型校務支援システムなど、ICTの活用による業務効率化と効果的な情報共有、教育活動の高度化を推進します。
- ⑥ キャリア教育の充実に図り、社会的・職業的に自立し、自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現する力を育成します。また、探究・STEAM教育にも取り組んでいきます。
- ⑦ 市政運営をテーマとした小中義務教育学校生・高校生議会などにより、小中義務教育学校生のうちから主権者教育を実施します。
- ⑧ 総合的な学習の時間などを通して、地域課題をもとにした学習課題の設定、地域環境や地域人材・専門家の活用等により、持続可能な社会の実現に必要な知識や社会で求められる資質や能力を育成します。

第2節 多様なニーズに対応する教育の推進

多様な 教育ニーズ

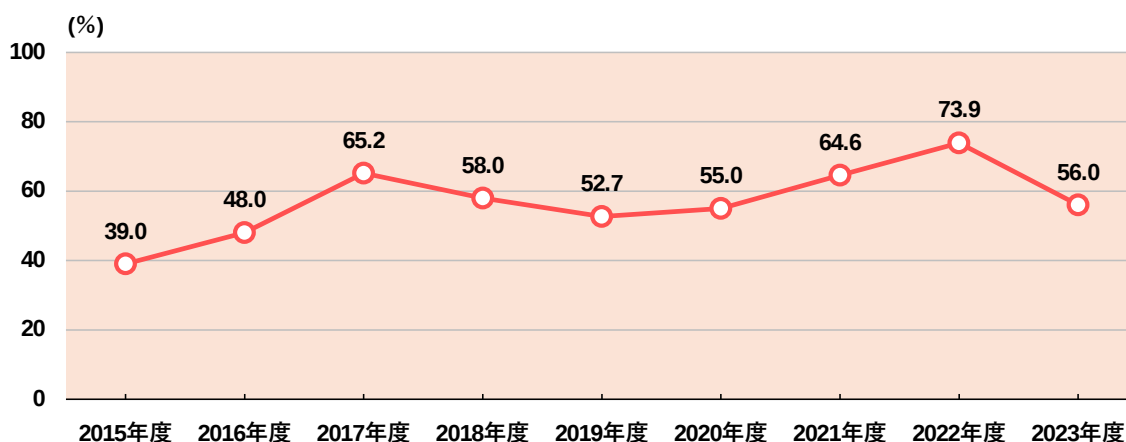
個々の教育ニーズへの対応や教員の資質・能力の向上など、すべての児童生徒が学校や地域のなかで安心して学べる教育の充実を目指します。

参照指標	基準値	目標値
授業は、自分にあった教え方、教材、学習時間などになっていたと感じる児童生徒の割合（再掲）	—（新規） —（新規）	小学生：35.0% 中学生：25.0%
学校施設長寿命化計画・短期計画の年度末事業達成率	38.0%（2023年度）	54.0%

現状・課題等

- 教育センターきぼうの広場を利用した児童生徒のうち学校に復帰した児童生徒の割合をみると、近年では半数以上が復帰できていることが分かります。教育センターでは、不登校や特別支援に関する相談、適応指導教室、教職員等への配慮を必要とする子どもに関する研修などを実施しています。
- 市ではスクールアシスタントや学校支援ボランティアを積極的に活用しています。2024年度のスクールアシスタントは延べ80人で、主に学級担任の補助や教科支援、日本語の支援などを担っています。
- 市では全学校の防犯カメラ設置や通学路の点検、防災教育など学校安全に取り組んでいます。
- 児童生徒がのびのびと学ぶためには、教職員がいきいきと教育活動に取り組んでいる姿を実現することが大切です。働き方改革と併せて教員の資質・能力の向上に取り組んでいくことが重要です。
- 学校施設については、学校施設長寿命化計画等に基づき、維持管理・更新を図る必要があります。

教育センターきぼうの広場を利用した児童生徒のうち学校に復帰した児童生徒の割合



資料：教育支援課

施策の展開方向と取組内容

(1)

特別な配慮の必要な児童生徒を組織的・計画的に支援する（個々の教育ニーズへの対応）

- ① 適応指導教室により不登校児童生徒の居場所をつくり、集団への適応能力を高め、社会的自立を支援します。
- ② 中学校におけるフリースクールや図書館等において、不登校児童生徒の居場所づくりに取り組みます。
- ③ 特別な教育的支援が必要な子どもの行動観察・発達検査・保護者面接などにより、適切な教育環境の整備に向けた助言を行います。
- ④ 小学校入学前の幼児を対象に、教育的ニーズと必要な支援に応じた就学先決定のための相談や見取りを行います。
- ⑤ 配慮を必要とする子供に関する研修により、教職員やスクールアシスタント、放課後児童支援員の資質向上を図ります。
- ⑥ 保育園・幼稚園への巡回相談、就学相談等を通して、発達支援の必要な子どもの早期発見・早期支援および就学の円滑化を図ります。
- ⑦ 子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じ適切な指導や支援が受けられるよう、特別支援学級や通級指導教室、通常学級など適切な学びの場の検討・見直しを図ります。
- ⑧ 学校訪問、教育相談等を通して、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の継続的な見取りと支援を推進します。

(2)

地域の人々との協働により子どもたちの学びの質を高める（地域人材による教育の推進）

- ① 地域の人材をスクールアシスタントとして学校へ派遣し、教職員と連携しながら教育的支援の必要な子どもの支援や学校運営に関わる支援を行います。
- ② 優れた知識や技能を持った地域の人材を学校サポーターとして学校へ派遣し、学習指導や部活動指導の充実を図ります。
- ③ 学校支援ボランティアの発掘、育成、活用により、放課後や土曜日も含めた教育や子どもの見取りの充実を図ります。
- ④ 保護者や地域へ学校の情報を発信し、相互理解を図ることで、子どもたちの育ちの姿を共有します。
- ⑤ 学ぶことや働くこと、また、地域に対する理解や愛着を深めてもらえるよう、市内企業での職場体験を実施し、キャリア教育を推進します。

(3)

安心して通学と学習ができる環境をつくる（学校安全の推進）

- ① 警察による防犯カメラの設置に関する助言などにより、学校の防犯力を強化します。
- ② 通学路交通安全プログラムにより、関係各課が連携して通学路の危険箇所を調査し、安全確保のための改良を推進します。
- ③ 保護者やボランティア等との連携により、子どもの登下校時の見守りを推進します。
- ④ 通学用ヘルメットを市内全児童に配布します。
- ⑤ 市内各小中義務教育学校およびPTAや地域と連携し、子どもが犯罪被害に遭遇した場合に安心して避難できる場所となる「子どもを守る110番の家」の周知促進を図ります。
- ⑥ 各学校において、児童生徒の安全確保を図るため防災対策、危機管理の充実に努めます。

(4)

教職員が働きやすく、質の高い授業ができる環境を整える

（教員の資質・能力の向上と働き方改革の推進）

- ① 学校ごとに組織目標を設定し、その目標を保護者や地域住民と共有しながら、教育現場の組織的で継続的な授業改善を図ります。
- ② 教育委員や指導主事、専門家等が小中義務教育学校を訪問し、学校長との意見交換や授業支援を行うことで授業の質の改善を図ります。
- ③ 自主課題研修を設定し、グループでの討論を通して教員の学びを深め、指導力を高めていきます。
- ④ 新しい時代の教育にも対応していけるよう、適切な教科書や教材を選定し、提供していきます。
- ⑤ 校内業務の見直しや学校事務の業務改善を行い、教職員が児童生徒と向き合うための時間の創出を図ります。
- ⑥ 校長等のマネジメント能力の育成や教職員の意識改革などにより、適正な勤務時間の設定と運用の定着を図ります。
- ⑦ 地域の団体・クラブとの協働により学校部活動の地域連携を推進します。

(5)

時代の変化にあわせて学校施設を整備する（学校施設・設備の計画的な整備）

- ① 教室の空調設備の更新や体育館のLED照明化を計画的に進めます。
- ② 学校施設長寿命化計画等に基づき、学校施設の長寿命化改修や大規模改修を計画的に実施していきます。
- ③ 市立小中義務教育学校において給食施設を整備し、計画的に維持管理していきます。
- ④ 誰もが豊かに学べるための教育指導体制の充実や学校施設のバリアフリー化を推進します。

第3節 人格形成の基礎を培う就学前教育と家庭教育の推進

就学前教育
・
家庭教育

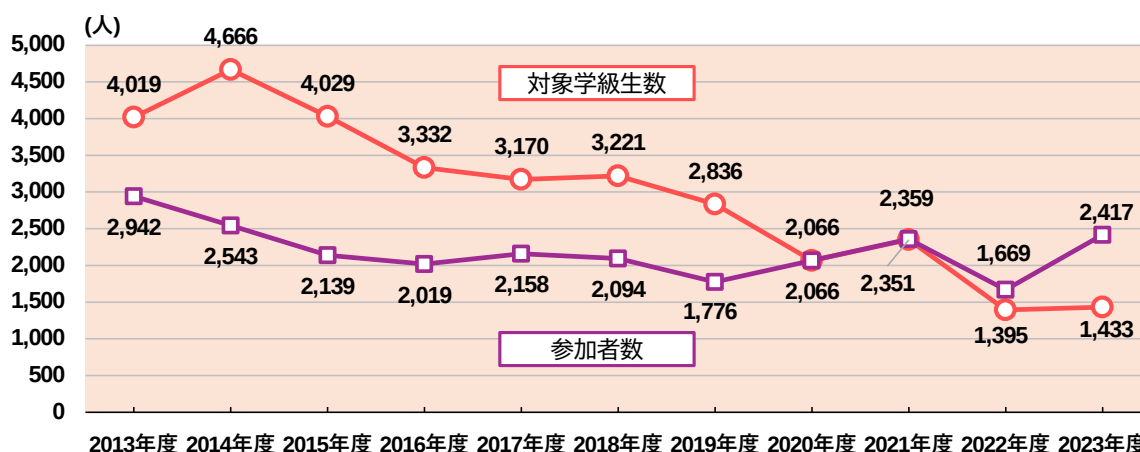
「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を目指した就学前教育の充実に努めるとともに、家庭教育力の向上に取り組めます。

参照指標	基準値	目標値
放課後カップパ塾の参加者数	7,000 人	7,500 人
子どもの教育には地域の大人の協力が必要だと考える市民の割合	80.3% (2024 年度)	85.0%

現状・課題等

- 市民満足度調査の結果を見ると、「子どもの教育には地域の大人の協力が必要だと考える市民」の割合が約 80%と高く、幼児期の教育や家庭教育に地域が関わっていくことが求められています。
- 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っています。子どもの教育の一義的な義務は家庭にあります。都市化や核家族化、地域コミュニティの希薄化などの背景から、親の過保護・過干渉や放任、育児不安など、様々な問題が出てきています。特に先のコロナ禍では、乳幼児期に外出が制限され、人と触れ合う機会が希薄になるなどの課題も顕在化しました。
- 牛久市では、「家庭教育学級」において、子育ての悩みや苦勞を参加者とともに話し合う、親自身の学びの場を提供しています。家庭教育学級の活動状況をみると、対象学級生数は減少傾向にありますが、延べ参加者は 2022 年以降増加に転じており、依然として重要な役割を果たしています。
- このような中、市では、市内すべての幼児教育施設において、質の高い教育を行うことを目指して、茨城大学教職大学院の協力のもと、研修や相談体制の充実を図るとともに、これらの取組を円滑に進めるため、幼児教育センターを設置しており、今後とも取組の充実を図っていく必要があります。

家庭教育学級の活動状況



資料：生涯学習課

施策の展開方向と取組内容

(1) 義務教育への適応力や人格形成の基礎となる資質・能力を育成する（就学前教育の充実）

- ① 保幼小の幼児・児童の交流活動、教職員の相互参観、研修を通して、幼児期の遊びを小学校への学びへと円滑な接続を推進します。
- ② 「幼児教育センター」の機能の強化を図り、保幼小教職員の情報交換や研修、保護者への学びの機会の提供等を通して、遊びから学びへつながる幼児教育を提供します。

(2) 親と子が地域とのつながりの中で安心して学べる環境をつくる（家庭教育の支援）

- ① 訪問型家庭教育支援を実施し、外国籍の保護者への個別相談や情報提供を行います。
- ② 子どもの成長段階にあった親の学びの場の提供により、家庭の教育力向上と子どもの健やかな成長を支援します。
- ③ 「放課後児童クラブ」の着実な運営により、すべての児童の安全・安心な遊び場や生活の場を確保します。
- ④ 「うしく放課後カッパ塾」において学びの場を提供し、児童生徒における学習の基礎・基本の着実な定着と学習習慣の確立を促進します。
- ⑤ 「うしく土曜カッパ塾」において、体験活動などを提供し、地域とのつながりを深めていきます。
- ⑥ 児童生徒への奨学金の給付や就学援助などの支援により、すべての児童生徒の教育を支えます。
- ⑦ 学校給食費の無償化を拡充し、保護者の経済的負担の軽減に努めながら、安心安全な栄養バランスのとれた学校給食を提供します。
- ⑧ 行政、学校、児童相談所、警察などの関係機関や民生委員児童委員や地域等との連携などによりヤングケアラーの早期発見と早期把握に努めるとともに、適切な支援に繋がります。

第4節 一人ひとりが豊かに学び続ける生涯学習の推進

生涯学習

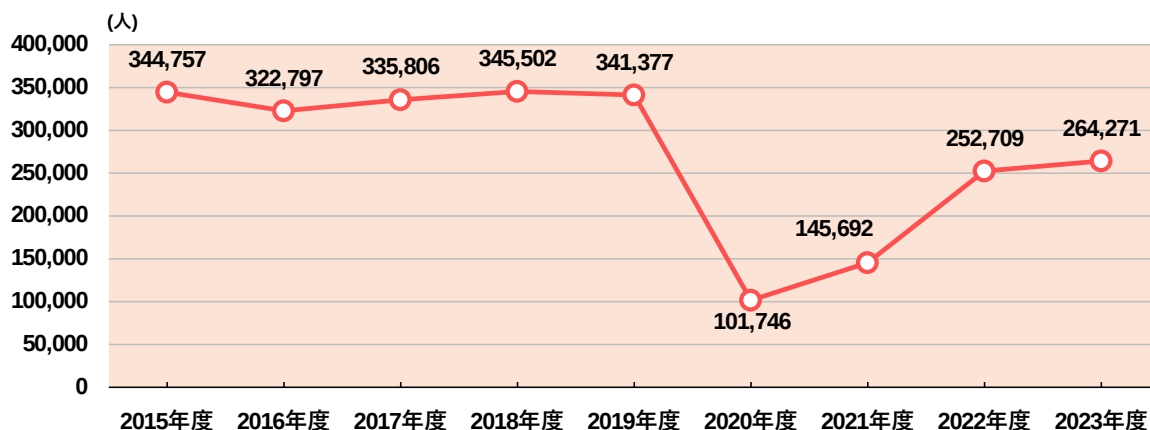
すべての市民が、様々な機会を通して、生涯にわたって学び続けることができ、より豊かな学びを実現する生涯学習社会を目指します。

参照指標	基準値	目標値
生涯学習に取り組んでいる市民の割合	49.4%（2023年度） 市民満足度調査により設定	55.0%

現状・課題等

- 市民満足度調査の結果を見ると「生涯学習に取り組んでいる市民の割合」は約50%となっており、多くの市民が日常的な学びを実践しています。今後も多様な生涯学習プログラムの提供や、郷土教育、持続可能な開発の促進、学び直しや人権教育など多様な学習機会の提供が求められています。
- 図書館サービスの状況をみると、コロナ禍の影響で減少した貸出冊数やレファレンス件数ともにわずかながら回復傾向となっています。今後も頼りになる図書館を目指したサービスが求められています。
- 市では平成30年にすべての学校で、学校運営協議会が設置されました。地域と学校が連携して「地域とともにある学校づくり」を進めています。また、地域学校協働活動により「学校を核とした地域づくり」も一体的に推進し、様々な活動が地域と学校の連携により実施されています。また、地域による青少年健全育成活動として、青少年育成牛久市民会議によるふれあいキャンプや牛久市青少年相談員連絡会による啓発活動や市内パトロール等の見守り活動を実施しています。
- 本市には中央生涯学習センターをはじめ、5館の生涯学習センターがあり、様々な講座や自主的なサークル活動時に利用されています。また、コロナ禍からの影響により減少した利用者数は、現在回復傾向にあります。

生涯学習施設の利用者数



資料：生涯学習課

施策の展開方向と取組内容

(1)

だれもが学びに向かうことのできる環境を整える（学習機会の提供と活動支援）

- ① 多様な生涯学習プログラムの提供により、市民の幅広いニーズに対応するとともに、若者から高齢者までの多様な世代が学び始めるきっかけづくり、仲間とつながりながら楽しく学ぶ機会づくりを進めます。
- ② 市民の自発的・自主的な講座の開催について、支援を検討します。
- ③ 利用者に使いやすい施設運営を行い、より多くの市民の利用を促進します。
- ④ 生涯学習や文化芸術活動、スポーツ活動の機会の提供や施設利用支援などにより、障がいのある人の多様な活動を促進します。（1-5-(3)-④の再掲）

(2)

人生をより豊かに生きるための生涯学習を推進する（多様な生涯学習の推進）

- ① いばらきっ子郷土検定の開催の支援などにより、茨城県および本市に対する愛着や誇りを持った人材を育成します。
- ② 持続可能な開発目標(SDGs)の促進や変化の激しい社会への対応、地域社会への貢献など、人生100年時代を豊かに生きるための学びを支援します。
- ③ 市民が人生をより豊かに生きるために、学校教育終了後の市民の主体的な学び直し(リカレント教育)や新しい知識・スキルの習得(リスキリング)を支援します。
- ④ 互いに人権を尊重しあうことの大切さを認識し、他の人の人権にも配慮した行動をとることができるよう、地域や学校における人権教育を推進し、市民の人権感覚を高めます。

(3)

市民の学びと暮らしの向上に寄与する「頼りになる図書館」をつくる（図書館サービスの充実）

- ① 図書館での各種おはなし会やイベントの開催、地域での読書活動など、幼年期からのすべての子供が読書活動を経験する機会づくりを進めます。
- ② ティーンズ(ヤングアダルト)コーナーの設置や、中学校や高等学校との連携強化により、読書離れが進む中高生の読書活動を推進します。
- ③ 市内の学校の学びのサポートとして、図書館見学や職業体験の受け入れを行うとともに、学校図書館ネットワーク事業により、学校教育のための資料提供を支援します。
- ④ 講座の開講や学習室の提供などにより、市民の自主的・自発的な学びを支援します。
- ⑤ 乳幼児とその保護者、高齢者、障がい者、外国人など、多様な利用者のニーズに合わせたサービスを提供します。
- ⑥ 司書の資格を生かした専門業務化により、利用者が求める資料を的確に探し出し解決策を提供するレファレンスサービスの充実を図ります。
- ⑦ 出前講座を積極的に実施し、図書館の利用促進を図ります。
- ⑧ 地域を支える情報拠点として市民に役立つ資料が提供できるよう、郷土資料や図書雑誌、視聴覚資料、特殊コレクションの充実を図ります。
- ⑨ 電子書籍の導入や地域資料のデジタルアーカイブ化など図書館DXの推進を検討します。
- ⑩ NPOや市民ボランティアとの連携体制強化により、図書館サービスの拡大を図ります。

(4)

学校運営協議会制度を導入している学校(コミュニティ・スクール)の充実と地域とともにある学校づくりを推進する（地域と学校の連携強化）

- ① 学校運営協議会を促進し、充実させることにより、学校が地域と一体となって子どもたちを育む教育活動を展開する「地域とともにある学校づくり」を推進します。
- ② 学校運営協議会による学校経営への参画を通した多様な地域人材との連携から、学校マネジメント力の向上と教職員の専門性の向上を図り、子どもたちに質の高い学びを提供します。
- ③ 学校の授業作りに様々な地域人材や地域教材を取り入れることによって、新たな地域とのつながりを生み出し、地域の活性化につながる素地を作ります。
- ④ 地域学校協働活動推進員の研修や活動を支援することにより、地域と学校との連携・協働のためのコーディネート機能を強化し、「学校を核とした地域づくり」を推進します。
- ⑤ 地域の人材、団体、機関と連携・協働し、地域学校協働活動の継続的・安定的な活動を推進します。

(5)

地域とのつながりで子どもたちを守り育てる（青少年の健全育成）

- ① 青少年育成牛久市民会議の活動支援などにより、地域社会と青少年との結びつきを強化します。
- ② スマートフォンやインターネット等のトラブル、いじめや非行、薬物乱用など、有害環境から子どもを守るための対策を推進します。
- ③ 地域での見守りに加え、民生委員児童委員、保護司会等との連携により、各種キャンペーンや啓発活動、市内店舗へ訪問し青少年の健全育成に協力を促す活動等を行います。
- ④ 行政、学校、児童相談所などの関係機関と地域との連携、要保護児童対策地域協議会の充実・強化により、児童虐待の早期発見と早期対応を推進します。

(6)

だれもが快適に学べる生涯学習施設・設備を整備する（生涯学習施設・設備の計画的な整備）

- ① 市民のだれもが快適に利用できるよう、施設の適切な保守管理を継続します。
- ② 地域の学びの拠点施設として継続して活用していけるよう、計画的に修繕・補修を実施していきます。
- ③ 市民ニーズを踏まえ、施設の整備を行います。
- ④ 生涯学習施設の管理運営について市民サービスの向上と行政運営の効率化、経費の縮減を図るため、民間活力の活用を検討します。

第5節 ひとが輝きつながる文化芸術のまちづくり

文化芸術

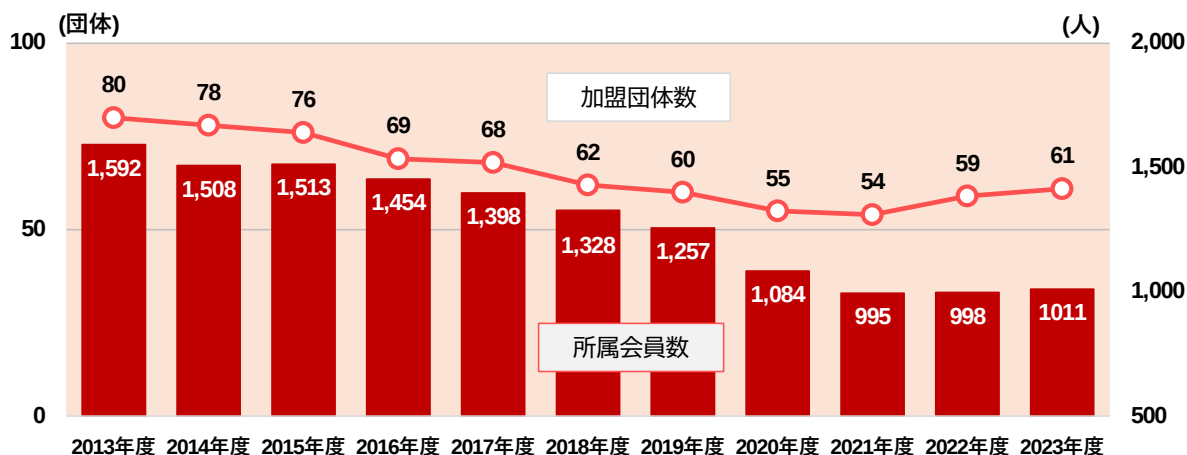
心豊かな市民生活の形成を図るため、文化芸術とのつながり、ひととのつながり、まちとのつながりに着目し、愛し誇れる文化芸術のまちづくりを推進します。

参照指標	基準値	目標値
市民文化祭の見学者数(入場者数)と作品出展・舞台出演の参加者数の合計	7,000 人	7,500 人
文化芸術に親しんでいる市民の割合	— (新規)	60.0%

現状・課題等

- 市民満足度調査の結果をみると、「文化芸術活動に取り組んでいる市民」の割合は約 30%となっており、より多くの市民が文化芸術に触れ、活動に取り組めるような機会の提供が求められています。
- 市の市民文化祭の参加者数はコロナ禍の影響で減少しましたが、回復傾向にあり、今後積極的な活動支援を図っていくことが重要です。
- 市の文化芸術活動をけん引する牛久市文化協会の加盟団体数と所属会員数をみると、コロナ禍において最も減少した 2021 年以降、わずかながら増加に転じていますが、人口の減少、会員の高齢化などの課題に対応していくため、団体の支援を継続していく必要があります。
- 市民の郷土に対する愛着を醸成し、地域づくりにつなげていくためには、文化財を保存・活用し、また、市固有の文化を継承していく取組が重要です。牛久シャトーなどの文化財を観光資源として活用し、まちづくりに生かしていくなどの取組が求められています。
- 文化芸術施設については、文化財の保存や文化芸術の展示等を継続的に行う場であることから、市民サービスの向上の観点から、民間活力の活用も含めた適切な維持管理、計画的な整備を検討していきます。

牛久市文化協会の加盟団体数と所属会員数



資料：生涯学習課

施策の展開方向と取組内容

(1)

文化芸術のまちづくりに取り組む市民を育てる（文化芸術活動への参加促進）

- ① 多種多様な講座や公演の開催などにより、文化芸術に親しむ機会の少ない層も取り込み、あらゆる世代の文化芸術活動への参加を促進します。
- ② 多様な発表の機会や日常的に文化芸術活動に触れる機会の提供などにより、次世代を担う芸術家や企画運営力のある人材を育成します。
- ③ 学校関連のアウトリーチ（体験・鑑賞等の芸術普及活動）の充実などにより、子供の感性を育む取組を推進します。
- ④ 文化芸術団体同士の協力体制や分野の異なる団体間の連携などにより、地域独自の文化芸術活動を支援します。

(2)

文化芸術のコミュニティづくりと活性化を促進する

（文化芸術を支えるつながりの支援・情報発信）

- ① 文化芸術コミュニティの形成を目指し、市民・企業・団体間の連携強化と、文化芸術活動を支える市民・団体を支援します。
- ② 市内外への情報発信を強化することにより、文化芸術活動における多様な交流につなげていきます。

(3)

郷土に対する愛着をはぐくみ地域づくりにつなぐ（文化遺産の保存活用と地域文化の伝承）

- ① 郷土の歴史や伝統文化を学ぶ機会の提供や文化財や歴史的資料の展示公開などにより、市民の郷土への理解を促進するとともに、市外の人々にもその価値を伝えていきます。
- ② 市域の文化財や歴史文化の特徴や文化財相互の関連性を踏まえたストーリーの構築や、だれもがアクセス可能なコンテンツの制作など、多面的な普及啓発、公開活用を推進します。
- ③ 学校教育の場における文化財などの積極的な活用により、次世代への継承とともに子どもたちの郷土への誇りと愛着をはぐくみます。
- ④ 市域の歴史文化の特徴をより顕在化させるための調査研究を推進します。
- ⑤ 文化財および文化財を取り巻く環境を次世代へ継承していけるよう、官民協働による管理や市民と文化財の橋渡し役となる人材育成などを推進します。
- ⑥ 民間の文化芸術施設等、文化財や歴史文化に関連する施設との連携を進め、文化財の新たな活用に向けた「場」の創出を支援します。
- ⑦ 日本遺産認定牛久シャトー等の文化財を観光資源として保存活用を推進し、地域活性化につなげます。

(4)

文化芸術施設を整備し交流を促進する（文化芸術施設の計画的な整備）

- ① 市所有の文化財施設の役割を整理し、各施設の連携を進め、市全体で歴史文化の特徴を体感できる体制を構築します。
- ② 既存施設の有効利用を踏まえつつ、文化財を適切に収蔵管理し、展示公開する施設を整備します。
- ③ 文化財の長期的な保存・活用の観点から、計画的な修繕・補修を実施していきます。
- ④ 市民の文化芸術活動の拠点となる展示施設、ホールなどを活用し、文化芸術のコミュニティ創出を支援します。
- ⑤ 文化芸術施設の管理運営について市民サービスの向上と行政運営の効率化、経費の縮減を図るため、民間活力の導入を検討します。

第6節 生涯スポーツによる健康的で活気ある地域づくり

生涯スポーツ

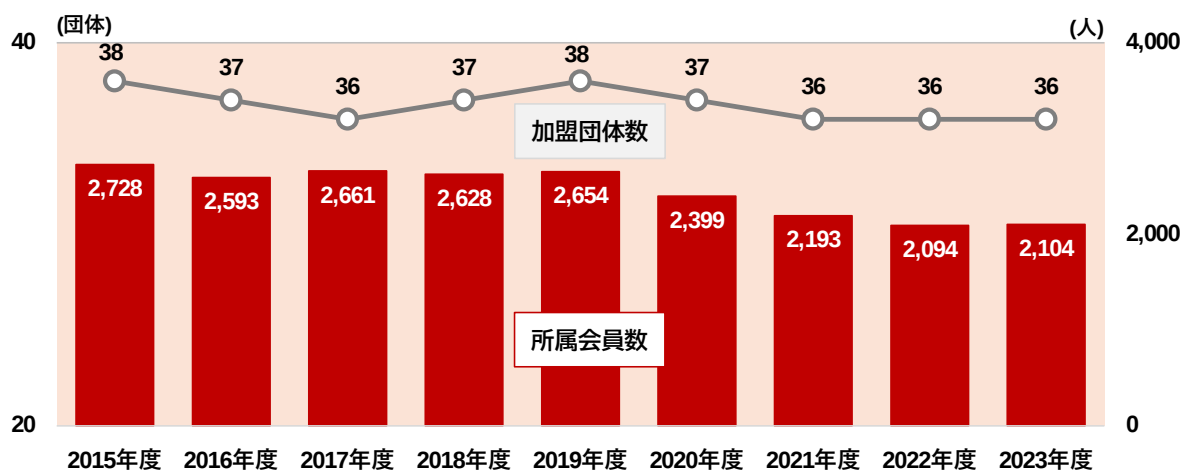
スポーツを通じた健康づくりや多様なスポーツニーズへの対応、スポーツを育む文化を発展させるなど、スポーツ文化の振興により、健康的で活気のある地域づくりを進めます。

参照指標	基準値	目標値
週1回30分以上の運動をしている市民の割合	57.3%（2023年度） 市民満足度調査により設定	60.0%

現状・課題等

- 市民満足度調査の結果をみると「週1回30分以上の運動をしている市民」の割合は約57%と、国の調査結果52%と比較して高い割合となっています。今後は、更に市民の意欲を高めていくことや、誰もが手軽にスポーツに取り組める環境づくりを進めていくことが重要です。
- 牛久市のスポーツ活動を支えるスポーツ協会の加盟団体数や所属会員数をみると、微減の状況にあり、組織運営を支える人材の育成が課題となっています。
- 子どもが安心して遊べる環境の整備や学校部活動の地域連携への取組などが求められています。
- 市では野球、サッカー、バスケットボールなどのプロスポーツとの連携を進めており、今後取組の強化が求められています。
- 市のスポーツ施設は牛久運動公園をはじめ、4つの運動広場などが広く市民に活用され防災拠点としても重要な役割を担っています。今後は、施設の老朽化への対応や利用者のニーズに合わせた施設の更新、柔軟な運営体制などに取り組んでいく必要があります。

牛久市スポーツ協会の加盟団体数と所属会員数



資料：スポーツ推進課

施策の展開方向と取組内容

(1)

市民の生涯スポーツへの意識向上を促進する（スポーツ活動の啓発）

- ① 市民のスポーツ活動の状況やニーズなどを調査し、それに応じた地域のスポーツ情報を提供します。
- ② プロ野球の公式戦など、市内でスポーツを観戦する機会を提供し、市民のスポーツに対する関心を高めます。

(2)

より多くの市民が日常的にスポーツに取り組む環境をつくる

（スポーツ活動機会の提供・活動支援）

- ① 手軽に参加できるスポーツイベントを開催し、生涯スポーツに取り組むきっかけを作ります。
- ② コミュニティスポーツなど、子どもや高齢者、障がい者等が参加できるスポーツをはじめ、だれもが参加し交流できるスポーツの普及・振興を推進します。
- ③ 社会活動や生涯学習、スポーツ活動への参加などによる、高齢者の生きがいづくりと健康づくりを支援します。
- ④ 生涯学習や文化芸術活動、スポーツ活動の機会の提供や施設利用支援などにより、障がいのある人の多様な活動を促進します。（1-5-(3)-④の再掲）

(3)

子どもたちのスポーツの充実(子どもたちのスポーツの充実)

- ① 幼児期においては、親子で楽しめる体力向上の取組や子どもたちが安心して遊べる環境づくりを進めます。
- ② 児童生徒のスポーツに触れる機会を提供するとともに、学校部活動の地域連携におけるスポーツ少年団等との連携などにより、地域総ぐるみでの子どもの健やかな体づくりと体力向上を支援します。

(4)

スポーツ選手・指導者・ボランティアを育成する（スポーツ人材・組織の育成）

- ① スポーツ協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブの運営支援などにより、市民主体のスポーツ組織を育成します。
- ② スポーツ組織における指導者やスポーツ推進委員、ボランティアの育成などにより、競技者の育成や、競技者の増加を図ります。
- ③ 学校部活動の地域連携に対応するため、指導者の育成を図ります。また、指導員養成にプロスポーツ選手の活用を検討します。
- ④ 一流スポーツ選手によるトップスポーツ教室の実施など、より高い技術の獲得を目指す市民ニーズに対応します。

(5) プロスポーツ団体や近隣市町村との連携を強化する（プロスポーツ団体・近隣自治体との連携・

- ① プロスポーツ団体との連携強化により、新たなスポーツ機会を拡充します。
- ② 近隣市町村の特徴、資源を最大限に活用した広域的な取組を推進します。

(6) 多様なニーズにあわせてスポーツ施設を整備する（スポーツ施設の計画的な整備）

- ① 市内スポーツ施設の計画的な改修・整備、学校体育施設の活用、新たな運動施設の整備を推進します。
- ② 健康増進や生涯スポーツの促進、地域コミュニティ活動や災害時の防災拠点としての活用など、多目的利用に配慮した施設整備を推進します。
- ③ 施設ごとの利用目的に合わせて、計画的な修繕・補修を実施していきます。
- ④ 利用者に対する調査を定期的に行い分析することなどにより、利用者の増加を促す利用者本位の施設運営を推進します。
- ⑤ スポーツ施設の管理運営について市民サービスの向上と行政運営の効率化、経費の縮減を図るため、民間活力の導入を推進します。

第3章

【しごと】

魅力ある「しごと」と
にぎわいが生まれるまち

参照指標	基準値	目標値
市内に魅力的な「しごと」がある と感じる市民の割合	5.4%（2023年度） 市民満足度調査により設定	5.9%



第1節 若者等が働きたくなる「しごと」づくり

商工業振興

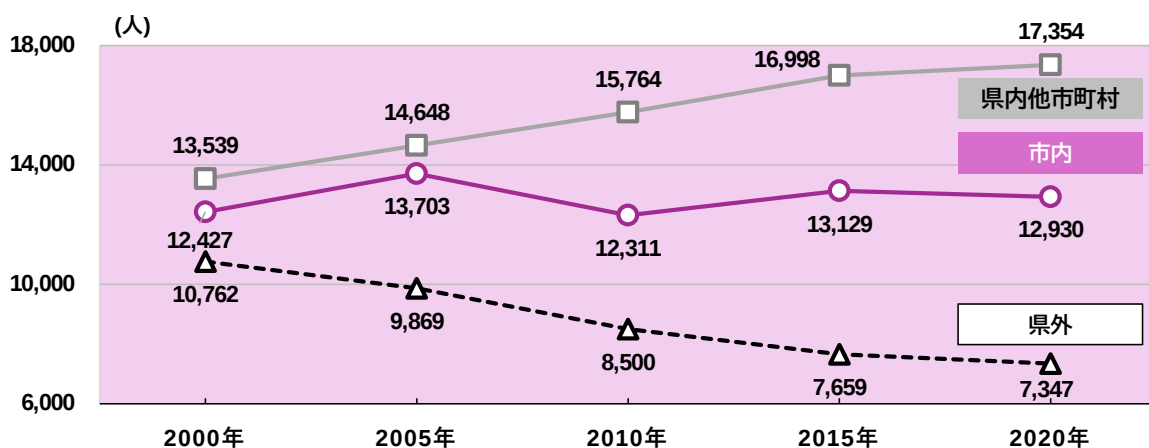
本市の就業者の割合が高いサービス産業等の生産性向上などにより、市内企業の魅力を高め、その魅力を感じてもらうことで、若者等の市内就業を促進します。

参照指標	基準値	目標値
市内従業率	35.0%（2020 年国勢調査）	35.0%
中小企業退職金共済新規加入者数	58 人（2023 年度）	70 人

現状・課題等

- 国においては多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を進めているところですが、若い世代においては“しごと”に対して求める考え方が従来から変わってきている状況にあり、働きやすく安定的な企業や社会課題に取り組む企業に興味・関心が持たれている傾向にあります。
- 本市の市民意向調査結果をみると、市内に魅力的な「しごと」があると感じていない人が半数を超えている状況です。
- このような状況を受け、次代を担う若者をはじめとして、本市で働きたいと思える魅力ある企業を創出していくために、市内企業の経営力向上や事業継続を支援する取組を進めることで、若者等が牛久市の企業で働くことにより安定した生活を送ることができると感じてもらえるようすることが重要です。
- また、本市の課題解決（ニーズ）にあった企業を支援することにより、若者等が働きがいを持てるようにすることも求められます。

市民の従業地



資料：国勢調査

施策の展開方向と取組内容

(1) 市内企業の魅力を高める（経営力向上支援）

- ① 牛久市商工会の取り組む経営改善普及事業などとの協働により、市内中小企業の経営基盤強化を促進します。
- ② 牛久市商工会や金融機関と連携した各種融資制度や助成金の活用支援などにより、市内投資拡大による生産性向上を図ります。
- ③ プレミアム付き商品券（ハートフルクーポン券）の発行及び活用など、物価高騰対策による市民の負担軽減と市内商業の活発化を促進します。
- ④ 市内企業間のマッチングによる市内取引拡大と市内消費拡大により、地域経済循環の改善を図ります。
- ⑤ D2C（ダイレクト トゥ コンシューマー）やEコマースの取組支援などにより、商品の付加価値向上や販売促進を図ります。

(2) 魅力ある事業の継続を支援する（事業継続支援）

- ① 感染症や自然災害等により事業の縮小・中断を余儀なくされた場合などにおいて、緊急融資等の情報を迅速に収集、周知広報、相談対応にあたるなど、事業継続に向けた支援を行います。
- ② 牛久市商工会や金融機関との連携により、市内の事業者の緊急事態発生時の対応強化や、後継者不在で廃業を検討せざるを得ない経営者の事業承継等の支援を行います。

(3) 市民の暮らしやすさを高める「しごと」を支援する（市民生活の向上に資する事業の支援）

- ① 牛久市商工会と連携し、地域ニーズにあった商業やサービス業に取り組む事業者を支援します。

第2節 すべての市民が自分らしく働き続けられる環境づくり

就業環境整備

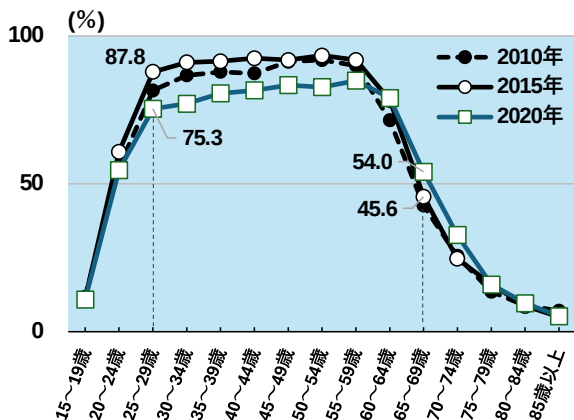
多様化する価値観やライフスタイル・ワークスタイルを踏まえた多様な働き方への支援、若者や女性、高齢者など、だれもが自分らしく働き続けることができる就業環境づくりを進めます。

参照指標	基準値	目標値
市内従業者数	12,930 人（2020 年国勢調査）	13,129 人
中小企業退職金共済新規加入者数（再掲）	58 人（2023 年度）	70 人

現状・課題等

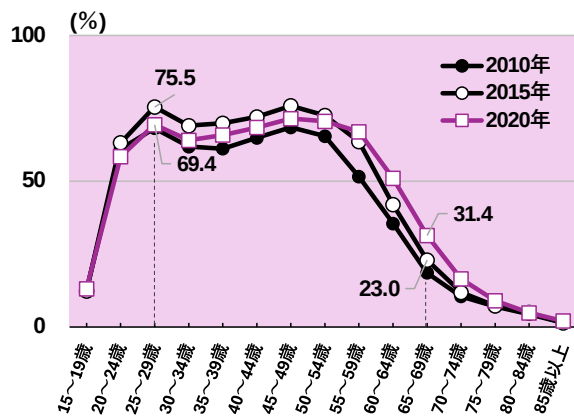
- 本市の2020年の15歳から69歳の就業率をみると、2015年の就業率と比較して、男性では25歳から59歳までで10ポイント程度、女性では20歳から49歳までで5ポイント程度低くなっています。
- 女性では、出産・育児期に低下するM字カーブが依然としてみられますが、女性と男性の就業率を比較すると、2020年では30歳から74歳までで10%～30%程度低い水準となっています。
- 高齢者では、男性では65歳から74歳、女性では60歳から69歳で8ポイント程度高くなっていることがわかります。
- このような状況を踏まえ、出産・育児期の保護者や高齢者などが身近な場所で安心して働けるよう、引き続き市内企業の雇用拡大や労働環境の向上に努めることが重要です。
- 全国的に就業率が上昇する中、市内の働き世代の就業率が低下していることから、ライフスタイルやワークスタイルの変化等を踏まえた、労働環境の向上や職業能力の向上に向けた取組を進めていくことが重要です。

就業率（男性・15から69歳）



資料：国勢調査

就業率（女性・15から69歳）



資料：国勢調査

施策の展開方向と取組内容

(1) 市内で安心して働ける環境を整える（労働環境の向上）

- ① 労働条件の改善や労働福祉向上のための啓発活動の充実を通じて、誰もが働きやすい職場環境づくりを支援します。
- ② 中小企業退職金共済への加入促進などにより、市内企業の雇用条件の改善、向上を図ります。

(2) 市内雇用を維持・拡大し、就業を促進する（市内就業の促進）

- ① 既存の工業団地の操業環境の維持、立地企業との連絡調整などにより、大規模な雇用の維持に努めます。
- ② 商業地域の活性化並びにまちの賑わい及び魅力の創出につながる企業の立地を促進し、特定のエリアにおいて新規開業及びこれに伴う新規雇用を行う事業者に対し助成を行います。
- ③ 市内企業の就職フェアの開催や、ハローワーク、民間事業者等との連携により、市内企業の魅力発信と求人・求職のマッチング支援を強化します。

(3) 職業能力向上により市民の就業機会を増やす（職業訓練等による就業支援）

- ① 市内企業が求める技能等を修得するための職業訓練などの受講に関する情報提供を行うことにより、市内企業への就業を促進します。
- ② ひとり親の方が就業に有利な資格を取得する際の支援を行うことにより、就業と家庭の経済的安定を促進します。
- ③ ICTの活用能力向上支援などにより、就業機会の拡大を図ります。

第3節 新しい「しごと」が生まれるまちづくり

創業支援
・
企業誘致

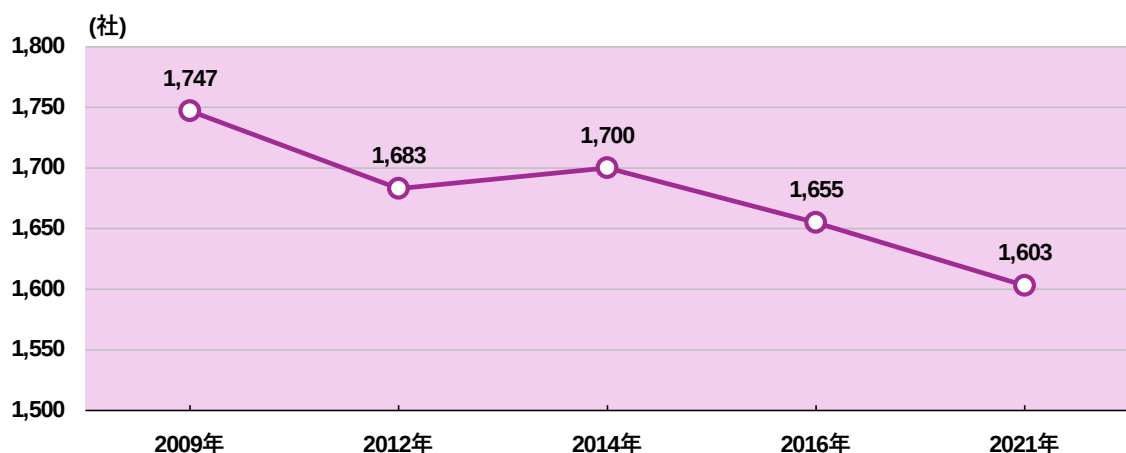
地域の課題を解決する「しごと」を起こす市民の支援や地域ニーズにあった事業者の誘致により、まちの魅力を高めていきます。

参照指標	基準値	目標値
創業支援対象者数	36 人（2023 年度）	39 人

現状・課題等

- 本市においては、市内企業数は 2014 年度以降減少し続けており、2021 年では 1,603 社となっています。
- 本市では駅周辺の商業機能等の誘致や賑わい創出に向けて取り組んでいるところですが、市民満足度調査によると、総合計画策定にあたって着目すべき点として「駅周辺の活性化」を望む方が約4割と、依然として駅周辺のにぎわい創出への着目度が高いことが伺えます。
- 市民の生活利便性の向上やまちの活性化を図っていくためにも、引き続き、中心市街地の空き店舗への飲食店や商店の創業支援や誘致を進めていく必要があります。また、市全体として、創業者を増やしていくため、創業塾を開催する牛久市商工会との連携を進めます。
- 市内の雇用拡大、地域経済の活性化を図るため、圏央道のインターチェンジ周辺という地域特性を生かした流通・業務地としての企業誘致を引き続き進めていくことが重要です。

市内の企業数の推移



資料：経済センサス

施策の展開方向と取組内容

(1) 新しい「しごと」にチャレンジする市民を応援する（起業・創業支援）

- ① 創業塾を開催する牛久市商工会との連携などにより、創業希望者を支援します。
- ② 市内の空き店舗と創業希望者のマッチングの支援を検討し、市内での起業・創業を促進します。

(2) まちの将来に必要な企業(産業)を誘致する（企業誘致）

- ① 市内経済や雇用、まちづくりの観点などから、まちの将来に必要な様々な企業(産業)を検討し、誘致活動を推進します。
- ② 牛久駅周辺の空き店舗への商業機能等の誘致や開業支援の検討により、生活利便性の向上やにぎわい創出を図ります。
- ③ ひたち野うしく駅周辺へ商業・業務機能等を誘致することにより、住まいの近くで買物やしごとのできる環境づくりの促進やにぎわい創出を図ります。

(3) 立地特性を生かした企業誘致により雇用機会を拡大する（IC周辺地域への企業誘致）

- ① 土地利用方針との整合を図りながら、企業の立地が円滑に進むよう、土地の取得や各種許可のサポートを行うなど、企業誘致を推進します。
- ② つくば牛久IC周辺において、周辺地域の自然環境や農地の状況に配慮しながら、圏央道などの交通基盤を活かした流通・業務地として整備を検討します。
- ③ 阿見東IC周辺において、周辺地域の自然環境や農地の状況に配慮しながら、既存の工業団地や、圏央道などの交通基盤を活かした流通・業務地として整備を検討します。

第4節 未来へとつながる農業と担い手づくり

農業振興

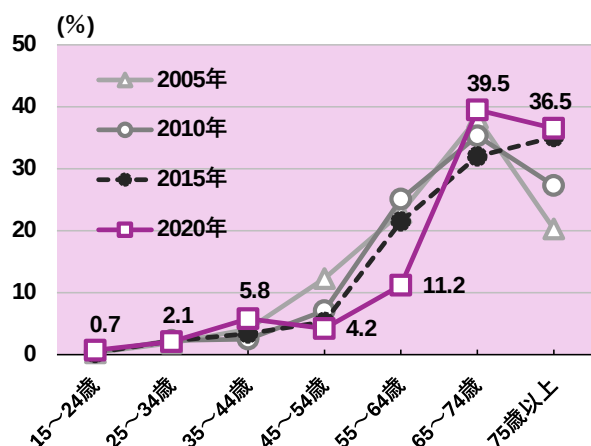
農地の集約やスマート農業等による生産性の向上や、都市農村交流等の新たな収入源の確保などにより、農業の魅力向上と担い手の育成・確保を促進します。

参照指標	基準値	目標値
農業者数	1,079 人（2020 年農林業センサス）	1,079 人
農業産出額	30.6 億円（2020 年農林業センサス）	30.6 億円
牛久市認定農業者および認定新規就農者数	105 人（2023 年度）	105 人

現状・課題等

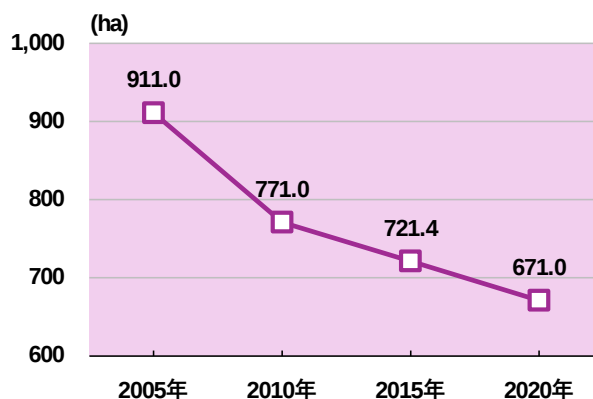
- 主に本市の東部地区で営まれる農業の分野では、野菜、米、花き、豆類の生産、畜産などが行われています。気候が良く多種多様な農作物が育つ土地柄で、野菜類では河童大根、河童西瓜がブランド化しています。また、農薬・化学肥料を通常の半分以下に抑えて作った河童米も、県の特別栽培農産物認証を受けています。
- 市の農業の状況をみると、高齢化などに伴う廃業により、農業者数や経営耕地面積の減少が続いており、離農の抑制や新規就農者の確保が課題となっています。
- そのため、農地の集約・集積化による生産性の向上や、付加価値の高い品種の生産などによる収益力の向上、新規就農者定着のために技術指導や地域住民との交流の機会を設けるなど、意欲ある農業者を引き続き支援していくことにより、後継者や新規就農者を確保していくことが重要です。
- このほか、学校給食や農産物直売所等での地元農産物の消費や、特産品開発、農業体験等の農村交流の推進などにより、市の内外に本市の農業に関心を持つ人を増やしていくことも必要です。

基幹的農業従事者の年齢



資料：農林業センサス

構成経営耕地面積（総面積）



資料：農林業センサス

施策の展開方向と取組内容

(1)

農業者の経営基盤を強化する（農業生産環境の整備）

- ① かんがい施設の整備、機械化体系の確立、農道および圃場等の条件整備などにより、生産性の高い作物への転換を促進します。
- ② 農地を貸したい農家から、農地の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手へ、農地貸借を行い、農地の集約・集積化を進めます。また、労働力提供における協力関係構築を支援します。
- ③ 水稻農家、畜産農家、野菜農家、果樹農家、花き農家等の連携強化により、地域が一体となった環境保全型農業を促進します。
- ④ 農業資材の廃棄や農薬使用について、すべての農業者がルールを順守するよう周知徹底し、循環型農業を促進します。
- ⑤ 市内農業団体の運営により、市内農業者の経営安定、高齢零細農家の保護、学校給食への地場農産物の利用促進を図ります。

(2)

チャレンジする農業者を育成・支援する（収益力向上支援）

- ① 認定農業者や今後認定を受けようとする農業者などを重点的に支援し、農業の効率化・安定化による生産拡大と所得の向上を促進します。
- ② 特定農業法人および特定農業団体制度の普及啓発などにより、農業の組織化、法人化を促進します。
- ③ 市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者等の積極的な地域農業への参加・協力を促進します。
- ④ 施設園芸農家や露地野菜農家の作型・品種の改善による高収益化や、加工部門の導入による高付加価値化を支援します。
- ⑤ 借入金の利子補給や農業用資材の購入費用補助などの経費支出削減支援により、設備投資や経営規模拡大を促進します。

(3)

次代の農業を担う若者を確保・育成する（新規就農者の支援）

- ① 農業後継者や新規就農希望者に対する農地の紹介や技術指導など、就農から定着までのきめ細かな支援により、若手農業者の育成を図ります。
- ② Iターンなどによる新規就農希望者に対する空家の紹介や農地の仲介により、市内への移住定住を促進します。
- ③ 農業ヘルパー制度により農業者の労働環境の改善を図るとともに、農業への参入に関心を持つ若者の増加を図ります。

(4)

地域の農産物の消費を拡大する（地産地消・地産外消の促進）

- ① 学校等給食使用や農産物販売所等での直売などにより、地元農産物の市内での消費拡大を促進します。
- ② 地元企業や市民団体等と農業者の連携などによる特産品の開発や、販路開拓、市内観光等での消費促進を支援します。
- ③ 本市の品質の高い特産品をふるさと納税（ふるさと牛久広援寄附）の返礼品として活用し、本市の農産品の認知度向上を図るとともに、返礼品の品質向上に向けた取組も進めます。

(5)

農村地域の魅力で多様な交流を促進する（農村交流の促進）

- ① 本市の農産物の魅力を消費者に直接伝えるために、農業体験など、地域資源を活かした体験型観光メニューの開発および実施を支援します。
- ② 首都圏立地の強みを活かし、観光農園や貸し農園としての農地活用を促進します。
- ③ 元気農園の活用などにより農業者以外の市民にも農業に関わる機会をつくり、地元農業に対する理解と農村交流を促進します。

(6)

貴重な農村の環境を保全する（農村環境の保全）

- ① 市民やNPO法人、民間企業などとの協働により、本市の貴重な自然環境を保全します。
- ② 農地の利用状況調査・利用意向調査を実施し、高齢化や後継者不在等による遊休農地の発生防止につなげます。また、再生利用が困難な農地については非農地化を進め、他の用途での土地活用を図ります。
- ③ 農地パトロールの実施により、違反転用の早期発見、早期是正を図り、遊休農地への不法投棄などを防止します。
- ④ 有害鳥獣や外来種の駆除により、農地や自然環境への悪影響の低減を図ります。

第5節 市民も市外の人にも楽しめるにぎわいのあるまちづくり

観光振興

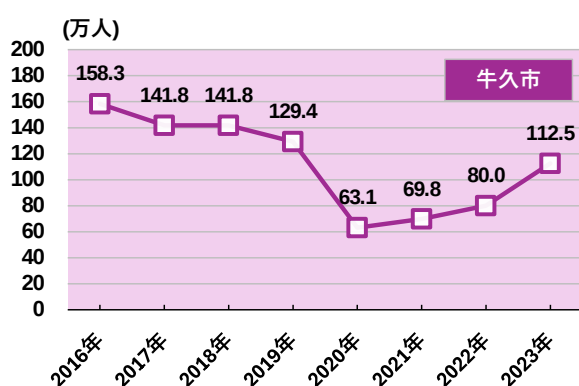
文化財や商業地、自然などの地域資源を活用した市民や市外の人々との交流促進により、まちのにぎわいづくりと市民の郷土愛の醸成を図ります。

参照指標	基準値	目標値
観光入込客数 (牛久シャトー・牛久大仏・ポケットファームときどき)	774,130 人 (2023 年度)	812,000 人
楽しいイベントが増えたと感じる 市民の割合	22.4% (2023 年度) 市民満足度調査により設定	30.0%

現状・課題等

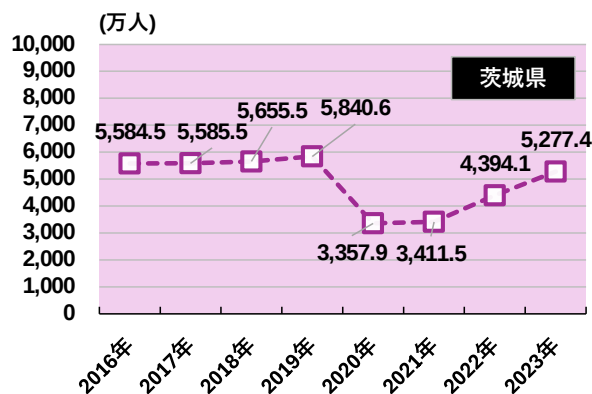
- 円安の影響もあって全国的なインバウンド需要が高まっています。昨今においては、外国人観光客に限らず、その土地ならではの文化や自然を体験、食を楽しめることが求められています。
- こうした中、本市の魅力である日本遺産「牛久シャトー」については、市民とともに活性化に取り組んでいるところですが、市民満足度調査結果をみると、もっと充実してほしい施策として、日本遺産「牛久シャトー」を軸とした新しい観光振興体制を構築することが挙げられています。
- こうした状況を受け、牛久シャトー及び牛久駅から牛久シャトー周辺においては、日本遺産の歴史的・文化的ストーリーを活用し、商業そして国際交流も視野にいれた交流等を活性化していくことが重要です。
- 本市には牛久シャトー以外にも、牛久大仏や小川芋銭、住井すゑの遺産、牛久自然観察の森など、魅力的な資源があることから、これら地域資源と連携を図り、市民や観光客が牛久市内を存分に楽しんでもらえるよう取り組んでいくことが求められます。
- これら観光資源を盛り上げていくことは、郷土愛の醸成にもつながります。まずは市民が楽しむこと、そしてそれを発信して人を呼び込むことで、市内での持続的な観光消費を促進していくことが必要です。

観光入込客数（延べ人数）牛久市



資料：茨城県（観光客動態調査報告）

観光入込客数（延べ人数）茨城県



資料：茨城県（観光客動態調査報告）

施策の展開方向と取組内容

(1)

日本遺産「牛久シャトー」を軸とした『ワインと食』による観光振興事業を推進する (観光振興事業の推進)

- ① 「ワイン文化日本遺産協議会」が中心となった甲州市との広域的な観光振興体制を整備します。
- ② 牛久シャトー内および牛久駅・牛久シャトー周辺において、飲食店や小売店などと協力し、「歩いて楽しめるまちづくり」を推進します。
- ③ ワインや食に関するイベント等の開催支援など、「ワインと食の街うしく」のイメージづくりを推進します。
- ④ ワインをはじめとした地産品の流通と消費を支援します。

(2)

地域の観光資源を磨き上げ活用する (観光資源の整備・活用)

- ① 日本遺産である牛久シャトーの積極的な活用を進め、その魅力を国内外に伝えていくとともに、そのほかの県や市指定の文化財、小川芋銭、住井すゑの遺産などについても観光資源として活用を進めます。
- ② 里山や牛久沼周辺の自然環境、史跡などの連携を図り、観光資源としての活用を進めます。
- ③ 牛久沼周遊ルートにより、自転車や徒歩による観光資源の利活用や交流増加を促進します。
- ④ 観光案内所、物産展の運営支援により、観光客の滞在時間の増加と特産品等の消費促進を図ります。

(3)

観光客に訪れてもらう仕組みをつくる (観光ルート形成、回遊促進)

- ① 牛久沼周辺や牛久シャトーを中心とする市街地、牛久大仏や牛久自然観察の森、市に隣接するアウトレットモールなど、市内や周辺に立地する観光資源の回遊による相乗効果を高めるため、それらを結ぶ道路の整備や誘導サインの整備を図ります。
- ② わかりやすい案内板や情報通信基盤の整備などにより、観光客が安心して滞在できる環境をつくれます。
- ③ 充実した道路交通網を活かし、県内外と連携した観光ルート形成により、外国人観光客等の増加を図ります。
- ④ 旅行代理店等と連携し、観光プラン等の造成を図り、県外や外国からの観光客の誘致促進を図ります。

(4)

市の魅力を知ってもらう機会を増やす（イベント等による集客促進）

- ① うしくかっぱ祭り、うしくWaiワイまつり、うしく・鯉まつり、うしく菊まつりなどのイベントの内容充実や広報活動の支援により、市内外からの集客増加を促進します。
- ② フィルムコミッションの推進により、市の魅力を効果的に発信し、ロケ地などを訪れる観光客の増加を促進します。
- ③ 歴史・文化や自然、イベントなどの本市の魅力となる資源については、SNSなどをはじめ、多用な媒体を活用した効果的なPR展開により、市民の地域への愛着と誇りを高めるとともに、まちに人を呼び込み、市内外の人々の交流を促進します。

第4章

【市民共創】

みんなの創意工夫で
未来をつくるまち

参照指標	基準値	目標値
市民の力でまちはより良くできると考える市民の割合	77.8%（2023年度） 市民満足度調査により設定	82.0%



第1節 すべての世代の多様な人材が活躍できる環境づくり

市民参加

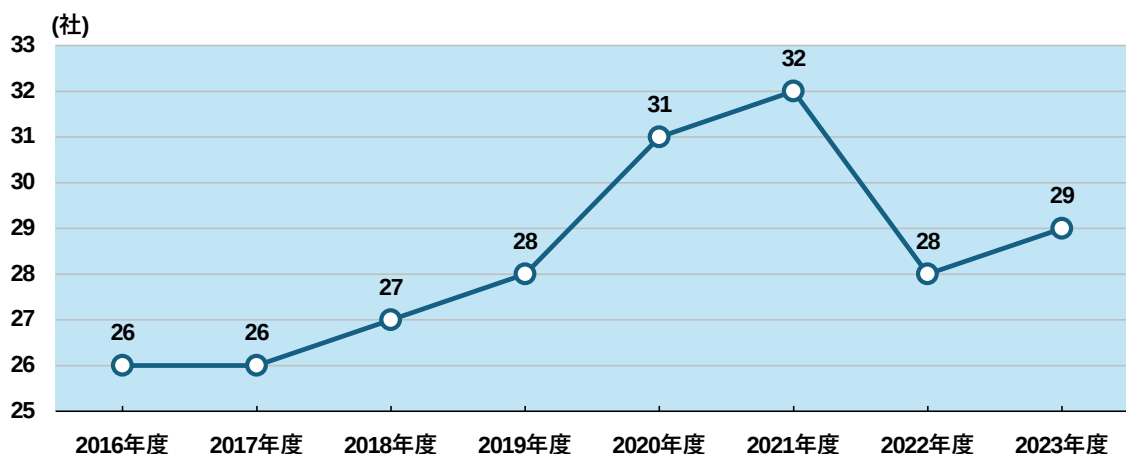
NPOや市民活動団体など、より多くの市民がそれぞれの希望する地域づくり活動に参加できる環境を提供し、幅広い世代の人材が活躍できる環境づくりを進めます。

参照指標	基準値	目標値
ボランティア団体数・加入者数（再掲）	221 団体、5,075 人（2023 年度）	221 団体、5,075 人
地域づくり活動に参加している市民の割合	19.3%（2023 年度） 市民満足度調査により設定	22.0%

現状・課題等

- 新型コロナウイルス感染症により縮小していた行政区や地区社会福祉協議会、NPO、ボランティア等による市民活動は、近年活動再開の兆しが見えてきました。NPO 法人数も回復してきています。
- 数多くある団体や NPO などの横の連携がとれていない、活動の意欲や能力がある人材の情報が共有できていないなどの要因から、活動に必要な人材の確保が十分にできていない状況があります。
- そこで、行政においては、市民や団体が活動しやすい環境や、参加しやすい情報を提供することで、活動を支援していくことが求められています。
- 地域間や世代間の人と人をつなぐネットワークの要になる役割を担い、多様な人材が活躍できる場を広げていくことが求められています。

NPO 法人数



資料：市民活動課

施策の展開方向と取組内容

(1) 市民・団体が活動しやすい環境を提供する（市民や団体の主体的な活動支援）

- ① 様々な媒体による市民活動団体やボランティア団体への情報提供や団体間のつながりづくりを支援します。
- ② 市民活動等の拠点として、既存の公共施設や教育施設などの適正利用を促進します。
- ③ 市民活動団体などの活動中の事故による傷害や第三者に対して与えた損害について、法律上の賠償責任を負った場合にこれを補償する制度として、市民活動災害補償制度を備えます。

(2) 市民活動に参加しやすい環境を提供する（市民活動への参加促進）

- ① 行政区や地区社会福祉協議会、NPO、ボランティア等による市民活動を多様な媒体を用いて広く周知します。
- ② 市民活動への参加のきっかけづくりとして、活動希望者と活動団体の橋渡しを支援します。
- ③ 各種表彰制度の活用などにより、市民のまちづくりへの参画意識のさらなる向上を促進します。

(3) すべての世代が暮らしやすい地域をつくる（多世代共生の推進）

- ① 全国各地で展開されている共助につながるコミュニティ活動などの情報を積極的に収集・発信します。
- ② すべての世代が暮らしやすい地域づくりを目指し、子育て中の親同士や高齢者同士、高齢者から子どもへ、若い世代から高齢者へなど、世代間交流の場づくりを支援します。

第2節 多世代交流の場と多様な人々が支えあう体制づくり

地域 コミュニティ

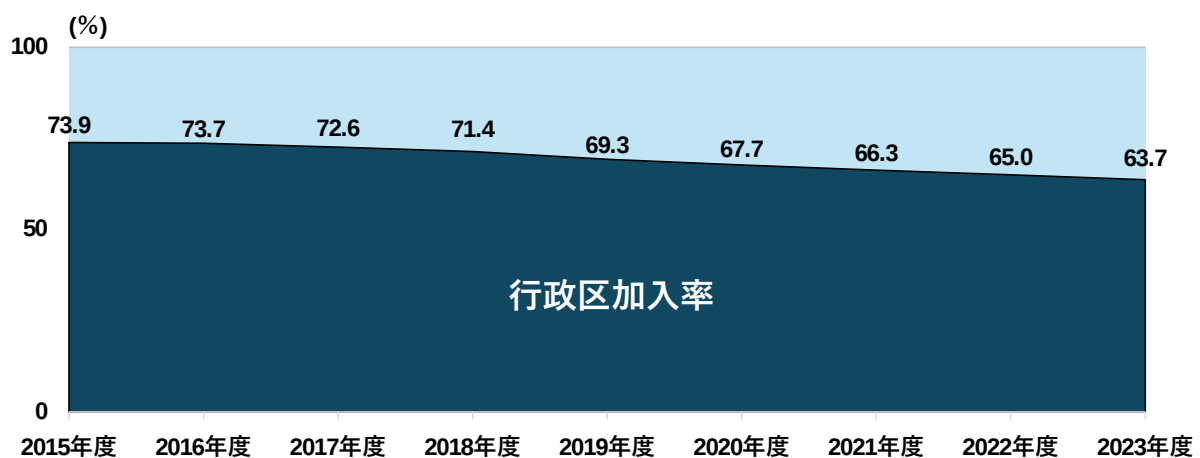
共助・公助の考え方を踏まえ、だれもが利用できる多世代交流の場づくりや、多様な人々との交流やつながりで支え合う体制づくりを進めます。

参照指標	基準値	目標値
行政区加入率	63.7%（2023 年度）	64.0%
「地域コミュニティ活性化事業（たまり場活動）」参加者数	162,144 人（2023 年度）	165,900 人
地域の中で異なる世代の人との交流がある市民の割合	26.2%（2023 年度） 市民満足度調査により設定	30.0%

現状・課題等

- 本市では、行政区や地区社会福祉協議会が中心となって、地域住民主体の活動が行われています。
- 行政区の加入率は減少傾向が続き、2023（令和5）年には 63.7%まで減少しています。地域の活動を担う役員の高齢化、担い手の確保が困難な状況が続いています。
- 本市の行政区の特徴的な活動として地区の集会所を「地域コミュニティ活性化事業（たまり場活動）」で活用し、多世代の居場所づくりを進めています。
- 各行政区集会所などの地域コミュニティ拠点の充実を図ることで、市民が自主的に地域の課題を解決する体制づくりを進めていく必要があります。

行政区加入率



資料：市民活動課

施策の展開方向と取組内容

(1)

地区ごとの市民活動の活性化を支援する（地域活動支援）

- ① 行政区や地区社会福祉協議会などの活動に必要な情報を適切に提供します。
- ② 行政区や地区社会福祉協議会などの活動主体間の情報交換等による地域活動の高度化を支援します。
- ③ 行政区活動に参加しやすい環境づくりと行政区への加入を支援します。
- ④ 地域コミュニティの活動を円滑に進めるため、行政区活動への適切な支援を実施します。

(2)

多世代交流を促進する地域コミュニティ拠点の運営を支援する

（地域コミュニティ拠点の運営支援）

- ① 行政区の運営や地域の拠点となる集会所の新設や修理などにより地域コミュニティの活動拠点づくりを支援します。
- ② 地域の集会所で「地域コミュニティ活性化事業（たまり場活動）」を行う行政区を支援し、幼児から高齢者まで多世代の居場所づくりを促進します。

(3)

市民による地域課題の解決を支援する（地域の課題解決支援）

- ① 地区社会福祉協議会を支援し、地域住民主体の福祉活動を推進します。
- ② 区長会研修や市と区長との協議を通して、「地域の問題を解決する」支援をします。

第3節 誰もが個性や能力を発揮して暮らすことのできる社会づくり

男女共同参画

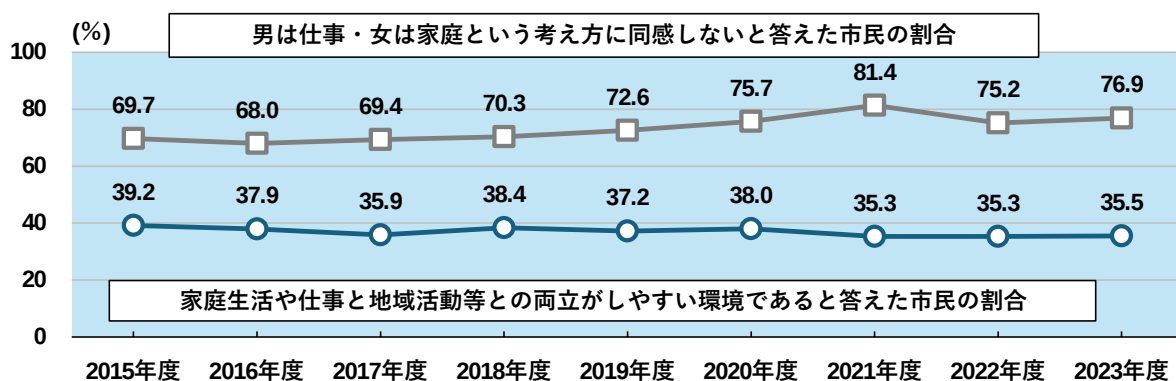
女性も男性も全ての市民が、お互いを尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、その個性と能力を十分に発揮し活躍できる社会づくり、結婚・出産・子育てなどライフステージに応じた生き方がかなえられる社会づくりを進めます。

参照指標	基準値	目標値
市職員（男性）の育児休業取得率	50.0%（2023年度）	60.0%
審議会等における女性委員の割合	27.6%（2023年度）	30.0%
市職員の女性管理職の割合	25.7%	30.0%
男は仕事、女は家庭という考え方に同感しない市民の割合	76.9%（2023年度） 市民満足度調査により設定	80.0%

現状・課題等

- 少子高齢化の進行、人口減少、価値観の多様化など大きく変化する社会に対応し、持続可能で活力ある社会を形成するため、誰もが個性と能力を発揮することのできる社会の実現が求められています。
- 地方都市においては、若い女性の流出が多い傾向があり、女性の働く機会や働きやすい環境が得られないなどの要因のほか、性別役割意識が根強いといった背景が原因となっていると言われています。
- 本市では、2003(平成15)年度に「牛久市男女共同参画推進基本計画・実施計画」を策定して以来、男女共同参画社会に向けた取組を進めてきましたが、事実上の男女間の格差など、解決すべき問題が多く残されています。
- 行政においては、審議会等における女性委員の登用の促進や男性の育児休業取得率の向上などに率先して取り組み、市民に公表し、意識の啓発を図っていくことが必要です。

男女共同参画社会に関する市民意識



資料：政策企画課（市民満足度調査）

施策の展開方向と取組内容

(1) 性別にかかわらず活躍できる社会をつくる（あらゆる分野への男女共同参画の推進）

- ① 職場や家庭、学校、地域などあらゆる機会を通じた男女共同に関する意識啓発活動を推進します。
- ② 市における女性管理職への登用を促進します。
- ③ 政策形成に関わる審議会や委員会等において、女性の委員としての参加を推進します。

(2) 多様なライフスタイルを可能にする環境を整備する（結婚・出産・子育てしやすい環境づくり）

- ① 出会いの場を提供する団体を支援し、結婚を希望する方を応援します。
- ② 妊産婦が安心して働ける職場環境づくりや男性の育児・家事への参加を促進します。
- ③ 子育て中の親が、それぞれの能力を活かして活躍できるようデジタルツールを活用した子育て支援や多様な働き方への支援を推進します。
- ④ 性別にかかわらず誰もが育児休業や介護休業等を取得しやすい環境づくりを促進します。

(3) 男女の人権尊重を推進する（男女間の暴力やハラスメント、差別などのない社会づくり）

- ① ドメスティック・バイオレンス、ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪など、あらゆる暴力に関する防止対策の推進を図ります。
- ② 男女が互いに尊重し合える社会環境をつくるため、あらゆる暴力に関する相談・支援体制の充実を図ります。
- ③ 広報紙、ホームページ、ワークショップや講座等により男女共同参画の意識づくりを図ります。

第4節 国籍や文化等の違いを認め合い個々の能力を 発揮できる社会づくり

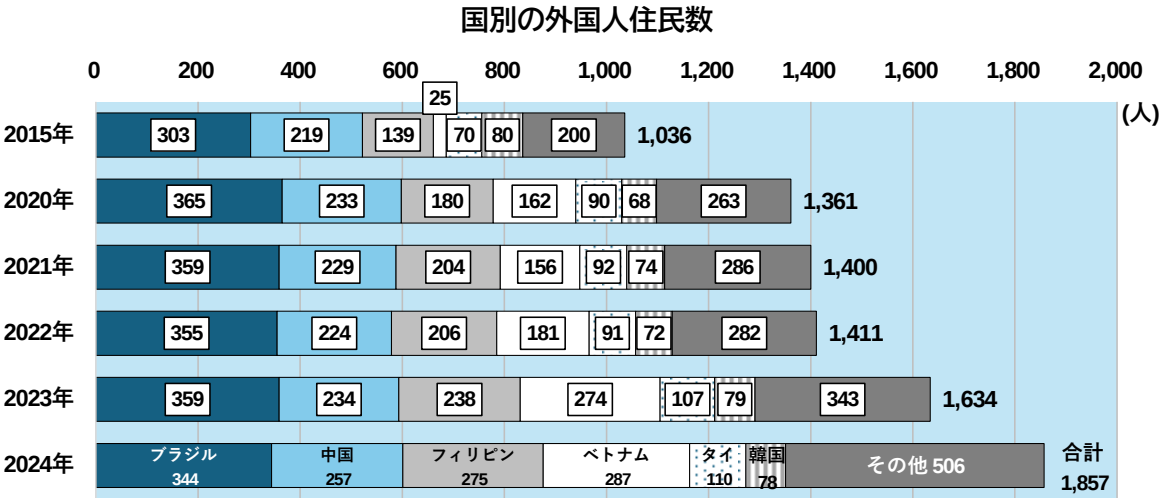
多文化共生

国籍や価値観が異なる人々が集まる中で、多様性を認め合い、ともに地域社会を形成し、だれもが個々の能力を発揮できる社会づくりを進めます。

参照指標	基準値	目標値
青少年派遣事業応募者数	0 人（2023 年度）	16 人
国際交流協会会員数	127 人（2023 年度）	130 人
文化の違う外国人と交流することが楽しいと感じる市民の割合	46.3%（2023 年度） 市民満足度調査により設定	47.0%

現状・課題等

- 市内には様々な国籍の市民が居住しており、多様な文化交流が可能な環境となっています。
- 2015(平成 27 年)から 2024(令和6)年に至るまで、外国人住民数は増加を続けており、2024(令和6)年では 1,857 人と、これまでで最も多い人数となっています。
- 国際理解を深めることは、自国への理解を深め、郷土愛の醸成にもつながるものであり、さまざまな機会により交流を図っていく必要があります。
- さらに、国籍や価値観が異なる人同士が、多様性を認め合い、公平な社会を実現していくダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンの周知や意識啓発による、共生社会の実現が求められています。



各年 3 月末現在 資料：総合窓口課

施策の展開方向と取組内容

(1) 市民の異文化との交流を活性化する（異文化交流の促進）

- ① 姉妹都市・友好都市への青少年団や市民団の派遣・受け入れを推進します。
- ② 姉妹都市・友好都市のイベントなどへ継続的に参加し、各都市との良好な関係の維持・向上を図ります。
- ③ 外国人の英語指導助手(ALT)の配置等により、子どもの英語でのコミュニケーション能力を育成するとともに、異なる多文化を尊重し、共生できる資質を育みます。

(2) 地域の外国人が暮らしやすい環境を整える（多文化共生の推進）

- ① ボランティアによる日本語教室の開催により、地域の外国人の日本語学習を支援します。
- ② ホームページやSNSなどを通じて、地域の外国人へ行政・生活情報を適切に発信します。
- ③ 英語通訳者による窓口での手続き援助や、県や市の国際交流協会と連携し日本で生活する上での相談体制を構築します。
- ④ 世界家庭料理の会や国際理解教育講座など地域の外国人と市民との交流を通じて、多文化共生を推進します。

(3) 多様性を認め合うダイバーシティ社会をつくる (ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンの推進)

- ① 県等と連携し性的マイノリティに対する相談体制の充実を図ります。
- ② 県と連携し、一方または双方が性的マイノリティである二者が互いを人生のパートナーとして宣誓する「いばらきパートナーシップ宣誓制度」について、広く周知を図ります。
- ③ 社会活動、地域交流・世代間交流の促進などによる、高齢者の生きがいづくりを支援します。(再掲 1-4-(1)-①)
- ④ 障がいに関する理解促進・啓発活動を通じて、地域住民への働きかけを強化することにより、障がいのある人に対する理解を促進します。

第5節 産学官連携による地域の将来を担う人材づくり

産学官連携

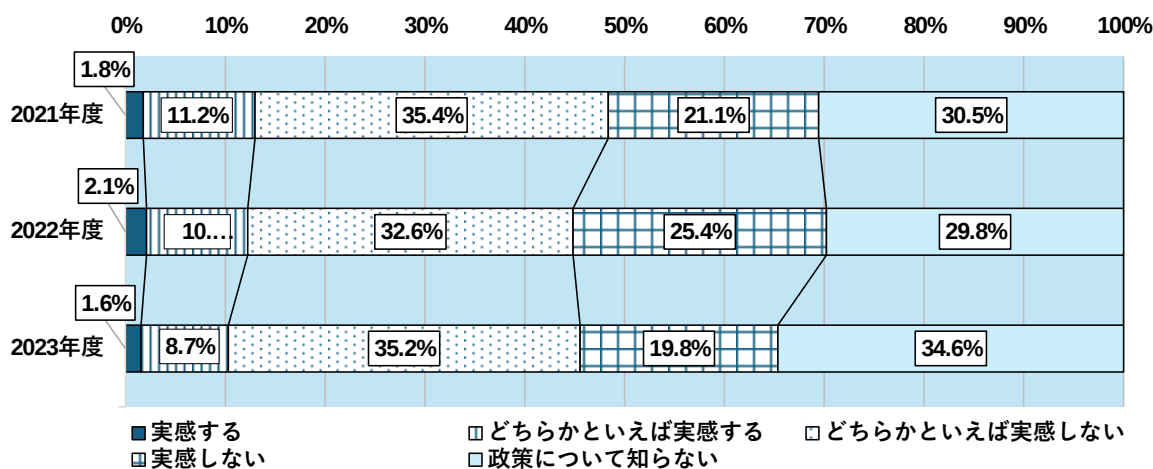
地域の高校や専門学校、大学等と市民や地域企業と連携した地域学習や地域の課題解決に取り組むことで、地域の将来を担う人材づくりを進めます。

参照指標	基準値	目標値
産学官連携事業や政策形成に参加した 高校・専門学校・大学生の数	30人	80人（累計）

現状・課題等

- 本市は鉄道の利便性が高く、都心へのアクセスが良い立地にも関わらず、大学進学タイミングで転出した若者が地元に戻ってこない、という傾向があります。
- 若いうちから地元のことを学び、地域の人と関わりを持ち、活躍する体験をすることで、地域に必要とされていることを実感し、将来地元に戻ってくる若者や、市外にいても出身地として関わり続ける若者を育てていくことができると考えられます。
- 本市には4つの高校、1つの専門学校があり、筑波大学とは連携・協力に関する協定を締結しています。これらの学校の生徒や学生を巻き込んで地域課題を解決するプロジェクトに取り組むなど、人材の育成を視野に入れた取組が必要です。
- 地域の高校や専門学校、大学と、民間企業やNPOと本市が連携し、それぞれの立場や専門性を生かした取組を進めていくことが求められます。

「市民共創」の政策についての実感度（産学官連携）



施策の展開方向と取組内容

(1)

地域の高校生・大学生、社会人による地域課題の解決を推進する（将来人材の育成）

- ① 高校・専門学校・大学、民間企業やNPOと本市が連携し地域課題を解決する取組を進めます。
- ② データに基づいた地域課題の共有が促進されるよう、オープンデータの整備やRESASの活用を推進します。
- ③ 政策形成の過程において、地域の高校生や大学生の参画を推進します。

(2)

専門的な知見をまちづくりに活用する（大学・企業の知見活用）

- ① 連携協定を結ぶ大学や企業との連携・協力により、専門的な知見を活かした地域課題への適切な対応、活力ある地域社会の形成に取り組めます。

第6節 市民の声が市政に生きるまちづくり

情報共有・
情報公開、
市民参画

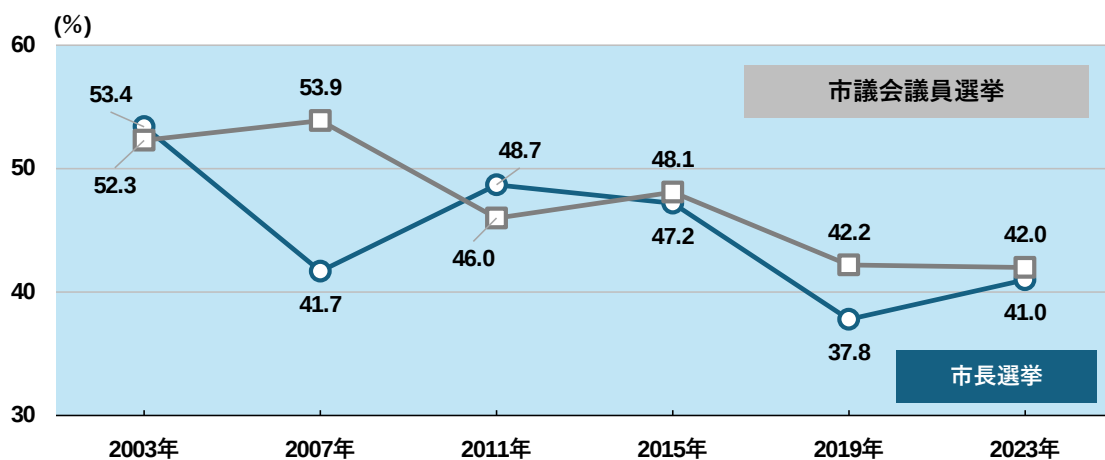
情報の収集・公開・発信、意見交換などにおいて多様な手法の効果的・積極的な活用と市政に活かす仕組みの構築により、市民と行政の相互理解に基づいた「協働」「共創」のまちづくりを進めます。

参照指標	基準値	目標値
牛久市公式SNS（X、Instagram、Facebook、LINE等）総フォロワー数	18,830人	22,000人
市政に市民の意見が反映されていると感じる市民の割合	11.3%（2023年度） 市民満足度調査により設定	15.0%

現状・課題等

- 市民の満足度や幸福度の高い「協働」「共創」のまちづくりを進めていくためには、市民と行政の相互理解を深め、市民の声が行政に活かされていることを、市民が実感できていることが大切です。
- 一方で、選挙投票率をみると、2023（令和5）年では41.0%～42.0%と半数以下となっています。本市では、ホームページやメールだけでなく、SNSなど、新たなツールを活用し、市政への関心を高めるための適切な情報発信に取り組んでいます。情報発信の強化を望む意見も多く見られます。
- SNSなどの双方向のツールや、タウンミーティング、意見交換会など、情報発信だけでなく、情報交換の場を設け、より多様な手法で市民の意見を市政に生かしていく仕組みづくりが必要です。
- 適切な情報発信、意見交換の積み重ねにより、市民と行政の相互理解が深まり、市民の積極的な市政への参加を促すものと考えられます。

選挙投票率



資料：総務課

施策の展開方向と取組内容

(1) 市民へ市政情報を伝えながら意見を集め施策に反映する（市民との情報交換と施策への反映）

- ① タウンミーティングや行政区役員との意見交換会、毎年の市民満足度調査などにより、市民ニーズを積極的に把握します。
- ② 広報紙、ホームページ、かっぱメール(牛久市メールマガジン)、コミュニティFMや SNS など、情報に応じた適切なツールを活用し、市政に関する積極的な情報発信を行います。
- ③ 公共施設への「市長への手紙」ポストの設置など、市民からの市政に対する意見や提案を多様な方法で受付し迅速に回答します。
- ④ 各種行政計画策定時において、市民アンケートやパブリックコメントなどの実施により、市民ニーズや意見を把握します。
- ⑤ 審議会や委員会等の傍聴や議事内容の公表により、市民に政策形成過程の共有を図ります。

(2) 市政への関心を高める（主権者意識の醸成）

- ① 議会だよりの発行や議会の傍聴、ホームページやインターネットライブ動画配信などにより、積極的に議会活動を発信します。
- ② 議会報告会や意見交換会の開催など、市議会議員の活動報告や市民との意見交換の場づくりを進めます。
- ③ 選挙に関わる制度の周知や啓発活動などの実施により、市民の選挙への理解を促進します。
- ④ 主権者教育や模擬議会などにより、小中学生期からの市政への関心を高めます。

(3) 地域の統計情報を多面的に収集し活用する（統計情報の収集・活用）

- ① 各種統計調査の実施により、地域の課題等を定量的に把握します。
- ② データに基づいた地域課題の共有が促進されるよう、オープンデータの整備やRESASの活用を推進します。(再掲 4-5-(1)-②)

(4) 情報の適正な管理・共有化を推進する（情報の適正管理）

- ① ファイリングシステムなどの活用により、行政文書を適正に管理し、庁内の情報共有環境の維持向上を図ります。
- ② 公表制度の適正な運用により、市政等に関する情報を市民と積極的に共有します。
- ③ 個人情報の保護に関する法律に基づく個人情報の適正な取り扱いにより、個人の権利と利益の保護を推進します。

第5章

【生活基盤】

多様な世代が安心快適に
住み続けられるまち

参照指標	基準値	目標値
安心快適に暮らせるまちだと感じる市民の割合	47.9%（2023年度） 市民満足度調査により設定	50.0%



第1節 「多極ネットワーク型コンパクトシティ」による持続可能な都市づくり

立地適正化

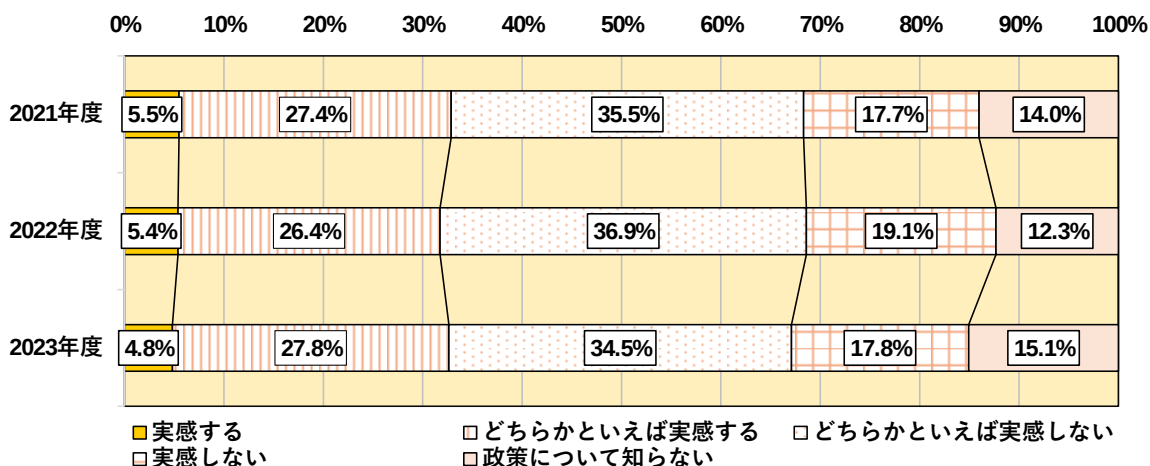
2つの駅を核とした都市機能の誘導や小学校区単位の地域生活圏、これらをつなぐ公共交通軸の形成などによる「多極ネットワーク型コンパクトシティ※」を推進し、持続可能な都市づくりを進めます。

参照指標	基準値	目標値
DID 人口密度	64.2 人/ha (2020 年国勢調査)	64.2 人/ha
市街地に生活利便施設が充実していると感じる市民の割合	34.7% (2023 年度) 市民満足度調査により設定	37.0%

現状・課題等

- ひたち野うしく駅周辺地区においては、子育て世帯の転入により人口が増加し、多くの商業施設が立地しています。
- 牛久駅周辺地区や東部地区においては、高齢化と人口減少が進行していることから、空家の増加、商業店舗の撤退などが続いています。
- こうした流れを食い止めるために、行政や医療・福祉、商業など、生活に必要なサービスを一定のエリアに集約(コンパクト化)して効率性を確保していくとともに、各地域を各種の交通ネットワークで結び、すべての市民が必要なサービスにアクセスできる環境(「多極ネットワーク型コンパクトシティ」)を整備していきます。
- 空家や空き店舗については、地域の資産として、移住定住促進や子育て支援、多世代交流の拠点など、地域の世代循環形成のために官民で有効活用していく視点が重要です。

「生活基盤」の政策についての実感度 (立地適正化)



資料：政策企画課（市民満足度調査）

施策の展開方向と取組内容

(1)

牛久駅周辺地域に高次・広域的な都市機能と居住を誘導する（中心拠点の充実）

- ① 本市の中心拠点として、また本市のにぎわい創出拠点として、牛久駅周辺に商業施設をはじめ、交流や福祉サービス等の集積を促進します。
- ② 国の支援策等の活用や本市独自の支援により、必要な都市機能を提供する民間施設の立地や公共施設の整備を推進します。
- ③ 公共交通によって、中心市街地へ快適にアクセスできるような取組を積極的に推進します。

(2)

ひたち野うしく駅周辺地域に日常生活を支える都市機能と居住を誘導する
（地域拠点の充実）

- ① 本市の北部の地域拠点として、便利で快適な生活を送るための商業等都市機能の集積を促進します。
- ② 地区計画を活用した良好な街並みの誘導を図り、自然環境と調和した職住近接型の住宅地の整備を進めます。
- ③ 市街地に隣接する市街化調整区域においては、必要に応じて将来の市街化区域編入も視野に入れながら整備を検討します。

(3)

地域コミュニティ拠点における生活利便性を維持・活性化する（地域生活圏の形成）

- ① 小学校を中心とした生活圏のほか、店舗や集会施設など一定程度の生活関連機能が集積し、周辺を含めた生活圏を形成している地域を地域コミュニティ拠点に位置付け、都市計画制度を踏まえながら、周辺地域の生活利便性の維持・向上を図ります。
- ② 市街化調整区域の集落地においては、小学校区単位でのコミュニティ拠点の形成、道路や公園等生活基盤の維持、駅周辺の拠点地域との交通ネットワーク構築などを図ります。

(4)

空家等を活用した世代循環形成と地域コミュニティの活性化を推進する（空家活用の推進）

- ① 空家・空地バンク制度の活用などにより、若い世代や牛久市出身者のUターンや田舎暮らし希望者のIターンへの空家等の流通を促進します。
- ② 空家等を地域資源と捉え、地域住民のコミュニティ活動などへの活用を図ります。
- ③ 空家等の管理や賃貸・売買、相続等についての相談窓口を設置し、業者や専門家の紹介により管理不全な空家等の発生を防止します。
- ④ 管理不全空家等や特定空家等の発生、対応に関しては、国の法律である「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、各々の措置を実施しながら、改善・解決を図ります。

(5)

市民ニーズを活かし、時代にあった土地活用を推進する（適切な土地利用の推進）

- ① 都市計画基礎調査に基づき、用途地域などの継続的な見直し・管理を行います。
- ② 地区計画制度の活用や開発行為、建築行為や太陽光発電の設置への適切な協議・指導などにより、地域住民の意向や実情に合わせたまちづくりを推進します。
- ③ 市内の町名や地番等の見直しにより、分かりやすい町名・地番の整理を進めます。

第2節 まちのネットワーク化と人にやさしい交通環境づくり

交通ネットワーク

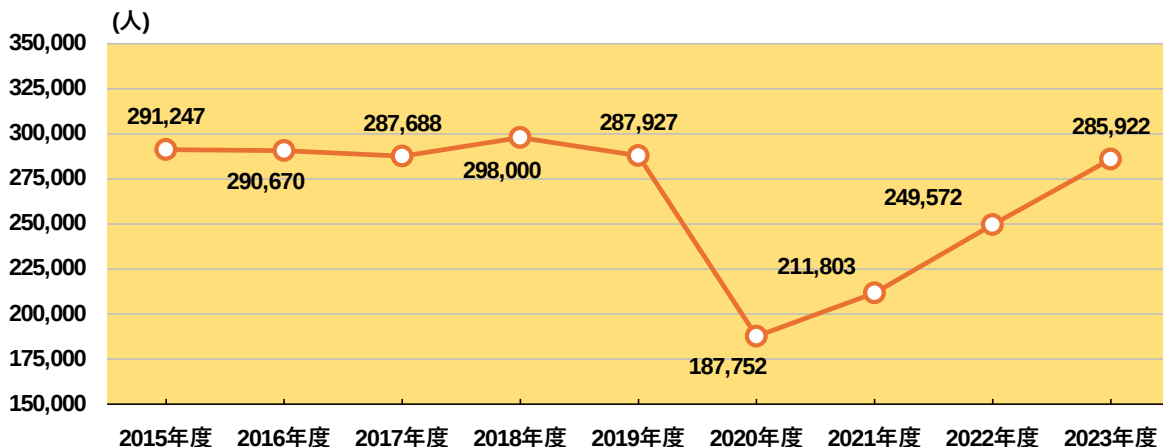
公共交通事業者との連携、スクールバスや総合福祉センター巡回バスなどの公共交通事業者以外の輸送サービスや自家用有償旅客運送の活用などにより、まちのネットワーク化と人にやさしい交通環境づくりを進めます。

参照指標	基準値	目標値
うしタクお断り件数	86 件／月（2023 年度）	60 件／月
地域性に合わせた公共交通が整備されていると感じる市民の割合	27.1%（2023 年度） 市民満足度調査により設定	40.0%

現状・課題等

- 本市では、2つの駅を核とした都市機能の誘導や小学校区単位の地域生活圏、これらをつなぐ公共交通軸の形成（多極ネットワーク型コンパクトシティ）を推進しています。
- 高齢化による運転免許証返納者の増加や、バス運転手の減少などにより、交通に対して不便に感じている市民も多く、交通ネットワークの拡充が求められています。
- 市独自の公共交通として、市街地を循環するコミュニティバス「かっぱ号」をはじめ、乗合タクシー「うしタク」などを運行していますが、これからもより一層、市民の交通利便性を向上する必要があります。
- 市内から市外への広域的な移動に関しても、路線バスとコミュニティバスの結節性向上や、JR駅の利用環境向上などにより、広域的で利便性の高いネットワークづくりが求められています。

コミュニティバス「かっぱ号」の利用者数



資料：政策企画課

施策の展開方向と取組内容

(1)

まちの拠点と地域生活圏との交通ネットワークを整備・改善する

(市内公共交通ネットワークの整備)

- ① コミュニティバスかっぱ号等と連携した路線バスの利用促進などにより、路線バスの存続、拡充を図ります。
- ② コミュニティバスかっぱ号の運行路線や便数・運行時間について、市民ニーズや利用状況を定期的に評価し、改善します。
- ③ 総合福祉センター巡回バスや病院の送迎バスとコミュニティバスかっぱ号との結節性を高め、市民の公共交通での移動を促進します。
- ④ 民間タクシー会社と連携した乗合タクシーうしタクの運行により、市民の移動手段を拡充します。

(2)

近隣市町村へ移動しやすい交通ネットワークを構築する (広域公共交通ネットワークの整備)

- ① 隣接市と本市を結ぶ路線バス等と市内公共交通ネットワークの結節性を高めます。
- ② 広域移動手段の拡充を図るため、牛久駅およびひたち野うしく駅からつくばエクスプレス乗車駅等への路線バスの便数増加を要望していきます。

(3)

交通弱者等の移動手段の確保・充実を推進する (交通弱者等の移動支援)

- ① ボランティア等による移送サービスへの支援により、経済的な事情からバス、タクシーの利用が困難な市民の足を確保します。
- ② 福祉有償運送を行う団体への支援により、移動が困難な高齢者や障がいのある人の外出を支援します。
- ③ 地域連携公共ライドシェアの導入により、交通空白地における市民の足を確保します。
- ④ 駅周辺、バス停の公共交通利用環境のバリアフリー化を推進し、だれもが移動しやすい環境をつくれます。

(4)

駅利用者の利便性を向上させる (JR常磐線利用環境の向上)

- ① 東京方面への通勤・通学者などの利便性向上を図るため、特急および中距離電車の東京駅・品川駅乗り入れ便の増加を要望していきます。
- ② 駅周辺駐車場・駐輪場の整備などにより、自家用車や自転車からの乗り換え利便性向上を図ります。

(5)

市民の快適な自転車利用を促進する（自転車利用環境の整備）

- ① シェアサイクルなどにより、市民が安全で手軽に自転車を利用できる環境を整備します。
- ② 駅前の放置自転車対策の強化や自転車利用者のマナー向上を促進し、自転車と歩行者が安全に共存できる環境を整備します。

第3節 にぎわいと活力のある魅力的なまちづくり

中心市街地 活性化

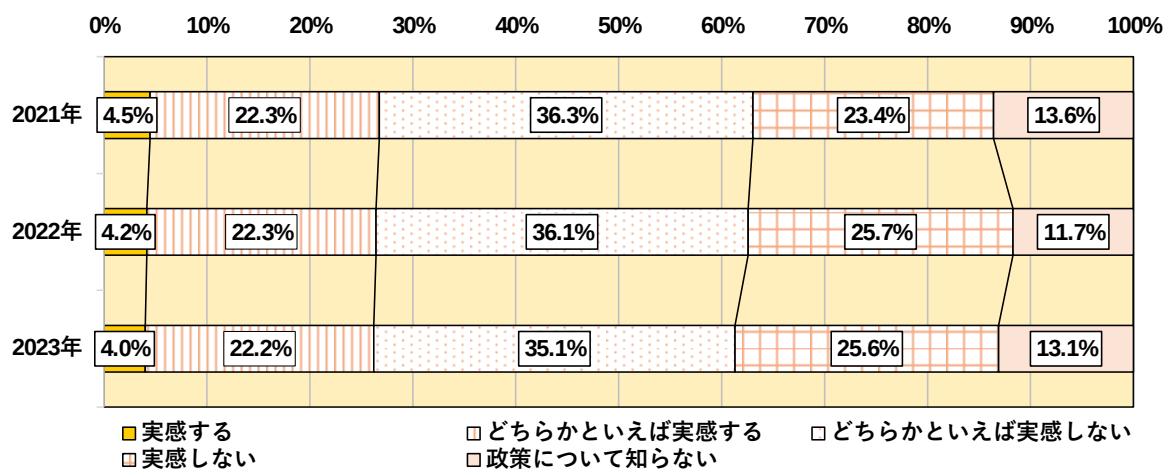
官民連携による都市空間を活用した「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の創出や、空家・空き店舗等の遊休資産の再生・活用などにより、にぎわいと活力のある魅力的なまちづくりを進めます。

参照指標	基準値	目標値
牛久駅前イベント開催件数	4件 (市補助団体主催)	5件
牛久駅を中心とした市街地の活性化が進んでいると感じる市民の割合	13.4% (2023年度) 市民満足度調査により設定	15.0%

現状・課題等

- 本市では、2つの駅を核とした賑わいある魅力的なまちを目指しています。特に、牛久駅周辺では「エスカード牛久」と「牛久シャトー」の有効活用に力を注いでいます。
- エスカード牛久については、食品スーパーやその他テナントを誘致、牛久シャトーについても市の出資法人を設立し、飲食店および物販店を一部再開するなど、復活に向けて取り組みを進めています。
- 市民の方々による、にぎわいづくりのための活動も行われており、牛久市商工会青年部主催の「うしくピザフェスタ」をはじめとして、高校生のアイデアによる牛久シャトーの活性化など「ワインと食の街うしく」を目指す取り組みが進んでいます。
- ひたち野うしく駅周辺においても、行政内、また行政と市民が連携して、道路環境や景観の整備、飲食店や商業店舗の誘致などを進めていくと同時に、地域住民の交流促進を図り、歩いて楽しく過ごせるまちなかを目指します。

「生活基盤」の政策についての実感度（中心市街地活性化）



資料：政策企画課（市民満足度調査）

施策の展開方向と取組内容

(1)

牛久駅周辺におけるにぎわいのあるまちづくり（牛久駅周辺の活性化）

- ① 牛久駅から市役所に至る一帯において、牛久シャトーを中心に、市民も観光客も楽しめるまちづくりを進めます。
- ② エスカード牛久ビルへの商業店舗等の誘致を進め、市民の生活利便性向上を図るとともに、新たな人の流れづくりを進めます。
- ③ 通学で牛久駅を利用する学生をターゲットにした施設の整備やサービスの誘致などにより、将来本市に住みたいと思う若者の増加を図ります。
- ④ 牛久駅周辺の歩道整備や沿道の商業活性化など、市民と行政の連携による魅力的なメインストリートづくりを推進します。
- ⑤ まちづくり団体や商店会、商工会（青年部）等による自発的なイベントの開催支援などにより、市民主体のまちのにぎわいづくりを促進します。

(2)

ひたち野うしく駅周辺における未来を見据えたまちづくり（ひたち野うしく駅周辺の活性化）

- ① ひたち野うしく駅周辺地区への小売店や企業の誘致により、住まいの近くで買物やしごとのできる環境づくりを促進します。
- ② 駅前広場の活用などにより、ひたち野うしく駅周辺地区における地域住民の交流促進を図ります。
- ③ 施設の整備やサービスの誘致により、若者が滞留する環境づくりに努めます。

第4節 すべての人が快適に暮らせるまちづくり

生活インフラ

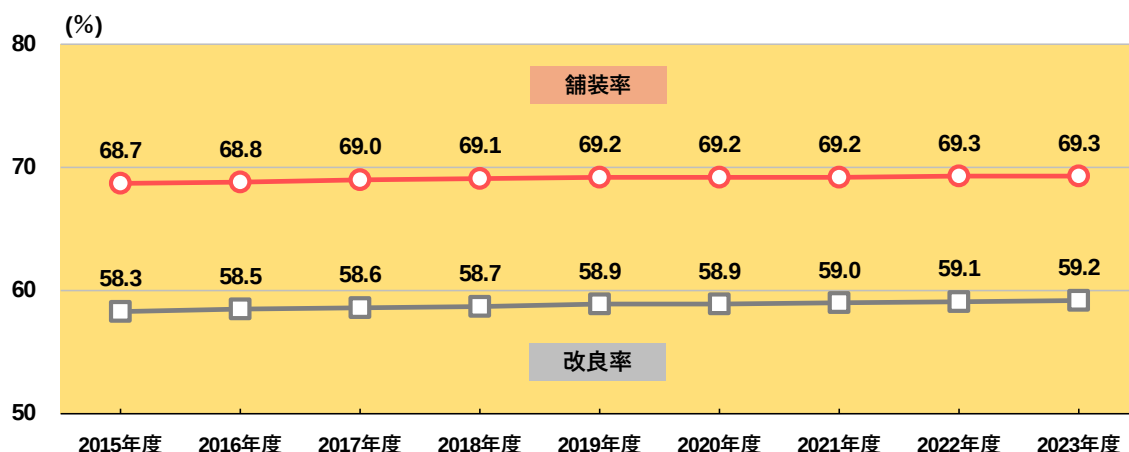
道路や雨水排水施設、上下水道など、日常生活の基盤となる施設の計画的な整備やバリアフリー対応などにより、快適に暮らせるまちづくりを進めます。

参照指標	基準値	目標値
市道舗装率	69.5%	70.0%
道路や上下水道が適切に整備されていると感じる市民の割合	76.1%（2023年度） 市民満足度調査により設定	76.1%

現状・課題等

- 生活基盤である道路（主要道路、幹線道路、生活道路）については、着実に整備、改良が進んでおり、バリアフリーで安心安全な通行環境が確保されてきています。
- 雨水排水施設や下水道施設においては、年代の早い時期に整備された市街地で老朽化が進んでいることから、計画的な更新を行う事で、ライフサイクルコストの低減を図っています。
- 市街化調整区域の集落地については、各地域の生活環境の維持・向上を図るとともに、人口減少に対応するため、それぞれの集落地の魅力を田舎暮らし希望者等にPRしていくことも必要となっています。
- 市営住宅については、低額所得者、高齢者、障がいのある人、ひとり親世帯等の住宅セーフティネットとして、計画的な改修や建替えなどにより、維持していく必要があります。

市道の整備状況



資料：道路整備課

施策の展開方向と取組内容

(1)

便利で快適な移動を支える道路交通網を整備する（主要道路・幹線道路の整備）

- ① 国道6号牛久土浦バイパスの整備要望により、国道6号の渋滞緩和及び首都圏中央連絡自動車道(圏央道)のアクセス向上を図ります。
- ② 幹線道路の整備により、市内の交通の分散化を促進します。
- ③ 茨城県や沿線自治体と連携し、圏央道の暫定2車線の4車線化について早期開通の要望活動を実施します。
- ④ 近隣市町村との連携により、市域を越えた広域的な移動の利便性向上と地域経済の活性化に資する道路交通網を整備します。

(2)

安全で快適に利用できる道路環境を整備する（生活道路等の安全確保）

- ① 幅員4m未満の狭あい道路の拡幅整備により、緊急車両の通行確保や防災性の向上を図ります。
- ② 拡幅整備が困難な狭あい道路については、待避所の設置により自動車などの通行環境を整備します。
- ③ 生活道路や市道の損傷の早期発見・修繕など、各道路の適正な維持管理を進めます。
- ④ 通学路や危険箇所の歩道整備などにより、安全な歩行空間を確保します。
- ⑤ 道路環境のバリアフリー化により、高齢者やベビーカー利用者などが歩きやすい環境をつくれます。

(3)

集中豪雨などによる浸水被害への対策を推進する（雨水排水施設の整備）

- ① 雨水管や排水施設の整備を推進し、集中豪雨などによる浸水被害防止を図ります。
- ② 調整池機能を持った緑地広場などの整備により、浸水被害の改善と下流施設への負担軽減を推進します。

(4)

市内どこでも安心して上水道が利用できる環境を整備する（水道水の安定供給）

- ① 茨城県南水道企業団に上水道の未整備地域への給水要請を行うことにより、水道水の安定供給を推進します。
- ② 水道水を大切にする広報活動や、小規模水道等の管理および地下水の安全利用などに関する啓発活動を継続的に実施します。
- ③ 地下水水質の汚染が明らかになった地点周辺で必要に応じ、県と協力し住民への周知および地下水の汚染状況の調査を実施します。

(5)

生活排水・事業用排水の適正な処理を推進する（下水施設等の設置・保全促進）

- ① 下水道未整備地域における高度処理型合併処理浄化槽の設置を助成し、生活排水の水質浄化や衛生環境の向上などを促進します。
- ② 家庭や事業所から排出される、生活排水の水質に対する監視・指導により、管渠等汚水排水施設の保全と水質汚濁の防止を促進します。
- ③ 下水道施設の持続的な機能確保とライフサイクルコストの軽減のため、ストックマネジメント計画に基づき、老朽化した下水道施設の計画的な点検・調査及び修繕・改築を行います。
- ④ 正確な原価計算と適切な料金算定に基づき、公営企業として安定した下水道事業の継続を図ります。

(6)

集落地で安心して暮らせる環境を整備する（集落地の環境整備）

- ① 市域の中央に位置し生活利便施設が集積する小坂団地を地域コミュニティ拠点と位置づけ、生活環境の維持・向上を図ります。
- ② 奥野生涯学習センター周辺地域を地域コミュニティ拠点と位置づけ、情報通信、交通手段等、生活環境の基盤整備を推進します。
- ③ 歴史・文化的資源や豊かな自然のある新地地区や遠山地区、城中地区等においては、道路等を整備し居住者と散策者の快適性を高めます。
- ④ それぞれの集落地の魅力や空家情報をとりまとめ、集落地での暮らしを希望する人や事業者へPRしていきます。

(7)

住宅セーフティネットを構築する（市営住宅の整備）

- ① 住宅確保要配慮者の最低限の居住水準を確保するため、市営住宅と民間賃貸住宅との連携などにより住宅セーフティネットの充実を図ります。
- ② DV被害者や被災時の一時的住宅困窮者等に対する空住戸の提供など、緊急時に対応した住宅を確保します。
- ③ 老朽化している市営住宅については、改修による長寿命化や建替えなどを計画的に実施していきます。
- ④ 福祉施策との連携により、介護がしやすく、高齢者や障がいのある人にも使いやすい住宅の供給を図ります。

第5節 事故や犯罪のない安心して住み続けられるまちづくり

安全安心

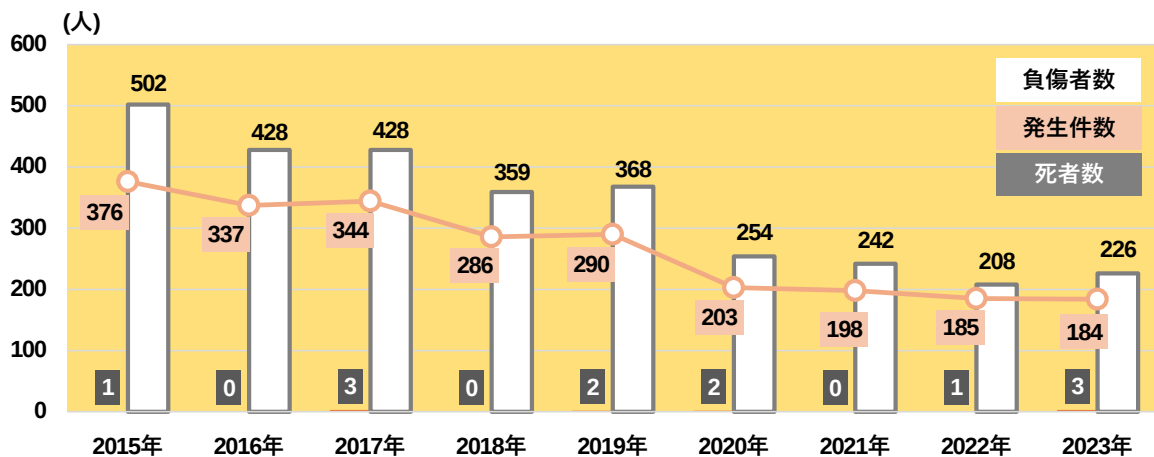
交通安全、防火、防犯などを市民と協働で取り組むことにより、安心して住み続けられるまちづくりを進めるとともに、消費者被害に関する知識の普及啓発や支援の取組により、すべての人の健全な消費活動を支えます。

参照指標	基準値	目標値
交通事故発生件数	184 件（2023 年）	158 件
刑法犯認知件数	557 件（2023 年）	478 件
交通ルール・マナーを守って生活している市民の割合	94.3%（2023 年度） 市民満足度調査により設定	96.0%
犯罪被害にあわないよう注意して生活している市民の割合	84.1%（2023 年度） 市民満足度調査により設定	86.0%

現状・課題等

- 本市では、警察等と連携した防犯カメラの設置や防犯灯の設置、交通危険箇所における交通安全施設の整備、市民との協働による防犯活動などを進めています。
- その効果もあり交通事故発生件数や負傷者数は年々減少していますが、今後も交通安全や防犯に関する意識啓発を推進していく必要があります。
- 市民による防犯パトロールや防犯教室など自主防犯活動を支援することで、地域の防犯力向上を促進し、誰もが安心して住み続けられるまちを目指します。
- 高齢化に伴い、消費者被害の増加も懸念されていることから、意識啓発を推進するとともに、被害が発生した場合に早期解決を図るための相談体制の充実・強化が求められています。

交通事故発生件数



資料：地域安全課

施策の展開方向と取組内容

(1)

交通安全・事故防止対策を推進する（交通安全対策の実施）

- ① 交通安全指導隊などの協力により、街頭指導や交通安全キャンペーンなどを実施します。
- ② 交通安全教室を保育園や幼稚園、学校、シニアクラブ等で実施します。
- ③ 交通事故防止対策の重点施策として、子どもや高齢者をはじめとする全ての道路利用者の安全を確保するため、自転車の交通ルール遵守及び夜間外出時の反射材の着用等について啓発活動を推進します。
- ④ 牛久市交通安全対策協議会による協議をもとに、啓発活動を実施し、施設の更新、カーブミラーや交差点マークの設置等、交通安全施設の整備を進めます。
- ⑤ 幼児2人同乗用自転車の購入を助成し、子育てをする者が自転車を利用して外出する時の安全性を高めます。
- ⑥ 県民交通災害共済の制度周知と加入促進などにより、交通事故当事者の経済的な負担軽減を図ります。
- ⑦ 交通事故に関する相談窓口の充実により、交通事故当事者の精神的な負担軽減を図ります。

(2)

犯罪のおこらない地域づくりを推進する（防犯対策・防犯活動の推進）

- ① 街頭防犯キャンペーンや防犯診断などの市民と行政、警察の協働による啓発活動を推進します。
- ② 広報紙やかっぱメール(牛久市メールマガジン)などによる情報提供により、市民一人ひとりの防犯意識を高めます。
- ③ 高齢者を狙った詐欺や窃盗、悪質商法による被害を未然に防ぐため、警察や防犯連絡員協議会と協力し、広報や訪問指導、シニアクラブ向け防犯教室などの防犯啓発活動を推進します。
- ④ 市民による防犯パトロールや防犯教室など自主防犯活動を支援し、地域の防犯力向上を促進します。
- ⑤ 関係団体との連携により、地域での盗難防止や少年非行の抑止、暴力排除運動などの活動を推進します。
- ⑥ 高齢者や重度障がい者の安全を確保するためにも、緊急通報システムや見守り台帳を活用します。
- ⑦ 行政区と連携し、効果的な防犯灯の整備を推進します。
- ⑧ 公園や公共施設、まちなかへの防犯カメラ設置などにより、犯罪の予防や早期発見に取り組みます。

(3)

安全な消費生活のための環境づくりを推進する（消費者行政の推進）

- ① 消費生活講座や座談会などの消費者教育の推進によって、消費者意識を啓発し、自主的かつ合理的に選択できる消費活動を行える消費者を育成します。
- ② 消費者問題に関する知識の普及により、市民の消費に関わるトラブルの未然防止を図ります。
- ③ 消費相談体制の充実・強化により、消費者被害が発生した場合の迅速かつ適切な処理を促進します。

第6節 すべての人の命を守る災害に強いまちづくり

国土強靱化

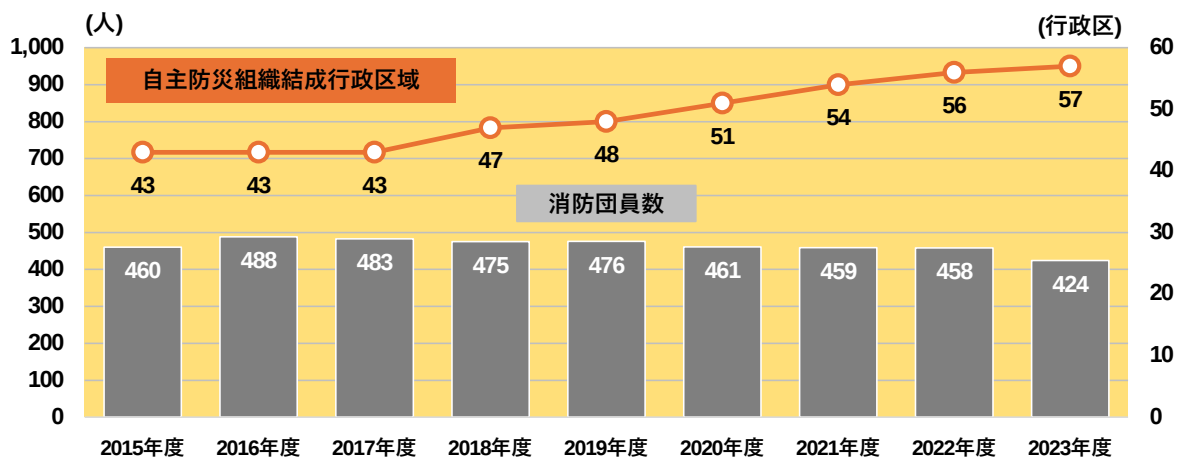
大規模災害などにおいて、すべての人の命・身体・財産が適切に保護される災害に強いまちづくりを進めます。

参照指標	基準値	目標値
自主防災組織の組織数	57	67
自主防災組織の組織率	85.1%	100%
市の防災・救急体制が整っていると感じる市民の割合	36.5%（2023年度） 市民満足度調査により設定	40.0%

現状・課題等

- 東日本大震災や関東・東北豪雨をはじめとする過去の教訓を踏まえ、災害による被害を最小化する「減災」の取り組みを推進しています。
- 地域防災力の強化、発災時の応急対策の充実、市民の防災意識の向上、情報伝達手段の確保、防災設備の配備、発災時の生活支援や救護体制の整備など、総合的に推進する必要があります。
- 近隣市町村や民間企業等との連携・協力体制の確保などについても、実際に起こり得るリスクを想定したうえで、適切な備えをしておくことが求められています。
- 本市では、行政区ごとに自主防災組織が形成され、また地域の防災リーダーとなる防災士資格を取得する市民も多いことから、こうした自発的な取り組みが市内全域に広がるよう、これからも活動資金や資格取得資金などを支援していきます。

自主防災組織結成行政区と消防団員数



資料：防災課

施策の展開方向と取組内容

(1)

平時において防災への意識向上を促進する（防災に関する啓発）

- ① 広報紙やパンフレット、防災アプリや SNS、コミュニティ FM などの活用による防災情報の発信や防災訓練並びにイベントでの PR 活動により、市民一人ひとりの防災意識の向上を促進します。
- ② 防災の専門家を活用した防災や危機管理に関する助言や意見交換会、講演などを実施し、官民の防災意識や災害への備えの強化を促進します。
- ③ 災害リスクの特定や分析を行い、災害に対する課題や対応方を明確にすることにより、防災意識や防災対策の強化を促進します。

(2)

災害時等に迅速に対応し、誰一人取り残すことのない体制づくりを推進する
(防災・救急体制の強化)

- ① 自主防災組織の活動支援や防災士資格取得支援などにより、地域主体の防災体制の育成・強化を促進します。
- ② 消防団の運営及び補助、資機材の整備などにより、災害時に迅速、的確な消防団活動を行える体制を整備します。
- ③ 消防署、消防団、警察、自主防災組織、行政区や行政機関などの関係団体・機関の連携により、地域防災力の強化を推進します。
- ④ 防災行政無線や防災アプリや SNS、コミュニティFMなど多様な情報伝達手段を活用し、必要な情報を市民に伝えます。
- ⑤ AEDの配備や救命講習会の実施などにより、災害発生時に地域で救命活動を行うことができる体制を整備します。
- ⑥ 避難行動等に配慮の必要な市民(要配慮者)への支援活動が円滑に行われるよう、避難行動要支援者名簿の整備・活用を図るとともに、民生委員児童委員や自主防災組織などの支援者と連携・連絡体制を整備します。
- ⑦ 農地の荒廃や地域経済へ影響を及ぼす風評被害などの二次災害を発生させないよう、関係団体・機関との連携体制を整備します。
- ⑧ 感染症の流行等も想定した、自然災害が発生した場合の避難所運営や避難方法について検討、周知します。

(3)

災害に強い地域づくりに向けた基盤整備を推進する（防災施設・設備の整備）

- ① 耐震化に関する市民意識の啓発および、耐震化へ寄与する事業の実施を行います。
- ② 地域コミュニティ単位に配慮し、災害時に救援や救護の拠点となる公共施設、避難所などの耐震化や機能の充実を推進します。
- ③ 消火栓や防火水槽の適切な場所への新設・維持管理、防災資機材や備蓄品の購入・管理により、災害時における被害軽減を図ります。
- ④ 行政区集会所への井戸の設置や小・中学校の井戸に揚水施設を整備し、非常用の水源を確保します。
- ⑤ 各公共施設が災害時に電源を確保できるよう、太陽光発電や蓄電池、電気自動車などにより、非常用の電源を確保します。
- ⑥ 市内河川の越水危険箇所について、堤防の点検・補強などの防止策を講じるよう管理団体に要請します。
- ⑦ 道路や污水处理施設等を管轄している部局と連携を図り、災害時においても企業や市民に必要な最低限のインフラを確保します。

(4)

広域連携等による災害への対応力強化を推進する（防災分野での連携・協力体制整備）

- ① 稲敷広域消防への運営参加により、常備消防の消防力・防災力の一層の強化を推進します。
- ② 茨城県広域避難計画に基づき、避難元市町村や関係団体などと協議・調整し、広域避難者の受入・支援体制の構築を図ります。
- ③ 救援物資の供給、電力供給、情報伝達、福祉避難所の設置などにおいて、民間企業等との協力体制を整備します。
- ④ 感染症流行時に自然災害が発生した場合における被災者支援、医療体制の確保などについて、県や近隣市町村と連携した体制強化を進めます。

第6章

【環境】

第6章

環境

豊かな自然を守り育てる 優しさのあるまち

参照指標	基準値	目標値
環境に配慮した取組を行っている 市民の割合	71.0%（2023年度） 市民満足度調査により設定	100%



第1節 多様な自然と人々が共に生きるまちづくり

自然環境

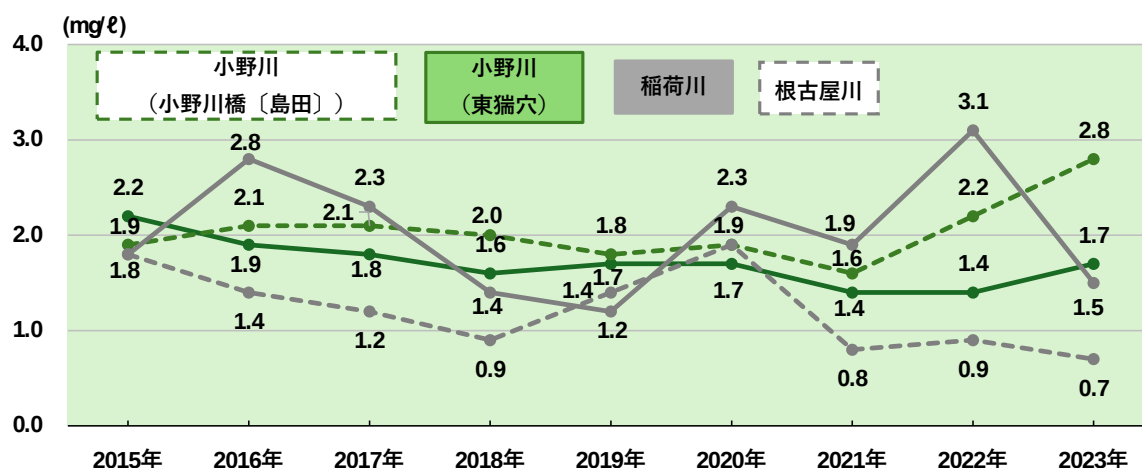
市民、事業者、行政が、「自然との共生」「生物多様性の確保」といった、環境の保全や活用に必要な知識を学び、個々ができることや、協力しあってできることを考え、本市の財産である自然環境の保全に向けた取組を進めます。

参照指標	基準値	目標値
フクロウが繁殖活動を行っている箇所数	4箇所（2023年度）	4箇所
河川のBOD、湖沼のCOD （75%値）	小野川（小野川橋）2.8 mg/ℓ、 小野川（東端穴）1.7 mg/ℓ、 稲荷川 1.5 mg/ℓ、 牛久沼 10.0 mg/ℓ	小野川（小野川橋）2.0 mg/ℓ以下、 小野川（東端穴）2.0 mg/ℓ以下、 稲荷川 3.0 mg/ℓ以下、 牛久沼 8.1 mg/ℓ以下
生物多様性を保全する取組を行っている市民の割合	14.8%（2023年度） 市民満足度調査により設定	20.0%

現状・課題等

- 本市の市街地には計画的な開発による公園や街路樹などの緑が多くあり、市街地の周辺にある豊かな里山や水辺環境、農地などには様々な生態系が存在しています。
- 手入れされずに放置されている山林や耕作放棄地の増加や、市内を流れる多くの河川が流入している湖沼（牛久沼や霞ヶ浦）の富栄養化による水質汚濁などが問題となっています。
- 本市の貴重な自然環境を未来に受け継いでいくために、行政、市民、事業者が環境保全や活用に関する知識を学び、それぞれが日々環境に配慮した行動を続けることが必要です。
- 地域住民やボランティア、NPO法人、民間企業等との連携・協働による環境保全活動を推進していきます。

牛久市内の河川の生物化学的酸素要求量（BOD）75%値の経年変化



資料：環境政策課

施策の展開方向と取組内容

(1)

自然や生き物を大切にすること意識を高める（環境保全に関する啓発）

- ① 「自然観察の森」を利用した自然環境学習および自然体験学習支援、市民参加型の自然環境調査などの実施により、自然にふれあう機会を提供します。
- ② 市内の自然環境や、貴重な生態系、種の多様性についての調査を実施し、市の自然環境に関する実態把握を推進します。
- ③ 市民・事業者・行政などが、生物多様性の価値についての知識を共有し、里山や農地、河川を守る取組を進めます。
- ④ 外来生物に関する現状を周知するとともに、「入れない・捨てない・拡げない」という外来生物被害予防三原則を啓発していきます。

(2)

自然や生き物と市民が共生する里山づくりを推進する（里山保全活動の推進）

- ① 「市民の森」「みどりの保全区」を設定し、自然環境における生態系の保護と生息空間の保全を図ります。
- ② NPO法人や民間企業との協働により、谷津田の保全再生事業を推進します。
- ③ 市内における「緑の少年団」やボランティアの活動を支援します。

(3)

まちにうるおいをもたらす水辺環境を保全する（水質改善対策の推進）

- ① 市内を流れる河川について、定期的なモニタリング調査を実施します。
- ② 小野川散策や牛久沼でのうなぎの放流・自然観察会などを実施し、市民が水質改善について考えるきっかけづくりを推進します。
- ③ 流域の市町村などで構成する霞ヶ浦問題協議会や牛久沼流域水質浄化対策協議会の取組を推進します。
- ④ 遠山川や結束川などの準用河川における改修・整備を推進します。

第2節 市民がやすらげる、自慢できる景観・公園づくり

景観・公園

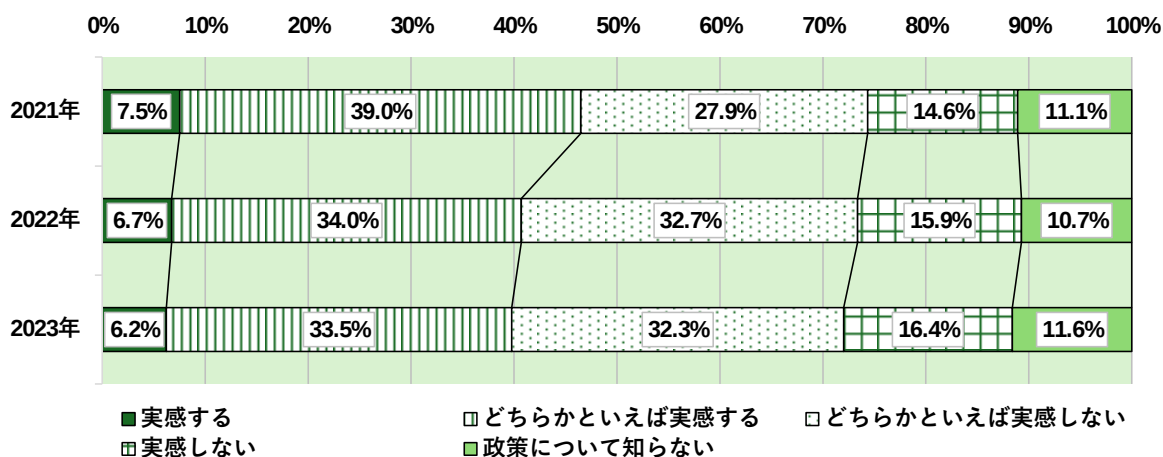
牛久シャトーなどの歴史的建造物や宿場町の街並みや身近な公園や緑地、牛久沼や谷津田、里山などの豊かな自然資源を活かした、市民がやすらげる、自慢できる景観づくりを進めます。

参照指標	基準値	目標値
牛久市公園里親団体数	18 団体	20 団体
牛久市道路里親団体数	1 団体	5 団体
景観を維持・改善する取組を行っている市民の割合	48.4%（2023 年度） 市民満足度調査により設定	50.0%

現状・課題等

- 市街地には、牛久シャトーなどの歴史的建造物や宿場町の街並み、身近な公園や緑地があり、市街地の周辺には、牛久沼や谷津田、里山などの豊かな自然資源があります。
- 牛久市景観計画では、市内全域を景観計画区域とし、開発や建築等の行為に際して、外観や色彩等に関する届出によって、地域の特性に応じた良好な景観の形成を誘導しています。
- 行政区や自治会は身近な公園や緑地を里子にみたてて、清掃・美化、花壇の手入れ、除草等の管理活動を行っており、市はこうした取り組みを支援しています（牛久市公園里親制度）。
- 良好な景観は、市民の地域に対する誇りや愛着を醸成し、観光客の誘致などの地域活性化にもつながるため、市民が自慢でき、やすらげる景観づくりを進めます。
- 市民や事業者との協働による、歴史や文化、自然資源を活かした「景観まちづくり」を積極的に進める必要があります。

「環境」の政策についての実感度(景観公園)



資料：政策企画課（市民満足度調査）

施策の展開方向と取組内容

(1)

歴史や文化、自然と調和した景観づくりを推進する（景観形成）

- ① 景観形成に関する啓発や広報等による情報提供などを積極的に実施し、市民主体の景観形成を促進します。
- ② 牛久市景観計画に基づく建築物や開発行為などへの指導・誘導、違反屋外広告物に対する適正指導により、歴史や文化、自然と調和のとれた街並みの形成を促進します。
- ③ 生垣の設置や壁面緑化により、市街地における「みどり」の確保を推進します。
- ④ 雑草が繁茂して景観悪化や近隣の住環境の悪化を招いている空地について、所有者への指導や所有者からの依頼を受け専門業者へ除草の依頼を行います。
- ⑤ 市民や来訪者にわかりやすく、景観にも配慮したサイン(記号・表示・標識)を整備します。

(2)

市民生活にやすらぎをもたらす公園・緑地を整備する（公園・緑地の計画的整備）

- ① 市街地における緑地や都市公園の計画的な配置や機能の充実により、地域の防災避難場所の確保や市民の憩いの場の充実を図ります。
- ② 公園の里親活動への支援などにより、市民参加による公園・緑地・街路樹の維持管理を促進します。
- ③ 自然環境保全活動を行う市民と土地所有者の円滑なコミュニケーションを支援し、適正な緑地の維持を促進します。

第3節 資源が循環する「ゼロカーボン」のまちづくり

循環型社会

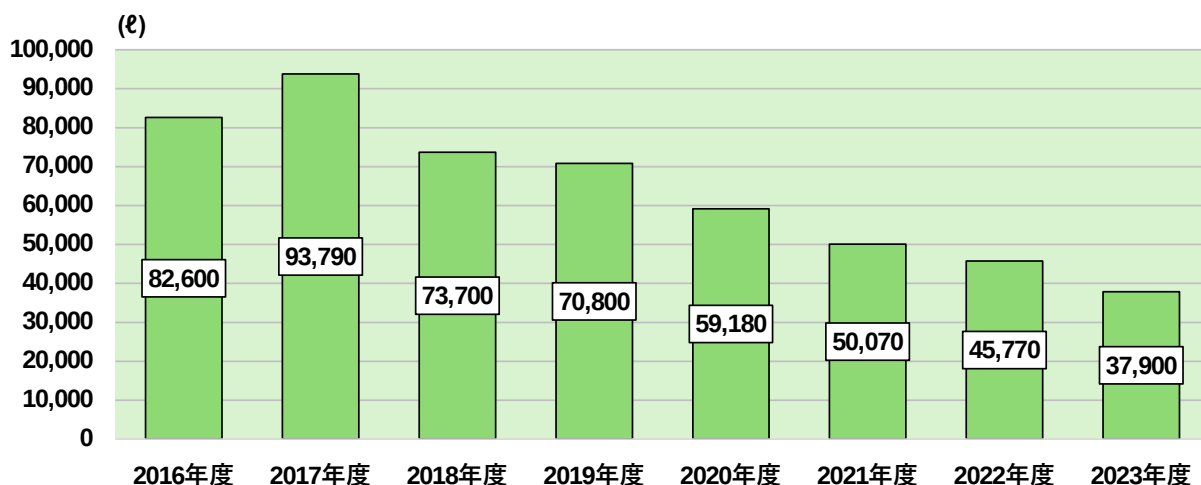
2050年までに地球温暖化の原因である二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることを旨とする(ゼロカーボンシティの表明)とともに、ごみの減量、資源化、再生可能エネルギーや新エネルギー利用への取組などにより、資源循環型社会の構築を目指します。

参照指標	基準値	目標値
省エネ・再エネ対策によるCO ₂ 排出量	513千t-CO ₂ (2013年度)	342千t-CO ₂ (2030年度)
市公用車の電動化率	8.0%	12.0%
省エネ・再エネのための取組を行っている市民の割合	62.9% (2023年度) 市民満足度調査により設定	90.0%

現状・課題等

- 廃棄物の発生を抑制し、再利用、再資源化することや、省エネルギー対策、再生可能エネルギーの活用などといった、「資源循環型社会」の構築が求められています。
- 本市では、以前から資源循環型社会の構築に向けた取り組みを推進しており、2008年に「バイオマスタウン構想」を公表し、2013年には国から「バイオマス産業都市」の認定を受けています。
- 廃食用油を燃料化して公用車や発電に利用する資源循環などの取り組みを進めてきました。また、ごみの減量、資源化にも取り組んでおり、市民一人当たりのごみ排出量は少しずつ減少しています。
- これからも「ゼロカーボンシティ」として、低炭素、脱炭素化を進めるとともに、市民や事業者への普及啓発を行い、実践を支援していく必要があります。

廃食用油のバイオディーゼル燃料製造量



資料：環境政策課

施策の展開方向と取組内容

(1)

市民や事業者の環境に配慮した活動を促進する（環境に関する普及啓発）

- ① 市民や事業者に対して循環型社会の形成に関する取組の普及啓発を推進します。
- ② 「うしくエコオフィス行動計画」に基づき、庁内において環境に配慮した取組を率先して実行します。

(2)

省エネルギー対策やエネルギー等の地産地消を推進する

（省エネルギー対策・バイオマスタウン構想の推進）

- ① 市民と事業者向けのセミナー開催やパンフレットの配布などにより、省エネルギー対策の普及啓発を推進します。
- ② 温室効果ガスの削減に寄与する住宅用省エネルギー設備を設置する家庭に対し、設置費用を助成します。
- ③ 事業者に対し、国の支援制度を活用した省エネルギー診断や資源利用効率の向上のための設備、クリーン技術の導入などをあっせんします。
- ④ コミュニティバスかっぱ号の利便性向上により、市民の自家用車利用から公共交通への転換を図ります。
- ⑤ 市民や事業者から回収した廃食用油からバイオディーゼル燃料を製造し、燃料として利用します。
- ⑥ 伐採木や建築端材などから製造された木質ペレットを市内の公共施設等の空調の燃料として利用します。

(3)

ごみを減らし、再資源化する取組を推進する（ごみの減量、再資源化の推進）

- ① 広報紙やホームページなどを活用し、市民や事業者に対するごみの減量、再資源化に関する積極的な情報提供と意識啓発を図ります。
- ② 清掃工場見学や出前講座、小・中学生を対象としたごみの減量や資源化に関するポスター募集などの環境教育を実施し、ごみに関する意識向上を促進します。
- ③ 公共施設におけるごみ排出量の削減や、環境負荷の少ない製品の購入、普及を推進します。
- ④ 生ごみ処理器を購入した世帯への補助や子供会・行政区のリサイクル事業への補助など、ごみの発生抑制や再資源化に関する取組への支援を充実し、市民の取組のさらなる普及、拡大を促進します。

(4)

適切なごみ処理体制の確立を推進する（ごみ処理体制の確立）

- ① ごみの収集方法やごみ集積所の場所などの見直しを適宜実施し、収集業務の安全性・効率性等の向上を促進します。
- ② 周辺自治体や関係諸団体との総合的な相互支援体制を構築し、大規模災害時におけるがれきなどの廃棄物の適正処理を図ります。
- ③ 本市は焼却灰の最終処分場を有しないため、今後も複数の受け入れ体制を維持します。
- ④ 牛久クリーンセンターの定期的な点検整備と、維持補修工事を行い、適切な廃棄物処理を継続します。

第4節 人と地球にやさしいまちづくり

環境衛生

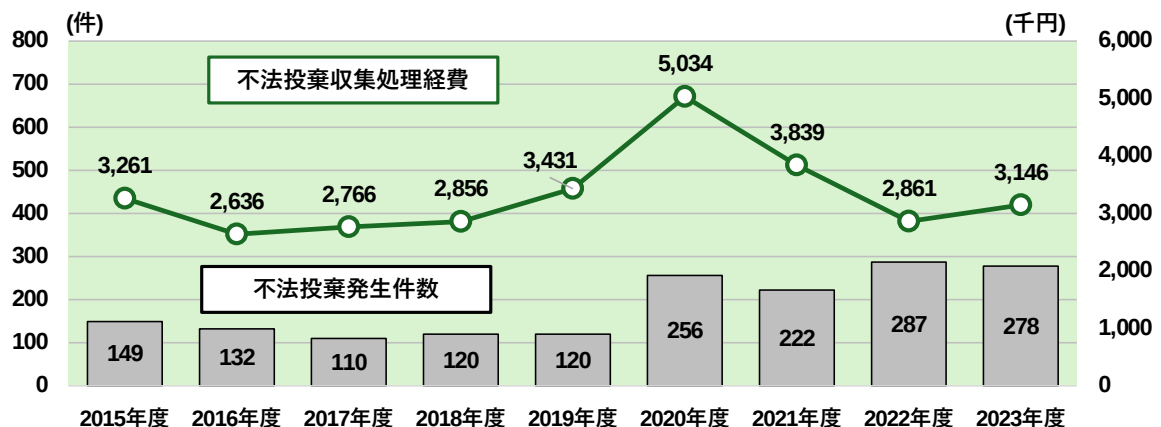
大気汚染や水質汚濁、土壌汚染、不法投棄など、環境悪化につながる問題に取り組むことにより、人と地球にやさしいまちづくりを進めます。

参照指標	基準値	目標値
騒音・振動・悪臭等の相談件数	9件（2023年度）	0件
狂犬病予防注射接種率	75.5%	77.0%
街をきれいにする取組をしている市民の割合	48.4%（2023年度） 市民満足度調査により設定	49.0%

現状・課題等

- 市民生活の多様化や生活利便性の追求などにより、市民の生活環境は向上している一方で、環境汚染などが懸念されます。
- 自動車の騒音や排気ガスによる大気汚染、廃棄物の不法投棄、屋外焼却や畜産に由来する悪臭等、日常生活から発生する都市生活型公害が発生しており、その対策が求められています。
- 工場などから発生する有害性のある物質については、これらの正しい情報を収集するとともに、正しい使用をすることで、各種汚染を予防することが必要です。
- 飼い主としてのマナー等の啓発や、飼育放棄による生態系の破壊などの害の周知などにより、市民と動物が共生できる社会づくりを進める必要があります。

不法投棄発生状況と収集処理経費



資料：廃棄物対策課

施策の展開方向と取組内容

(1)

空気のきれいなまちづくりを推進する（大気環境の保全）

- ① PM2.5や自動車排気ガスなどによる大気汚染の状況について、正確な情報を収集し、公表します。
- ② エコドライブやアイドリングストップ、公共交通や自転車利用の促進など、大気環境にやさしい取組を推進します。
- ③ 牛久クリーンセンター（ばい煙発生施設）の監視、屋外焼却行為などに対する指導を推進します。
- ④ 道路や交差点の整備等により渋滞緩和を促進し、自動車排気ガスの排出量の抑制を図ります。

(2)

騒音や悪臭、土壌汚染等に悩まないまちづくりを推進する（公害対策の推進）

- ① 自動車騒音や振動などについて定期的なモニタリングを実施し、警察等との連携により対策を講じます。
- ② 工場や建設現場などから発生する騒音や悪臭、振動などに対する監視・指導を推進します。
- ③ ダイオキシンなどの有害化学物質や放射能に関する情報を収集し、問題が発生した場合は適切に対処します。
- ④ 茨城県や周辺自治体、警察などとの連携を強化し、不法投棄に関する情報網の構築や不法投棄への対応強化を推進します。

(3)

動物と市民がともに暮らせるまちづくりを推進する（動物愛護・適正飼育）

- ① 畜犬の登録や狂犬病の予防接種など、ペットに関する飼育のルール of 周知を図ります。
- ② ペットの飼い主に対する飼育マナー向上などの啓発活動を実施し、市民と動物が共生できる環境をつくれます。
- ③ 飼い犬や猫の去勢または不妊手術費用の一部を助成することにより、無秩序な繁殖による近隣への被害や迷惑を予防します。

(4)

周辺環境に配慮した墓地や埋火葬の適正な管理を推進する（墓地や埋火葬の適正管理）

- ① 墓地に関する情報を適正に管理します。
- ② うしくあみ斎場の安定的な管理運営に努めます。

第7章

【行政運営】

行政が市民に信頼
されているまち

参照指標	基準値	目標値
行政運営が適切に行われている と感じる市民の割合	25.9%（2023年度） 市民満足度調査により設定	30.0%

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第1節 市民が利用しやすい、やさしい窓口づくり

窓口サービス

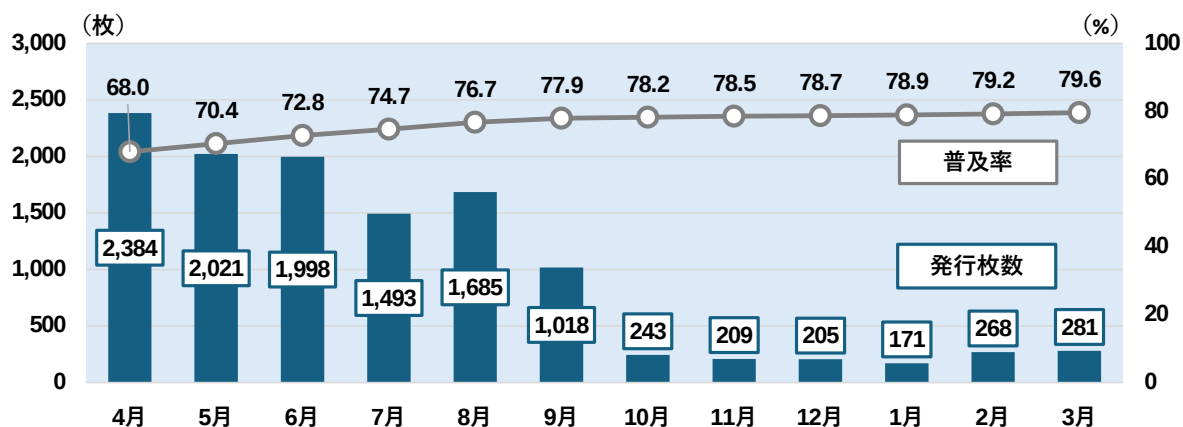
自治体DXを推進し、市役所機能の高度化・専門化を進めるとともに市民の利便性を向上させ、多様な相談に適切に対応できる窓口づくりを進めます。

参照指標	基準値	目標値
マイナンバーカード普及率	79.6%（2024年3月）	100%
オンラインで申請可能な行政手続き数	73件（2023年度）	86件
コンビニ発行可能な諸証明の コンビニにおける発行率	22.7%	50.0%
窓口の対応が以前より親切になった と感じる市民の割合	59.2%（2023年度） 市民満足度調査により設定	60.0%

現状・課題等

- 市役所の各担当窓口で必要となる申請や届出について、届出証明、税金や福祉、保険・医療福祉などの一部についてはインターネットによる電子申請が可能となっています。
- 電子申請の種類に応じて、マイナンバーカードが必要となっているほか、手続きのデジタル化・ワンストップ化を更に推進していく上でもマイナンバーカードの普及が不可欠です。一方で、2023年度時点では市民への普及率は80%未満に留まっています。
- 自治体DXを通じて、来庁せず利用できるサービスを増加し、市民の利便性向上に努めるとともに、マイナンバーカードの利便性を周知し、普及啓発を進めることが必要となります。
- また、市民の多様な相談に適切に対応できる窓口づくりを進めるためにも、自治体DXを通じて職員の業務の効率を図っていくことが重要です。

マイナンバーカード発行枚数と普及率 2023年度



資料：総合窓口課

施策の展開方向と取組内容

(1)

自治体DXの推進により市民サービスの利便性向上を図る（自治体DX推進による利便性向上）

- ① 必要な手続きの申請書類の一元化やオンライン申請、混雑状況の発信の充実と、予約システムの導入などにより、申請業務の効率化と申請者の負担軽減を図る自治体窓口のDXを推進します。
- ② マイナンバーカードを活用したオンライン申請や証明書等のコンビニ交付など、来庁せずにできる手続きの拡充による利便性の向上を図ります。
- ③ 地方公共団体情報システム標準化基本方針に基づく標準準拠システムを導入し、同時に、自治体DXに係る取組を推進することで人的・財政的負担を抑制します。

(2)

市民が安心して利用できる窓口づくりを推進する（窓口サービスの満足度向上）

- ① 自治体DXを通じた業務の効率化により、市役所機能の高度化、専門化を進め、来庁者が満足できる体制整備を進めます。
- ② 土曜日・日曜日の市役所および出張所での業務等について、取扱い業務や開庁時間の見直しなどを通じて、市民が窓口を利用しやすい環境づくりに取り組みます。

第2節 地域に密着した職員、コンプライアンス重視の組織づくり

行政組織

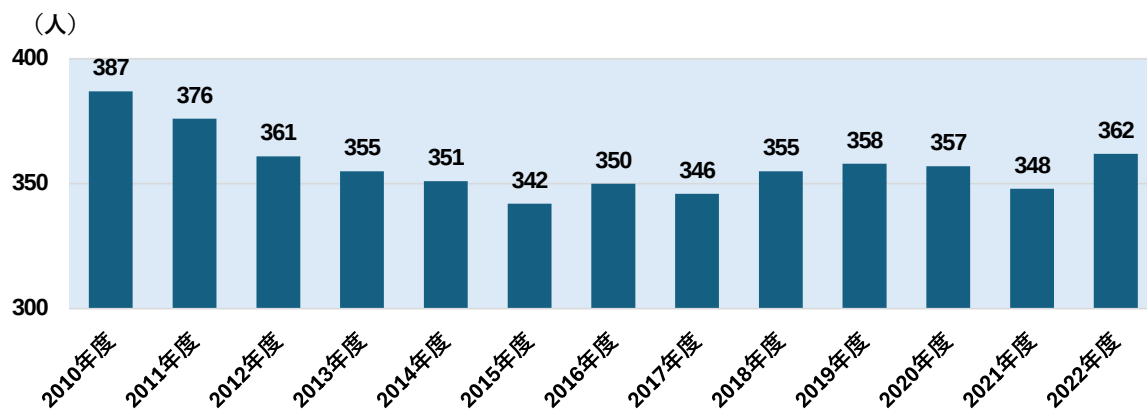
人員の適正配置やDX等の積極的な推進により事務作業を効率化し、職員が地域により密着した仕事に取り組める環境づくりを進めます。また、新たな発想で挑戦できる職員の育成や、コンプライアンスを重視した組織づくりを進めます。

参照指標	基準値	目標値
常勤職員数	353 人（2023 年度）	460 人
何かあったら相談できる市の職員がいる 市民の割合	10.1%（2023 年度から） 市民満足度調査により設定	11.5%

現状・課題等

- 本市の職員の年齢構成は比較的バランスが取れており、適正化が図られています。
- 同規模の自治体と比べると職員数が少なく、安定した行政サービスを提供するためには、計画的な職員採用が必要となります。また、地域課題や市民ニーズの多様化に対応するため、部署間の連携を強化するとともに、職員育成も重要です。
- 国では「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を策定し、2025 年までに地方公共団体の情報システムの標準化・共通化を進め、新基準に適合したシステムへの移行を目指すとしています。これにより、維持管理や制度改正時の負担軽減、新たな行政サービスの迅速な提供が期待されています。
- また、国では自治体が重点的に取り組む事項を記載した「自治体 DX 推進計画」を策定しています。本市においても、自治体DXの推進や民間委託を進め、業務の効率化等を図り、職員が地域密着型の仕事ができる環境整備が求められています。

市の職員数



資料：人事課

施策の展開方向と取組内容

(1)

多様化する課題やニーズに柔軟に対応できる組織をつくる（組織体制の整備）

- ① 業務の棚卸しや内容精査により、業務の標準化や自動化を図るとともに、外部委託や ICT の活用を進めます。
- ② 各部課等の業務の横断的な把握・管理、組織の新設・統廃合などにより、多様化する地域課題や市民ニーズに適切に対応できる組織体制を整備します。
- ③ 緊急かつ重要な課題が生じた場合には、特定プロジェクトの設置による全庁協力体制の構築などにより、柔軟かつ効果的・効率的な対応を推進します。

(2)

行政サービスの質を高める職員を採用する（計画的な職員採用）

- ① 再任用職員や会計年度任用職員を含めた人材の計画的な配置により、多様化・複雑化する行政需要に的確に対応できるよう努めます。
- ② 豊富な経験、専門的な知識を有した人材の確保と、年齢層のバランスを図り、これからの本市行政を担う力や志を持った職員の採用に積極的に取り組みます。

(3)

市民に信頼され課題に挑戦する職員を育成する（人財の育成）

- ① 市民に信頼される行政運営を行えるよう、監査の実効性や独立性・専門性を向上させ、効率的な行政の執行及び適正な財務の執行に向けた監査を実施することで、職員の育成指導を進め、行政事務の適法性・適正性の確保に努めます。
- ② 行政職員として必要な法令等の知識、倫理観、公平・中立な姿勢を備えた職員を育成するため、職員研修を積極的に実施します。
- ③ デジタルスキルを高める研修を推進し、広い視野と新たな発想をもって挑戦できる職員の育成を図ります。
- ④ 積極的な能力開発や納得性の高い人事評価と配置、健全な勤務条件の確保、福利厚生の充実などにより、職員が心身ともに健康で、高い意欲を持って働くことができる職場環境づくりを推進します。

第3節 近隣市町村や民間との連携による時代にあったサービスづくり

広域行政 ・ 民間委託

広域行政サービスの展開、事業の民間委託、指定管理者制度の活用などにより、経済合理性を高めつつ、市民ニーズに対応していきます。

参照指標	基準値	目標値
公共施設の民間活力の導入件数	4件	5件

現状・課題等

- 本市では、消防・救急や上水道など広域行政サービスを提供しており、災害時等においては、近隣市町村との相互応援協定などを締結しています。
- 人口減少や財政的な制約、地域課題や市民ニーズが多様化する中、単独の自治体ですべての行政サービスを提供することが難しくなっており、広域連携がより一層重要となっています。
- 広域行政サービスを推進するにあたっては、自治体間等の連携の強化を図り、役割分担を明確にする必要があります。
- また、民間の資本やノウハウを活用することで、質の高いサービスの提供や地域雇用の拡大にも繋がることから、業務の見直しと適切な手法による委託を実施していくことが求められます。

現在実施されている広域行政サービス

行政サービス名	実施機関
1. 消防	稲敷地方広域市町村圏事務組合
2. 救急	稲敷地方広域市町村圏事務組合
3. 水防	利根川水系県南水防事務組合
4. 上水道	茨城県南水道企業団
5. 火葬場	牛久市・阿見町斎場組合
6. 斎場	牛久市・阿見町斎場組合
7. し尿処理	龍ヶ崎地方衛生組合

2024年3月現在 資料：政策企画課

施策の展開方向と取組内容

(1)

市民ニーズと時代の変化に対応した広域行政を推進する（広域行政の推進）

- ① 消防・救急や上水道、し尿処理施設、火葬場・斎場などの広域行政によるサービスを継続的に実施します。
- ② 周辺市町村等との連携強化などにより、市民ニーズや時代の変化に対応した新たな広域行政サービスを検討し推進します。
- ③ データ連携基盤の整備により、多様なデータ連携を活用したサービスの充実を推進します。

(2)

民間のノウハウ活用による経済性とサービスの向上を推進する（民間委託の推進）

- ① 事業の民間委託、指定管理者制度の活用、公設民営方式の導入などにより、民間資本とノウハウによる経済合理性とサービスの質の向上を図ります。
- ② 業務のアウトソーシングなどにより、地域の雇用増加や市民の視点によるサービスの改善に取り組めます。

第4節 公共施設の整備による安定した行政サービスの提供

公共施設

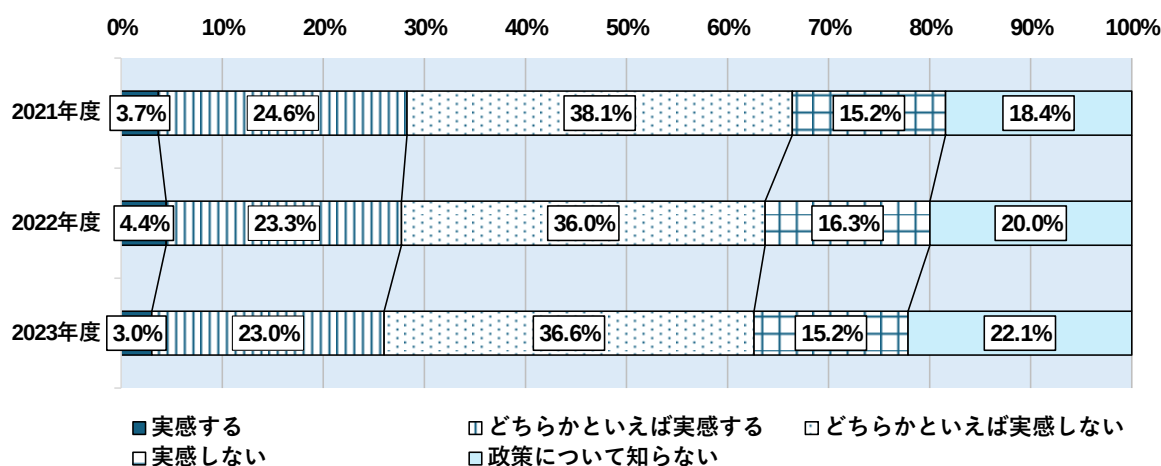
公共施設等の市有財産について、施設の長寿命化や配置・規模の適正化、民間資金の活用や受益者負担の適正化などにより、将来にわたって安定した公共サービスを提供していきます。

参照指標	基準値	目標値
ネーミングライツ導入施設数	0施設	3施設
公共施設が適切に管理・整備されていると感じる市民の割合	31.5%（2023年度） 市民満足度調査により設定	36.5%

現状・課題等

- 本市では「牛久市公共施設等総合管理計画」と整備計画や長寿命化計画等の個別施設計画に基づき、公共施設等の適切な維持管理・整備に努めています。
- 市民満足度調査によると、公共施設の政策についての実感度（どちらかといえば含む）は、2割となっています。また、本市の多くの公共施設やインフラは老朽化が進行しており、今後少子高齢化による税収減や財政状況が厳しくなることも予測されます。さらに、地域によって求められる機能やニーズも異なっています。
- 安全で安心に利用できる施設を提供するためには、予防保全を基とした計画的な維持管理や、更新等にかかる費用抑制により財源負担を軽減していくことが必要です。
- 地域や市民ニーズ、ユニバーサルデザイン等の社会変化に対応した、施設機能の向上・サービス提供を進めていくためには、民間活力の導入や、ネーミングライツ等の活用も重要となります。

「行政運営」の政策についての実感度（公共施設）



資料：政策企画課（市民満足度調査）

施策の展開方向と取組内容

(1) 予防保全による公共施設の長寿命化を推進する（公共施設長寿命化の推進）

- ① 施設や設備の劣化や損傷等の状況に応じた対策を行い、施設性能の低下や事故を未然に防ぐとともに、財政負担を抑制します。
- ② 施設の劣化状況や利用状況等を勘案した優先度を設定し、長期的な財政状況を踏まえて、計画的に修繕・改修、更新、処分等を実施します。

(2) 市民ニーズや時代にあった施設整備を推進する（公共施設利用環境の整備）

- ① 施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインを推進し、時代や市民ニーズに即した施設性能の向上に努めます。
- ② 民間活力の導入により、民間の視点による施設の利用環境の向上や経営の効率化を促進します。

(3) 公共施設、公用車等を適切に維持管理、運用する（公共施設、公用車の管理運用）

- ① 公共施設の維持管理にかかるコストの縮減と財源確保を図り、利用者が快適に利用できる施設運営に努めます。
- ② 感染症の発生に備え、備品の確保・点検等を行うとともに、衛生的な環境の維持に努めます。
- ③ スクールバスや総合福祉センター巡回バスなどとして活用しているバスや公用車について、適切な維持管理、配車や運行管理により、トータルコストの削減を図ります。
- ④ ネーミングライツ事業の導入による自主財源の確保により、施設等の良好な運営を図ります。

第5節 課税や契約行為における公平性や透明性の確保

課税・契約

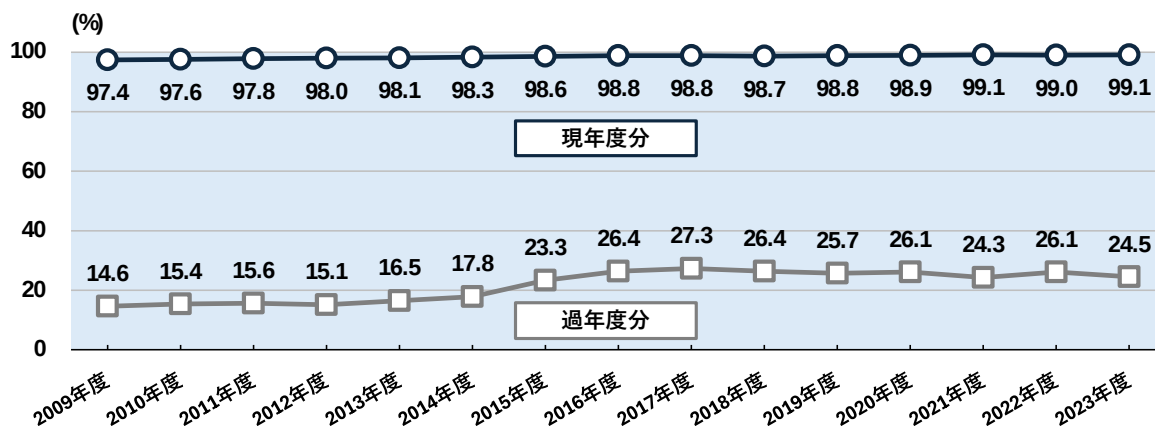
適切な課税と徴収により、税負担の公平性を維持し、安定した自主財源を確保します。また、入札や契約行為における適正な監査・検査により、公平性と経済合理性を確保します。

参照指標	基準値	目標値
ふるさと牛久広援寄附金受入額	777,193,065 円	1,200,000,000 円
課税や契約行為の状況がわかりやすく公表されていると感じる市民の割合	14.5% (2023 年度) 市民満足度調査により設定	20.0%

現状・課題等

- 本市では、市税の納付方法について、口座振替、コンビニ納付、スマートフォンアプリ、eL-QR 対応の金融機関等が利用可能であり、利便性向上に努めています。また、休日相談・夜間相談の実施により、滞納者等の徴収率向上に取り組んでいます。
- 人口減少に伴う市税の減収が今後の課題であり、市民サービスの維持に向けて、市税等の徴収率向上の積極的な取組や、受益者負担(使用料等)の適正化、ふるさと納税の拡充等、自主財源の確保に努めることが重要です。
- 市民から信頼を得る行政運営を進めるためには、公平性や透明性、経済合理性の確保が重要であり、本市においても、入札や契約行為等の情報公開が進められています。
- また、国の「新・担い手 3 法」により、建設業の働き方改革や生産性向上が進んでおり、本市は発注者として、適切な工期や施行時期の調整、社会保険加入状況等の確認などにより、建設業者と労働者が適切な環境で、適切な品質の工事ができる契約締結を進める必要があります。

市税収納率



資料：収納課

施策の展開方向と取組内容

(1)

税の公平性を維持し自主財源を確保する（市税等の公平な賦課徴収）

- ① 課税客体の的確な把握による公平な賦課徴収を実施します。
- ② 市民等納税者が納付しやすい環境の整備を推進し、滞納者に対しては納税相談の実施や積極的な滞納整理を行い滞納額を減少させることにより、徴収率の向上を図ります。
- ③ 税以外の保険料など各種料金においても公平性を担保する対策を講じます。
- ④ ふるさと納税（ふるさと牛久広援寄附）の返礼品や活用内容の充実、積極的な情報発信に取り組み、財源の確保につなげます。
- ⑤ 国民健康保険の適切な運用とともに医療費の適正化に取り組み、制度運営の安定化を図ります。

(2)

適正な監査や検査、審査により公平性、透明性、経済合理性を確保する

（適正な監査、検査等の実施）

- ① 入札や契約行為、監査、検査を適切に行い、公平性や透明性、経済合理性の確保を図ります。
- ② 担い手3法に基づき、公共工事等の価格、工期などにおける適正な契約を行うことにより、建設業者等の働き方改革や生産性の向上、工事の品質確保などを促進します。

第6節 財政運営の透明性、納得性の確保

財政運営

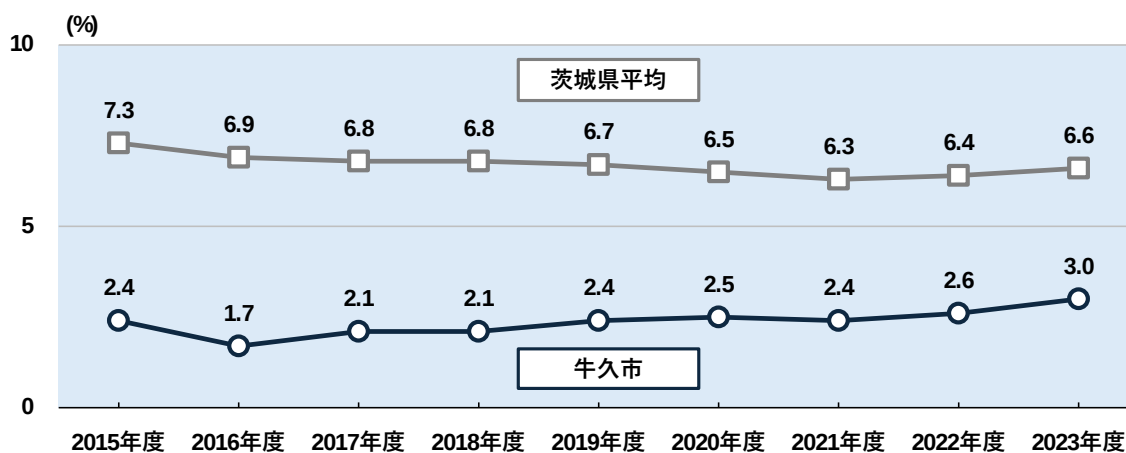
財務書類を適切に作成し、経年変化や類似団体間比較を資産管理や予算編成などに活用していきます。また、市民等への分かりやすい財政情報開示に取り組むなど、透明で納得性の高い財政運営を進めます。

参照指標	基準値	目標値
積立金残高比率	54.4% (2023 年度決算値)	55.0% (2027 年度決算値)
実質公債費比率	3.0% (2023 年度決算値)	3.4% (2027 年度決算値)
市の財政状況がわかりやすく公表されていると感じる市民の割合	16.1% (2023 年度) 市民満足度調査により設定	20.0%

現状・課題等

- 市民の税金を適正に管理・使用することは行政の基本であり、予算や決算の審査と公表が重要です。補助金の支出も目的に沿った支出がなされているか厳重にチェックする必要があります。本市においても、適切な予算・決算の公表に努めており、補助金の適正化について検証をしています。
- 本総合計画は、市の事業を結び付けることができるよう施策を体系化していますが、体系に合わせて予算・決算を公表するなど、より市民にわかりやすい方法で財政運営状況を公表する必要があります。
- 少子高齢社会において、税収減と社会保障費の増加が懸念されるなかで、「選ばれるまち」であり続けるためには、歳出削減を図りながら、戦略的な投資をしていくことが求められています。経年変化や類似団体比較の活用などにより、合理的、効果的な予算を編成し、執行していくことが重要です。

実質公債費比率



資料：財政課

施策の展開方向と取組内容

(1) 正確な公金管理を推進する（正確な公金管理）

- ① 公金や物品管理のシステム化により、正確性と効率性を高めます。
- ② 決算などが地方公会計基準に準拠して作成され、予算の執行または事業が効果的かつ効率的行われるよう取り組みます。
- ③ 事業の実態を踏まえた補助がなされているかをチェックする体制を強化し、有効かつ適正な補助金の交付に努めます。

(2) 合理的で効果的な予算を編成、執行を管理し、分かりやすく公表する（適切な財政運営）

- ① 経年比較や類似団体間比較を予算編成や資産管理などに活用します。
- ② 民間の手法を取り入れた事業の設計や見直しなどにより、合理的かつ効果的な予算編成と執行を推進します。
- ③ 事業の経済性・効率性・有効性等の視点を踏まえ、業務改善に向けた実効性ある監査、検査などを推進します。
- ④ 感染症の流行や自然災害などに備え、基金残高を確保します。併せて、市債残高についてもバランスを図りながら管理します。
- ⑤ 総合計画の施策に合わせた予算・決算の公表など、市民に分かりやすい方法で財政運営状況を公表します。

